

# 拓殖大学論集

## 政治・経済・法律研究

第 23 卷 第 2 号

2021 年 3 月

椎名規子教授 守山 正教授 退職記念号

---

### 論 文

氏名権, 親の命名権をめぐる比較法的考察

— 日本の実務と中国の指導案例 89 号「北雁雲依」事件,

中国民法典の人格権規定から — ……………長 友昭 (1)

連携中枢都市圏とスピルオーバーに関する実証分析 ……………宮下 量久 (23)

ウィリアム・ペティと経済科学の曙 (1) ……………大倉 正雄 (41)

### 抄 録

選挙ポスターにおける候補者の顔の表情:

2017 年総選挙での候補者の「笑顔度」と「得票率」……………浅野 正彦 (97)

退職教員の挨拶・略歴・研究業績

次の一步へ ……………椎名 規子 (101)

退職を迎えて ……………守山 正 (107)

拓殖大学 研究所紀要 投稿規則…………… (117)

「政治・経済・法律研究」執筆要領…………… (119)

---

# 氏名権、親の命名権をめぐる比較法的考察

— 日本の実務と中国の指導案例 89 号「北雁雲依」事件、  
中国民法典の人格権規定から

長 友 昭

## 要 旨

本稿では、日本法と中国法における氏名権・姓名権および親の命名権について、日中両国の現行法の解釈と実務の状況を紹介することによって明らかにする。日本における氏名権は、民法にはほとんど規定がなく戸籍法の関連規定があるのみであるが、司法の実務では、命名権の制限の基準について「悪魔」ちゃん事件で見られるように権利濫用禁止の法理が用いられることが多い。しかし、氏名権の性質からすれば、公共の福祉の保護ないし公序良俗違反の基準が適切である場面も多い。中国については、姓名権として 1986 年の民法通則や婚姻法において認められていたものが、司法・立法のレベルでさらに解釈され、今般の民法典の中で人格権編に規定が置かれることになった。その過程で生じた「北雁雲依」事件や「趙 C」事件を検討すると、公序良俗違反の視点や公共の利益の視点で判決が出されており、その成果が中国民法典の規定にも取り入れられたといえる。

キーワード：氏名権，姓名権，中国民法典，人格権

## I はじめに

本稿は、日本法と中国法における氏名権・姓名権および親の命名権の役割を比較検討することにより、近時制定された中国民法典における姓名権の意義を明らかにするものである。これによって、中国民法典における姓名権の特徴ないし到達点を明らかにするとともに、氏名権に関する明文の規定のない日本法への示唆を得ようとするものである。

そこで以下では、まず、比較法の視点から、日本法における氏名権の現状と課題を法制度および関連裁判例の紹介によって検討する。具体的には、民法および戸籍法における規定およびその解釈をめぐる諸学説を概観する。そのうえで、親の命名権に関する「悪魔」ちゃん事件の検討を通して、日本法における実務的な取扱いの特徴を明らかにする（→II）。他方で、中国法については、姓名権に関する民法通則や婚姻法の規定とその解釈の過程で現れた立法解釈や司法解釈を概観することで、姓名権をめぐる法解釈の展開と課題を明らかにする。そのうえで、法解釈の課

題を指摘するような問題として、中国社会でも大きな議論を呼んだ「北雁雲依」事件や「趙C」事件を取り上げて、実務の動向を分析するとともに、今般の民法典の中で姓名権として人格権編の中に置かれることとなった規定の意義を明らかにする（→Ⅲ）。以上の議論をふまえて、日本法における人格権関連の民法改正の可能性を検討するとともに、中国民法典における人格権の意義を民法の一般条項である公序良俗、権利濫用、公共の福祉等の観点から比較考察する（→Ⅳ）こととしたい。

## Ⅱ 日本法における氏名権、親の命名権

### 1 日本法における氏名権概説

日本法においては、いわゆる氏名権について、おおむね以下のように理解されている。すなわち、氏名権とは、人がその氏名について有する法律上の利益をいい、氏名は、個人を他人から識別特定する機能があるが、さらに個人の人格の形成という点からも重要な意義をもつものである、というものである<sup>(1)</sup>。関連して、氏名権を人格権の視点から考察する有力な研究もある<sup>(2)</sup>。

### 2 氏名と法

もっとも、日本法では氏名権を明文で規定する条文はなく、諸外国の法律とは異なる面がある。日本法には氏名についての一般的な規定はなく、個々の場合における氏名について規定が置かれているだけである<sup>(3)</sup>。

#### (1) 氏について

まず、氏の取得・変更については、日本法においても比較的詳細な規定があり、また、婚姻制度との関連で、多数の裁判例の蓄積もある<sup>(4)</sup>。氏に関する民法と戸籍法の規定を見ると、民法では夫婦と親子関係に分けて規定されている。そして、親子関係では、実子と養子とに分かれて規定されており、すなわち実子に関する民法790条1項では、「嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。」と規定する一方で、同2項では「嫡出でない子は、母の氏を称する。」と規定する。また、養子の氏については民法810条で「養子は、養親の氏を称する。」と規定し、離縁については民法816条1項で「養子は、離縁によって縁組前の氏に復する。」と規定する。

他方で、戸籍法では、「やむをえない事由」があるときの氏の変更の規定がある（戸籍法107条1項「やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得して、その旨を届け出なければならない。」）。

## (2) 名について

これに対して、名についての規定は少ない。これは、「名」というものが、当然・自明のものとして常識的な理解ないし想定がされており、所与の前提として議論されるところから、この常識的な理解ないし想定が常識の分野と法の分野との両方に足を踏み込んでしまっていることも一因とされる。そのため、「名」には、常識的な意味からの「名」と法的な意味からの「名」が存することとなり、法的な意味からの「名」は、一般法上の「名」と戸籍法上の「名」に分類して考察すべきであるという指摘がある<sup>(5)</sup>。

もっとも、氏名の記載が民法その他の法律で要求されることは多い。しかし、この氏名はそれほど厳密なものではない。例えば、民法 968 条 1 項における自筆証書遺言の場合の氏名の自署については、条文上は自書が要件となっているが、氏または名のみ記入や、通称や雅号、ペンネーム等であっても、これによって誰が遺言者かを特定することが可能な場合には、有効とされている<sup>(6)</sup>。また、文言性の極めて高いはずの手形法の分野にあってさえも、その署名は戸籍名に限定されるものではないと解されている<sup>(7)</sup>。

そして、名の取得・変更については、民法には規定がなく、戸籍法に規定があるだけである。すなわち、子の名の出生の届出に関する規定として、戸籍法 13 条で戸籍内の各人に氏名を記載するよう求めるほか、同 50 条 1 項では「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」と規定する。また、正当な事由があるときの改名として、戸籍法 107 条の 2 では「正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。」と規定する程度である。なお、同 57 条 2 項に棄児の命名権者を市町村長と定める関連規定がある。

このように日本法は、民法および戸籍法にいくつか氏名についての規定を置いているものの、名、氏名権、命名権やその法的保護についての明確な定義規定はないといえる。そのため、関連する裁判例等の実務を見る必要がある。

## 3 命名権の理論と実務

### (1) 名について<sup>(8)</sup>

名については、穂積陳重によれば「人名の起源は、識別指称の必要上、声音に依る人の符号を設くるに始まりたるもの」であり、「名は声音に依る人の符号にして、識別指称の為めに、出生当時より其人の本号として定着せしめたるもの」と定義されている<sup>(9)</sup>。また、山主政幸は、英法における氏名の定義を参考にして、名を「ある特定の個人を、他の個人から弁別するもの」であると定める定義を紹介している<sup>(10)</sup>。裁判例においては、「名はその人を特定する公の呼称である<sup>(11)</sup>」や「名は氏と共に人の同一性を示す称号<sup>(12)</sup>」などとされている。

このように、名は個人を表象するものであるが、その表象の手段は時代の変遷によって変わってきたものとされている。そして、古くは音声によって表象されてきたものが、文字に記載され

るようになると、音声名と文字名の関係が問題となり、その過程で、呼称としての音声名から文字名が独立した地位を占めるにいたったとされる<sup>(13)</sup>。つまり、法的な命名権を考えるうえで重要になる戸籍名は、名のうちの文字名であり、国の公簿である戸籍簿に記載され、それによって個人を表象するものであるとされる<sup>(14)</sup>。

## (2) 命名権について

命名権を考えるにあたり、日本民法には、子の名に関する規定は置かれていない。戸籍法には「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない」（戸籍法 50 条 1 項）という規定があるが、その他の規定は存在しない。そして、出生届には子の名が記載されるが（戸籍法施行規則 59 条の定める出生届様式では記載事項とされているが、戸籍法 49 条ないし戸籍法施行規則 55 条における記載事項ではない）、名を決める権限が誰に属するかは定められていない。ただし、父母（または母）が届出義務者とされている（戸籍法 52 条 1 項 2 項）<sup>(15)</sup>。

そのため、日本における「命名権」の基礎については諸説あるとされる。井戸田博史によれば、(A) 命名権親権固有説と (B) 命名権子固有説に分かれており、さらに命名権子固有説における権利をどのような法的構成によって代行するかによって、(B—①) 事務管理的代行説と (B—②) 親権者代行説があると主張されている<sup>(16)</sup>。すなわち (A) 親権者の権限・作用の一環とするもの<sup>(17)</sup> では、中川淳によれば「出生子自身がみずから自己の名を定めることができないという意味では、自己決定権は、抽象的、潜在的なものといわなければならない。このように、出生子みずから命名しないということになれば、監護関係という視点から、親権者になる者に第一義的な命名権をあたえるほかない。本人の授権行為もなく、法律規定の存在もない以上、親権者に命名権があると解することは、子の利益・福祉の保護という制度上、自然の理というべきである。」とする。(B—①) 子の固有権・人格権を事務管理的に親権者が代行するとするもの<sup>(18)</sup> では、戒能通孝によれば「現行の民法そのものの規定からみても、親権に服するのが未成年の子に限られているときに（第 818 条）、名がむしろ一般に終生的であり、身上的であることを考えてみるならば、命名を以て直ちに当然には親権の作用であるとみることはできないであろう。だとすれば命名の本来の基礎は、命名さるべき出生者自身にあり、親権者はそのものため事務管理的にそれを代行するのではあるまいか。親権者が自己の固有権として命名するのではなくて、被命名者の固有権を代行するにすぎないとみた場合、命名に際して起るかなり多くの問題に、より合理的な解決を期待する道が開かれるであろう。それがもし親権本来の歸結だといえ、結局同じことを主張することにはなるけれども、しかし命名はすべての親権行使より子の一身に専属し、密着する程度が濃厚であるというかぎりにおいて、まさに子の固有権の代行行為に外ならないのである。」とする。(B—②) 子の固有権・人格権を親権者が代理して行使するとするもの<sup>(19)</sup> では、「名は子自身の固有のものであるが、出生時に子自らが命名することはできないから、誰かに代行してもらう必要がある。<sup>(20)</sup>」もっとも、この代行を事務管理的な代行と解すると「親による命

名を親権者が義務なくして子に名をつけるというふうに構成するのは、何としても、多くの親に共通するに人間的な感情に即しない<sup>(21)</sup>」ものであり、「親権は子の福祉を維持増進させるための義務性を内容とするものであって、子の利益のために、親に与えられている。親のうち、子の福祉を守る親権を行使する者すなわち親権者が、出生子に固有の命名権の代行者とするのが妥当である。<sup>(22)</sup>」とする。

命名権の基礎についていずれの説と解するにせよ、出生子に意思能力がないことに疑いはない。他方で、命名権が親（父母）に固有の権利かということ、祖父母等による命名等も社会に少なからず見られるところであり、それが他の法規や公序良俗に反するとも認められないから、親が子の命名をすることが社会的な必然というわけでもない。この議論は、戸籍法の関連条文や民法 820 条その他の条文、さらには自然法ないし慣習法にまでおよぶ解釈上の争いとして、さらに名付けに関する国民の素朴な感情といった面からの問題として、あるいは日本固有の慣行等をどう評価するかといった問題としてそれぞれの立場からのそれぞれの根拠づけがなされている<sup>(23)</sup>と解される。

特に命名権者については、先例等によると、地方の慣習によって定まるとされている<sup>(24)</sup>。また、下級審裁判例では、命名権者を定める過程で命名権に触れるものも少なくない<sup>(25)</sup>。他方で、事実上、命名にたずさわることが多い親について、命名に際しての親の裁量が、子の福祉や利益の観点から一定の制約に服すべきかが問題となる。

### (3) 「悪魔」ちゃん事件

この点で注目された事例として、いわゆる「悪魔」ちゃん事件<sup>(26)</sup>がある。本件では、本件命名の適法性について、「名は、氏と一体となって、個人を表象、特定し、他人と区別ないし識別する機能を有し、本人又は命名権者個人の利益のために存することは勿論であるが、……極めて社会的な働きをしており、公共の福祉にも係わるものである。従って、社会通念に照らして明白に不適当な名や一般の常識から著しく逸脱したと思われる名は、戸籍法上使用を許されない場合がある」。「申立人は、本件命名の理由につき縷々述べるが、要するに、長男は、この命名により、人に注目され刺激を受けることから、これをバネに向上が図られる、本件命名は、マイナスになるかも知れないが、チャンスになるかも知れない、というものである」。このような「命名の意図については理解できない訳ではないが」、「本件「悪魔」の命名は、本件出生子の立場から見れば、命名権の濫用であって」、「例外的に名としてその行使を許されない場合、といわざるを得ない。従って、本件命名につき昭島市長が戸籍管掌者として疑問を呈し、「悪魔」をやめて他の名にすることを示唆（所謂窓口指導）しても、命名者がこれに従わず、あくまでも受理を求めるときには、本件命名は不適法として受理を拒否されてもやむを得ない」。とした<sup>(27)</sup>。

#### (4) 評 価

本件審判例は、命名権が親にあることを明らかにし、さらに子の利益を考慮して、「悪魔」という命名を親の命名権の濫用と判断したものである。

これに関して、すぐれて個人の人格に関わる命名問題に対して行政的介入が抑制的であるべきことはいうまでもない<sup>(28)</sup>。他方で、事実上、命名にたずさわる親にとって、わが子の人格の冒瀆や、子に社会的な負の烙印を押す行為が許されない<sup>(29)</sup>ということも、人格の冒瀆や社会的な負にあたるか否かの評価基準をどうするかという問題はありつつも、おおむね異論はないだろう。

近時では、児童の権利条約との関連で、権利を享有し行使する主体としての「子」の地位に鑑み、命名権を親権の発露ではなく子の人格権に属するものとする意見<sup>(30)</sup>が比較的有力とされている。この視点から本件を見ると、審判が下された平成6（1994）年が、日本政府が子どもの権利条約を批准した年であることから、この審判自体は1994年1月31日なので、子どもの権利条約が批准された同年の4月22日より審判が時間的に先ではあるものの、しかし、審判理由を見ると、家裁の裁判官が子どもの権利条約を意識していることは明らかであると解し、子どもの視点から、親の命名権に制限を加えて、東京家裁八王子支部が、「悪魔」という命名を、子の利益の観点から親の命名権の濫用と判断したことは、評価できる<sup>(31)</sup>という指摘がある。

また、名は、家庭的というより社会的存在であると解される。その意味では、不適切な命名は、親権の濫用問題というより、「公序良俗」や「公共の福祉」の問題に親しむかもしれないという見解がある<sup>(32)</sup>。この点で、公序良俗の視点からの判断基準として、改名の正当事由とも関連させて、「難解、卑猥（ひわい）、使用の著しい不便、特定（識別）の困難などの名は命名することができない」とする先例がある<sup>(33)</sup>。すなわち、命名の問題は、しばしば親の命名権と子の利益・福祉の相克として論じられるが、社会生活を送るうえで、その子の名を呼ばされる立場の人々の精神的負担ないし物理的負担となりうる点で、公序良俗と共に公共の福祉の問題にもなりうると思われる。

公共の福祉の観点からの裁判例としては、以下のものが参考になる。すなわち「そこで問題は、名づけ文字を制限することは公共の福祉のために必要であるかである。名は名づけられる当人のものであると同時に社会のものである。かりに、人がはなれ島にひとりでくらすならば、名の必要はない。人は常に社会的生活をするものであり、社会生活上当人が自らを指示し、他人がその人を特定指示するに用いるためにあるのが名であつて、現代のごとく人間の数が多く交通機関、通信機関が進歩して、人間と人間の接触交渉が複雑多岐となつた社会においては珍奇難解な文字を用いた名は他人の利益を害する。」とする。その例示として「たとえば、新聞官報その他印刷にあたり、名のためにのみ多数の活字を用意し、もしくは活字を作る設備をしておかなければならないという社会的不経済があり、モノタイプとかライノタイプを利用することを、不能ないしは著しく困難ならしめ、印刷の能率を害し、タイプライターの利用など書類作成の機械化をさまざまたげて、公私の事務処理の能率を害し、電信、電話、ラジオによる通信の能率を害し、かつ、ま

ちがいをおこす原因となるなど、要するに社会生活の能率を害すること多大である。名づけられる当人以外の人々がめいわくするわけである。」という判断基準を示している。したがって「奇名やむづかしい字を用いるものがあつたら、それで損をするものは当人だけだということはできないのである。人の名をつけることは、たとえば、箸のあげおろしのごとく純然たる個人の私事ではないのである。かようなわけであるから、名づけ文字をある範囲に制限することは公共の福祉のために必要であると認められる。」というものがある<sup>(34)</sup>。

なお、フランス法には、1993年改正により、命名についての明示的な規制に関する規定が存在する。すなわち、「子の名は父母によって選択される」（仏民57条2項）、「子の名……が子の利益に反する又は第三者の氏に関する権利を侵害すると思われる場合には、身分吏は遅滞なく検察官に告知しなければならない。検察官は家族事件裁判官に申立てをしなければならない」（同3項）。「裁判官は当該名が子の利益に反する又は第三者の氏に関する権利を侵害すると判断したときには、身分簿からの削除を命ずる。両親から上記利益に適合した新たな名の申出がない場合には、裁判官が決めた名を付与する。当該決定は子の身分証書の欄外に記載する」（同4項）というものである。悪魔ちゃん事件における問題状況から、日本においてもフランス法のように規定を整備するよう望む主張がある<sup>(35)</sup>。

#### 4 小 括

以上のように、日本法においては氏名権や命名権について定める明文の規定はないが、民法や戸籍法の関連規定によって、氏名や命名の限界が画定され、実務が運用されている。その限界の論拠としては、実務上の名付けの限界事例が多様多様なこともあって、権利濫用を明示的に指摘するもののほか、公序良俗、公共の福祉、国際条約の視点等の様々なものが主張されている。しかし、いずれも明文の規定がないこともあって決め手を欠いている。そのような状況を解消するために、諸外国の立法を参照した法律の規定の創設が望まれているといえる。そこで、以下では、比較の一例として、この分野の最近の立法例でもある、中国法をめぐる状況を見てみよう。

### III 中国における姓名権・親の命名権

#### 1 姓名権・親の命名権に関する従来の規定

中国における姓名権は、従来、民法通則ないし婚姻法等で規定されていた。すなわち、民法通則第99条第1項では「公民は、姓名権を有し、自己の姓名を決定、使用および規定により変更する権利を有し、他人が干渉、盗用または冒用することを禁止する。」と規定された。そして、婚姻法22条では「子は父の姓を称することもでき、母の姓を称することもできる。」と規定されていた。

## 2 姓名権に関する指導事例 89 号の出現

もっとも、上述の民法通則第 99 条第 1 項および婚姻法第 22 条は、文言上、名に関する制限がないと解釈できるものであり、姓についても、父の姓も母の姓も選択できるとするのみであり、父母以外の姓を称することが禁じられるかどうかには言及されておらず、その意味で制限がないとも解釈できる。この点に関して、父母離婚後の子の姓の問題に関する立法解釈として、2009 年 12 月 23 日に「全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和国民法通則」第 99 条第 1 項、「中華人民共和国婚姻法」第 22 条に関する解釈」が出された。これはすなわち「①公民は法により姓名権を有する。公民が姓名権を行使する場合、社会道徳を尊重しなければならず、社会公共の利益を害してはならない。／②公民は原則的に、父の姓または母の姓に従わなければならない。下に列挙する事由の一がある場合は、父の姓または母の姓のほかから姓を選ぶことができる。／(一)他の直系尊属の血縁の姓を選ぶ／(二)法定の扶養者以外の方が扶養していることにより扶養者の姓を選ぶ／(三)公序良俗に反しないその他の正当な理由がある。／③少数民族の公民の姓は、その民族の文化的伝統および風俗習慣に従うことができる。」というものである。

この解釈の第 2 項第 3 号によれば、やはり姓についても自由に選ぶ余地があるように思えるところ、ここで検討されるのが「北雁雲依」事件と称される事件である。この事件は、姓名権に関する従来の法制度の限界にかかる論点を示すものとして、法学上注目されるとともに、個人の自由な名づけを巡る事例として賛否両論の議論を巻き起こし、例年独自にランキングした十大訴訟など、裁判関連の記事も多数掲載する「南方周末」紙の 2015 年の重大な影響のある事件の 6 番目にも紹介されている<sup>(36)</sup>。さらにその後、指導性事例 89 号としても取り上げられることとなった。指導性事例としては、民法通則 99 条 1 項、婚姻法 22 条および全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和国民法通則」第 99 条第 1 項、「中華人民共和国婚姻法」第 22 条に関する解釈の理解を整理するものであった。そして、これらの規定は今般の民法典の制定<sup>(37)</sup>で、人格権編<sup>(38)</sup>の規定(1012 条)に取り込まれることとなった。これによって、どのような変化が生じたのであろうか。そこで、この指導性事例 89 号の全文を紹介して検討する。

指導性事例 89 号

「北雁雲依」が済南市公安局歴下区分局燕山派出所を訴える公安行政登録事件

(最高人民法院裁判委員会が協議して採択し 2017 年 11 月 15 日に公布)

キーワード

行政/公安行政登録/姓名権/公序良俗/正当理由

### 裁判要点

公民が姓を取得または創設する場合、中華の伝統文化〔伝統文化〕と倫理観念に適合しな

なければならない。個人の好みや願望だけに基づいて父の姓、母の姓のほかから他の姓を選び取る、または新しい姓を創設することは、「全国人民代表大会常任委員会「中華人民共和國民法通則」第99条第1項、「中華人民共和國婚姻法」第22条に関する解釈」第2項第3号で規定する「公序良俗に反しないその他の正当な理由がある」には属さないものである。

## 関連条文

「中華人民共和國民法通則」第99条第1項

「中華人民共和國婚姻法」第22条

「全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和國民法通則」第99条第1項、「中華人民共和國婚姻法」第22条に関する解釈」

## 基本的な事案の状況

原告「北雁雲依」の法定代理人である呂曉峰は以下のように主張した。妻の張瑞峰が医院で娘を出産して「北雁雲依」と名づけて、出生証明と計画出産服務マニュアルの新生児戸籍記録登録を行ったと主張した。女兒の戸籍登録の際に、済南市公安局歷下区分局燕山派出所（以下「燕山派出所」）は戸籍への登録を拒否した。その理由は、子の姓は父親または母親の姓に従わなければならない、つまり、姓は「呂」または「張」でなければならないからというもの。そこで「中華人民共和國婚姻法」（以下「婚姻法」）および「中華人民共和國民法通則」（以下「民法通則」）の姓名権に関する規定に基づき、「北雁雲依」を姓名とする戸籍登録を行うことを被告が拒絶した行為が違法であることを裁判所が確認する判決を出すよう請求した。

被告の燕山派出所は以下のように主張した。法律と上級文書の規定に基づき、「北雁雲依」の戸籍登録を行わなかったのは正しいものである。「民法通則」では、公民は姓名権を有するが、ただし、具体的な規定はない。その一方で、2009年12月23日に最高人民法院は記者会見を開き、夫婦の離婚後の子の姓の変更の問題に関する回答〔答復〕の中で、「婚姻法」第22条は、わが国の法律における子の姓の問題についてなされた専門の規定であり、当該条文は、子は父の姓に従うこともできるし、母の姓に従うこともできると規定するが、第三の姓に従うこともできるとは規定していない。行政機関は、法律による行政をしなければならない、法律に明確な規定のない行為は、行政機関は実施することができず、原告と行政機関はいずれも法律について拡大解釈をする権利はないので、これは子には父の姓に従うか母の姓に従うかの2種の選択のみがあることを意味する。別の角度から述べれば、法律が姓名権について確認していることは、公民が文字記号、すなわち姓名によって他人と明確に区別できるようにすることで、自己の人格と権利を実現するためのものだということである。姓名権は、他の権利と同様に、法律の制限を受け、濫用することはできないのである。新生児が

父の姓に従い、母の姓に従うのは、中華民族の伝統的な習俗であり、この習俗は血縁関係を意味しているもので、父の姓に従っても母の姓に従っても、いずれも血縁関係にあるため、近親婚を大いに避けることができるが、第三の姓では、この伝統的な習俗、姓の本来の意味に反することになる。全国各地の公安機関は、「婚姻法」第22条の子の姓に関する問題に取り組むにおいて、基準をすべて一致させるものとし、すなわち、子は父の姓または母の姓に従わなければならないのである。要するに、原告の法定代理人が「北雁雲依」という姓名で原告のためにした戸籍登録の申請を拒否する行為は、正しいものであり、人民法院が法により原告の主張を棄却するよう切に願う。

裁判所は、審理を経て以下の通り明らかにした。原告「北雁雲依」は2009年1月25日に生まれ、父親は名を呂曉峰とし、母親は名を張瑞嶂とする。詩と中国の伝統文化への情熱から、呂曉峰と張瑞嶂の夫婦2人は愛娘に「北雁雲依」と名付けることを決定し、なおかつ「北雁雲依」を名として新生児出生証明書と計画出産サービスハンドブックの手続きをして、新生児の戸籍登録審査を行った。2009年2月、呂曉峰は燕山派出所へ赴き、娘のために戸籍登録を申請したが、登録される人の姓は、父または母の姓に従わなければならない、すなわち「呂」または「張」であって、さもないと出生登録手続きの要件に適合しないと警告された。呂曉峰は、娘の戸籍登録を「北雁雲依」を姓名として女兒のために戸籍登録を申請することを堅持したため、被告の燕山派出所は、「婚姻法」第22条の規定に照らして、同日に戸籍登録手続きを拒絶するという具体的行政行為を行った。

当該事件は、2回の公開で開廷された審理を経て、原告「北雁雲依」の法定代理人である呂曉峰が法廷での審理中に、以下のように主張した。すなわち、それは娘のために選んだ「北雁雲依」という姓名であり、「北雁」が姓であり、「雲依」が名である。

事件が法律適用の問題にわたるため、有権機関に解釈または確認を出すよう求めを送る必要がある、当該事件は2010年3月11日に審理を中断する裁定がなされ、中断事由消滅後、当該事件は2015年4月21日に審理が再開された。

## 裁判結果

済南市歴下区人民法院は、2015年4月25日に、(2010年)歴行初字第4号行政判決を出した。原告「北雁雲依」が請求した、被告燕山派出所が「北雁雲依」を姓名として戸籍登録を行うことを拒絶した行為が違法であると確認するよう求めた訴訟上の請求を棄却する。

第一審の判決が宣告され、なおかつ送達された後、原告・被告の双方とも上訴しなかったため、この判決は法的効力を生じた。

## 裁判理由

裁判所における有効な判決は次のように判断した。2014年11月1日、第12期全国人民

代表大会常務委員会第11回会議で「全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和國民法通則」第99条第1項、「中華人民共和國婚姻法」第22条に関する解釈」が採択された。当該立法解釈では以下のように規定している。「①公民は法により姓名権を有する。公民が姓名権を行使する場合、社会道徳を尊重しなければならない、社会公共の利益を害してはならない。②公民は原則的に、父の姓または母の姓に従わなければならない。下に列挙する事由の之一がある場合は、父の姓または母の姓のほかから姓を選ぶことができる。(一)他の直系尊属の血縁の姓を選ぶ (二)法定の扶養者以外の人扶養していることにより扶養者の姓を選ぶ (三)公序良俗に反しないその他の正当な理由がある。③少数民族の公民の姓は、その民族の文化的伝統および風俗習慣に従うことができる。」

本事件には、他の直系尊属の血縁の姓を選ぶ、または法定扶養者以外の扶養者の姓を選ぶ、という事由は存在せず、事件の焦点は、原告の法定代理人である呂曉峰が提起した理由が、上述の立法解釈第2項第3号で規定する「公序良俗に反しないその他の正当な理由」に適合しているか否かである。まず、社会の管理と発達の角度から、子が父母の姓を承継することは、社会管理の効率を高めるのに役立つ、管理機関およびその他の社会構成員が姓の使用者の主な社会関係について初歩的な判断をするのに便利である。もし姓の随意的な選択、ひいては姓の恣意的な創設を許容するとしたら、社会管理のコストが増加し、社会および他人の役に立たず、社会秩序の維持および社会の良好な管理の実現に役立たず、社会管理に混乱を引き起こし、社会管理のリスクと不確実性を増加させかねない。次に、公民の姓の選択は、公序良俗にわたるものである。中華の伝統文化において、「姓名」の中の「姓」、つまり姓氏〔姓氏〕は、主に客観的な継承に由来し、先祖から受け継がれ、先祖への敬意、家族への愛等が引き継がれて、血縁の継承、倫理秩序、文化的伝統を体現している。これに対して「名」は、主観的な創造に由来し、父母によって授けられ、個人の好み、人格の特徴、長寿の願い等を伝えるものである。公民が、姓氏を継承することを重視し尊重することは、血縁関係、親族関係を体現するだけでなく、豊かな文化的伝統、倫理観念、人文の感情がよりいっそう引き継がれて、主流の価値観に適合し、中華民族の求心力、結束力の担い手であり鏡である。公民は、原則として、父の姓または母の姓に従うのが、中華の伝統文化および倫理観念に適合するのであり、絶対多数の公民の願いと実際の慣行に適合している。それどころか、もし公民が個人の好みだけで、随意に姓を選び、甚だしきに至っては姓を自ら創設するとしたら、文化的伝統と倫理観念の衝突を引き起こし、社会の善良な風俗および一般道徳の要求に反することになるだろう。さらに、公民は法により姓名権を有するが、公民の姓名権の行使は民事活動に属するので、「民法通則」第99条第1項および「婚姻法」第22条の規定に照らさなければならない、「民法通則」第7条の規定、すなわち社会道徳を尊重し、社会公共の利益を損害してはならない、ということも遵守しなければならない。通常の場合で、父の姓と母の姓のほかで姓を選ぶ行為は、主に実際の扶養関係に変化が生じ、未成年者の心身

の健康に役立つ、個人の人格的尊厳の維持に役立つ等の状況において存在する。本事件において、原告「北雁雲依」の父母が「北雁」を姓として自ら創作し、「北雁雲依」を姓名として選んで娘に与えて戸籍登録を行う理由は、「わが娘の姓名「北雁雲依」の4字は、4つの著名な中国の古典の詩から取られたもので、両親の娘へのすばらしい願い〔美好宿願〕を寓意〔寓意〕している」というものである。この理由は、個人の好みと願望のみによって姓を創作するものであり、明らかに随意性があり、立法解釈第2項第3号の事由に適合しないので、支持するべきではない。

(裁判効力発生の裁判官：任軍，白楊，銭昕)

### 3 民法典における姓名権

#### (1) 講学上の姓名権

まず、中国法学における姓名権の扱いはどのようなものであろうか。この点を、近時刊行された民法典の解説書に沿って確認しておこう<sup>(39)</sup>。

姓名権、名称権は姓名、名称などの主体的な外在的な標識を内容とする人格権であるため、標準的な人格権ともいう。第一に、姓名権は、自然人が有する決定、変更、使用する権利である。姓名には戸籍簿に登録された正式な姓名と芸名、ペンネームなどの非公式な姓名が含まれている。まず、姓名権の主体は自然人だけで、法人は姓名権を持たない。自然人の人格の文字だけが姓名と呼ばれるので、自然人が姓名を持つ。法人の人格の文字記号は名称であり、名称権を有するのである。第二に、名称権の客体は自然人が自分の人格についての文字表示の専有権である。姓名権の核心問題は姓名についての専有権であり、他人が有し、不法使用してはならず、権利者自身が有し、使用することしかできない。固有の客体は、自然人の人格の文字の標識であり、正式な登録姓名だけでなく、筆名、芸名、別名なども含まれている。最後に、姓名権による基本義務は、他人の姓名を不正に干渉して使用してはならないというものである。姓名権は絶対権、対世権であり、姓名権を持つ本人を除いては、いかなる人も義務主体であり、その姓名権を侵害してはならない義務がある。

第二に、名称権とは、自然人以外の法人又は不法人組織が享有する決定、変更、使用、譲渡する権利をいう。名称権の内容は、名称決定権、名称変更権、名称使用权及び名称譲渡権を含む。まず、名称権は法人、個人パートナーシップ、個人工商業者を主体とする基本的な権利の一つなので、名称権を有することなしに、民事主体は成立することはないのである。次に、名称権の主体は自然人以外の法人と不法人組織である。民法典第4編人格権第3章姓名権と名称権は全6条であり、姓名権、名称権の基本内容を規定し、なおかつ民事主体に対して他人の姓名権、名称権を尊重し保護する基本義務を規定している。主に自然人が姓名権を有すること、法人、不法人組織が名称権を有すること、自然人が姓〔姓氏〕を選ぶことの規定、民事主体の姓名変更等の方面の法的効力に関連するものである。

## (2) 中国民法典における規定

姓名権を明文で定める民法典の規定は1012条である。第1012条は「自然人は、姓名権〔姓名権〕を有し、法により自己の姓名を決定、使用、変更または他人が使用することを許可する権利を有するが、ただし、公序良俗に反してはならない。」と規定している。

本条は、自然人の姓名権に関する規定であるとされる。この条文については、以下のように解される。姓名権は自然人が法によりその姓名を決定、使用、変更、または他人に自己の姓名の使用を許可することができる権利である。姓名権は自然人が法によりその姓名について有する権利である。

## (3) 従来の学説の概要

姓名について、王澤鑑は「人を区別する言語上の標識で、人を個別化し、外的に表現されてその人の同一性を確定することに用いられる。同一性と個別化は姓名の2つの主要な機能であり、法律の保護すべき利益のために、権利者にその名前を使用させる権利は他人が論争、否定、不正使用をすることで同一性と帰属上の混淆が生じることがないようにする<sup>(40)</sup>」と述べる。また、姓名権は、人格権の形成とその具体化の発展の過程において、重要な地位にあるとされる。この点、姓名は、姓と名からなっているが、自然人の社会においては他者との違いを示すものとして認識され、姓と名の組み合わせは、社会団体や血縁家族、個人の帰属等を表すものとされる。

姓名権の性質は絶対権であるとされる。姓名権の主体は自然人であることが法的特徴であり、法人、非法人組織は名称権を有しているが、姓名権の主体ではないとされる。他方で、自然人がその姓名を法人、非法人組織等の名称として使用する場合、その姓名は同時に名称権の保護を受けることができる。そして、姓名権の客体は姓名であるが、中国は多民族国家であるので、姓と名の構成も民族によって様々であるものの、すべての人が他人の記号と区別されるように、姓名は文字で表現しなければならないとされている。さらに、姓名権の内容は精神的利益と財産利益を含むもので、姓名権は人格権であるとされる。特に、人格権の中の財産性は日増しに社会において重要視されていて、姓名権の商業化利用が拡大するにつれて、姓名権の中の経済的価値は日増しに明らかになってきており、特に有名人の姓名権はこの面の価値がいっそう際立っている<sup>(41)</sup>とされる。

もっとも、姓名権の本質には学説上の争いがあるとされる。第一に、姓名権の所有権を主張するものである。この説は、ドイツ法を参考に、姓名権は所有権と同様に、第三者に対抗でき、自由に行使できる権利であるとする。この説は、姓名権が絶対権であるという認識と親和的であるが、姓名権の客体が姓名という人格的特徴を持つ客体であること、姓名権には財産的な利益も含まれているが所有権のように譲渡と放棄ができないことから批判がある。第二に、姓名権を身分権とするものである。この説では、具体的な姓名は具体的な身分であり、具体的な姓名は身分関係上の具体的な権利義務を意味すると考えている<sup>(42)</sup>。中国の伝統的な世代観は、姓名の現す血

縁関係としても、依然として今日でも認識されている。しかし、身分から契約へという動きもあり、平等な社会では平等な姓名権が必要になる。この点から見れば、姓名権も親族権でなないといえる。第三に、姓名権は人格権であるというものである。この説によれば「姓名権の人文的価値は人と姓名が同一であり、人と姓名が一体であることを意味する。同じ姓名は、同じ性別の価値、感情の意味、深遠な寓意、集团的道德等を追求することを含んでいる。これらの追求は姓名の中に含まれている人の価値追求と精神的内面であり、人格の尊厳の構成部分と本質を構成している。したがって、姓名の権利を侵害することは、姓名に含まれる人格の尊厳を侵害し、人格の利益を踏みじめるものなのである<sup>(43)</sup>」。このような観点は現代の文明平等社会の特徴に合致しており、中国の法律のために採用されていると解されている。

また、姓名権の内容としては、第一に、姓名決定権がある。姓名決定権は命名権ともいい、自然人が文字を選んで姓名をつける権利である。すべての自然人には正式な姓名があるとされ、これは公安戸籍登録部門に登録された姓名であると解されている。自然人が持っている身分証に記載されている姓名ということである。自然人は自分の正式な姓名を決定する権利があるが、これと同時に、自分の芸名、ペンネーム、仮名を決定する権利もあるとされる。第二に、姓名の変更権がある。姓名変更権は、自然人が自分の姓名を変更する権利であり、中でも、正式な姓名を変更する場合は、後述のように、相応の法律、法規を遵守しなければならない。自然人の姓名変更権は権利である以上、その変更は他の人に尊重されなければならない。自然人の姓名を尊重することは、姓名権者の人格を尊重することである。そこで他人が悪意をもって侮辱的な表現をすることを禁止している。例えば、野良猫や野良犬などを姓名にすること等が挙げられる。また、未成年者が姓名を変更する場合は、未成年者の意思を考慮しなければならない。未成年者は民事行為無能力者または制限民事行為能力者を含むが、そのうち16歳以上18歳未満で、なおかつ自分の労働収入を主な生活源とすることができる場合を除き、未成年者が姓名の変更を主張して直接変更することはできない。第三に、姓名の使用権である。姓名の使用権とは、自然人が自分の必要を満たすために、自分の姓名を使って各種の社会活動に参加できる権利をいう。ある面では、自然人は身分証に記載されている正式な姓名しか使えないが、場合によっては、正式な姓名を使ってもいいし、芸名、仮名、ペンネームなどを使ってもいいとされる。第四に、他人に使用権を許諾するものである。姓名権は強い一身専属性を持つ一方で、個人の人格と尊厳と結びついている。一方で、姓名権の経済価値がビジネスにおいてますます明らかになるにつれて、自然人は自分の姓名を使って民事活動に従事することもできるし、法律に基づいて他人に自分の姓名を使わせて民事活動に従事させることも許される。実際、有名人の姓名を使って広告をする場合がよくあるが、そこで求められる効果は、商品のプロモーションやブランドの確立に有益であるとされる。

なお、民法典第1012条の条文は、自然人が、公序良俗に反しないという前提の下で、姓名権を有するものであり、法により自分の姓名を決定、使用、変更する、または他人に使用させる権利があることを明確に規定するものとされる。

#### (4) 小 括

ここまで「北雁雲依」事件およびこれに関連する法規範の解釈、学説の概要を見てきた。

「北雁雲依」事件では、法院においては、主に姓の選ぶうる範囲についての法解釈が扱われてきたところ、「北雁」という姓が法の規定する例外的な姓の選択の範囲に含まれるかどうか争われ、これを消極的に解する結論を出したものと見える。

その一方で、本件については興味深い指摘がある。それは、この事件が指導案例 89 号に採用され、全国の法学部で学ばれる典型的裁判となっているにもかかわらず、中国の北方に位置する全国人民代表大会の常務委員会の立法解釈および模範判決としては「北雁雲依」という姓名が否定された一方で、南方に位置する広東省中山市の公安部門では北雁雲依が「北雁雲依」を姓名として戸籍登録することに同意したというのである。済南の法院は、本案判決の際に、北雁雲依が「北雁雲依」を姓名として広東省で登録に成功していたことを知っていたようでもある。もっとも、これは北方が保守の代名詞であるという単純な問題でもないようで、北京市石景山区人民法院行政判決書〔2002〕石行初字第 15 号によれば、北京市民の王文隆がその姓名を「奥古辜耶」に変更することに成功したとされる<sup>(44)</sup>。しかも、各地では、父の姓でも母の姓でもない姓を創設した姓名が認められた事例も少なからずあるようで、「北雁雲依」が否定されるなら否定されて然るべきとも思われる「春秋戦国」「長弓莫及」「王者栄耀」「謝主隆恩」等が各地の公安機関において登録に成功しているとされる<sup>(45)</sup>。単に第三の姓を創作するのではなく、父の姓または母の姓と自由な名の文字を組み合わせて、姓名一体で独自の文字列として意味を持たせるようなものもあり、判断は難しいところである。とはいえ、確かに、ある姓名について公序良俗違反という一般条項に該当するかどうかを判断するのは、個人によっても、時代によっても様々な見解や変化があり得ると思われる。本件では、「中華の伝統文化」という文言も用いられているが、この言葉が示すものの内実は何であろうか。いずれにせよ、そのような違いが、一国の北方や南方などで同時代的に現れていることについて、法的な「単一制」とはいえないとして疑問視する見解があり<sup>(46)</sup>、注目に値する。

#### 4 関連する裁判例と評価

##### (1) 関連する裁判事例

姓名権に関しては、中国における姓名権のリーディングケースとされる「趙 C 姓名権事件」と称される事件がある<sup>(47)</sup>。これを紹介する。

**訴訟の結論：**趙 C は姓名を変更した後、規範化された漢字を使用して法に基づいて変更登録を申請するものとし、月湖公安支局は無料で趙 C に協力して姓名変更後の居民戸籍簿、居民身分証および姓名変更によって名称変更される事項の身分証明書の手続きをするものとする。

## 基本的な事実の概要

江西鷹潭の公民である趙Cは1986年に生まれ、「趙C」という姓名は生まれた時に父が彼のために取得したものであり、なおかつ同年に戸籍登録を行った。2005年に、趙Cはまたこの名を用いて鷹潭市公安局月湖分局に第一代身分証を申請した。2006年8月、趙Cは派出所に第二代の身分証の交換を申請した。警察は彼に、公安部の通知があり、姓名の中に「C」というアルファベットがあってはならないと伝えた。その後、鷹潭市公安局月湖分局戸政課は、また趙Cに通知した。趙Cという姓名では公安部の戸籍管理システムに入れず、趙Cに改名を提案した。趙Cの父である趙某榮は、公安機関が趙Cに改名を要求し、公民の姓名の自由権を侵害したと考えた。そこで、弁護士の仕事をしている父の趙某榮に励まされて、趙Cは改名に同意せず、2008年1月4日に鷹潭市月湖区裁判所に行政訴訟を提起して、鷹潭市公安局月湖分局に第二代身分証に交換するように請求した。2008年6月6日、鷹潭市月湖区の人民法院は、この事件について一審判決を下し、趙Cは勝訴した。そして、月湖分局は鷹潭市中級人民法院に上訴した。鷹潭市人民裁判所の第二審の繰返しの調整の下で、上訴人と被上訴人は和解の合意に達した。被控訴人の趙Cは、名の変更と規範化された漢字の使用に同意し、法により変更登録を申請した。第二審裁判所は、上告人の鷹潭市月湖公安支局が控訴を取り下げるのは法律の規定に適合すると判断し、さらに法廷で決定し、上告人の鷹潭市月湖公安支局が控訴を取り下げることを認めた。

## (2) 本件の評価

本件の争点については以下のような見解がある。一つ目は「居民身分証明法」および「国家通用言語文字法」が中国の姓名権の中の命名権について制限的な規定をしているかどうかである。二つ目は法律の強行規定がない場合、行政法規、行政機関の内部文書は公民の基本的権利を制限することができるかどうかである。三つ目は、趙Cの姓名の中でアルファベットを使うことで社会公共の利益を損ない、伝統文化を破壊するとして改名を要求することができるかということである。第一審、第二審の裁判では、法的争点に関する論争が大きかったようである。判決は、争点については言及しておらず、姓名管理の規範化もしていないが、公安機関と趙Cの姓名変更の和解は、依然として重要な意義を持っている。まず、公共行政管理について、原判決を維持すれば、公安部門は正常な仕事ができなくなり、あるいは高コストでソフトウェアシステムを開発することになる。趙Cが姓名を変更することで、公共資源の無駄遣いを避けることができるのである。第二に、「趙C姓名権」事件の当事者双方は和解したが、「趙C」の姓名自体が合法かどうかは明確な言及がない。しかし、それがもたらした影響はすべての人に波及し、国民の姓名の命名権に一定の指導的意義と参照される価値を与えるものである。最後に、趙C姓名権事件は、中国の姓名権制度の整備に重要な意義を持つものである。趙C姓名権事件は、立法者に国の姓名権立法上の欠落を早く解決すべきであることを認識させ、諸般の外国語文字を人名とし

て使用し、住民身分証を申請する行為を根本的に妨げるものである<sup>(48)</sup>。

### (3) 実務における取扱い

関連条文としては、まず「民法通則」第99条第1項の規定がある。すなわち、「公民は氏名権を有し、自己の氏名を決定、使用および規定に照らして改変する権利を有し、他人の干渉、盗用、冒用を禁止する。」というものである。この規定により、自然人は姓名権を有するものとされる。

次に、「戸籍登録条例〔戸口登記条例〕」第7条では、嬰兒の出生後1か月以内に、世帯主〔戸主〕、親族、養育者〔撫養者〕または隣人が、嬰兒の常住地の戸籍登録機関に出生届を提出する。棄児は、養親〔収養人〕または養育機関が戸籍登録機関に出生登録を申請する。登録時に、姓名を戸籍登録簿に記入する。この時、自然人の姓名は監護者が命名することが多いとされている。自然人の姓名は登録されることによって自然人の正式な姓名となり、法律の保護を受けることになる。なお、自然人は成年でなおかつ完全民事行为能力を有する場合、自己の意思に基づいて自己の姓名を決定する権利があるものとされ、その監護者は成年の自然人の姓名決定権を尊重しなければならないとされる。

本件との関連で、「居民身分証法」第4条では、居民身分証では規範化された漢字を使用するものとし、国家標準に適合する数字・記号を使って記入しなければならない。民族自治地方の自治機関は、その地域の実態に基づき、居民身分証に漢字で登録する内容は、地域自治を行う民族の文字を併用したり、現地共通の文字を選択したりすることができる。したがって、自然人は姓名を選ぶことを決める時に、この規定に適合しなければならない。「姓名登録条例（初稿）」第13条では、姓名は下に列挙する文字、アルファベット、数字、記号を使用し、または含めてはいけない、と規定する。すなわち(1)すでに簡体字化されている繁体字、(2)すでに淘汰された異体字、ただし姓の中の異体字はこの限りではない、(3)自作字、(4)外国文字、(5)中国語ピンイン字母、(6)アラビア数字、(7)記号、(8)規範化された漢字および少数民族文字の範囲を超えたその他の文字、である。「居民身分証法」および「国家通用言語文字法」の規定の精神に基づき、居民身分証の姓名登録項目は、規範化された漢字で記入し、常住人口登録表と居民戸籍簿の姓名登録項目と一致していなければならない。「公安部の新たな常住人口登録表と居民戸籍簿の導入に関する通知」は、姓名登録項目に漢字を使用して記入するよう明確に求めている。

そして「戸籍登録条例」第18条は、公民が姓名を変更する場合、(1)18歳未満の人が姓名を変更する必要がある場合、本人または両親、養子から戸籍登録機関に変更登録を申請する、(2)18歳以上の人は姓名を変更する必要がある場合、本人から戸籍登録機関に変更登録を申請する、と規定する。

また、2014年11月1日に、全国人民代表大会常務委員会は「姓名権立法解釈」を採択した。この中で、公民は法により姓名権を有すると規定する。公民は姓名権を行使するが、社会道徳を尊重し、社会公共の利益を損なってはならない。当該立法解釈は、自然人の姓名権の行使につい

て必要な制限を行うものであって、すなわち社会道徳を尊重し、社会公共の利益に損害を与えてはならないとされる。

さらに、関係部門は、姓名権の法律問題について、最高人民法院の研究室に意見を求めた。同室は研究を経て、「最高人民法院研究室の姓名権の法律問題に関する研究意見」において、以下のように判断した。すなわち、第一に、「姓名」の記入には規範化された漢字を必ず求めるべきか否かの問題である。この点「居民身分証法」第4条に規定されている「規範化された漢字と国家標準に適合した数字記号を使用して記入する」は、居民身分証の「姓名、性別、民族、住所」の事項は規範化された漢字と国家基準に適合した数字を使用して記入しなければならないと理解しなければならないとした。第二に、行政機関はその誤った具体的行政行為を是正しなければならないとせず、趙Cに姓名の変更を求める権利がある、ということである<sup>(49)</sup>。

#### (4) 小 括

ここで取りあげた「趙C」事件は、姓名権ないし命名権の中でも、特に文字の種類に関わることであり、なおかつ「C」という比較的単純な文字であることから、これを認めるかどうか争われた事件である。ここでは、人格権的利益も少なからず意識されるが、中国語においてもピンイン字母において「C」という記号自体は用いているので、単純な外国語と捉えることも適切でなく、また、特に珍奇であったり、公序良俗に反するものであったりするとは言えない。そうになると、特に公共の利益に関わる判断であるように思われる。具体的なシステム上に文字が導入されれば登録が可能になるようなものではあるが、しかし、全国的な統一が求められる場面でもあることから、そのような視点での公共の利益も無視することはできないものと思われる。

## IV むすび

本稿では、日本法における氏名権の現状を法制度および関連裁判例の紹介によって明らかにした。ここでは、日本における氏名権が、いわば当然のものとして扱われていることにより、民法等の実体法レベルではほとんど規定がないことを確認した。その一方で、氏名権に関する紛争は現実に生じており、特に命名権の制限の基準については、「悪魔」ちゃん事件では権利濫用禁止の法理が用いられたが、氏名権の性質からすれば、ケースごとに公共の福祉の保護ないし公序良俗違反の視点を適切に検討すべきことを指摘した。また、中国については、姓名権が1986年の民法通則や婚姻法において認められていたものの、それらを司法や立法のレベルでより詳しく解釈する規定が出され、今般の民法典の中で人格権編の中で規定が置かれることになった。その過程で生じた「北雁雲依」事件や「趙C」事件では、それぞれ公序良俗違反の視点や公共の利益の視点で判決が出されており、この点では日本法と中国法の共通点が見出された。そして、中国民法典では、公序良俗違反の視点を取り入れた立法がなされたところ、日本法ではそのような規定

がないので、立法論的にも中国民法典は日本民法改正の参考になりうるものと思われる。そして、この点は、中国民法典制定の中でも注目すべき実質的な改正点ではないかと指摘した。

その一方で、残された課題も少なくない。本稿では、日本法の氏名権と中国法の姓名権について、特に概念的な断りも無く比較して論じてきたが、両概念の異同をより明確に定義すべきかどうかについては、更に検討を要する問題であろう。また、氏名権・姓名権については、各国の固有法を含む歴史的・文化的な背景も大いに関係してくるため、そのような方向からの先行研究も多数ある<sup>(50)</sup> ところ、筆者の能力不足および本稿での問題設定から、本稿では論究できなかった。また、戸籍制度については、日本および中国において、それぞれに詳細な先行研究<sup>(51)</sup> と課題もある。この点は認識しつつ、今後の課題としたい。

\* 本研究は令和2年度拓殖大学政治経済研究所研究助成金を受けた研究成果の一部である。

\* 本研究はJSPS 科研費19K01252の助成を受けた研究成果の一部である。

#### 《注》

- (1) 椎名規子「氏名の権利 [最高裁昭和63.2.16判決, 東京家裁八王子支部平成6.1.31審判, 最高裁平成27.12.16判決]」戸籍969号, 2019年6月, 105-116頁。
- (2) 五十嵐清『人格権法概説』有斐閣, 2003年, 148-162頁。
- (3) 前掲注(1)論文, 105-116頁。なお、立法例として、イタリア民法典第6条「人の名に対する権利」として、「各人は法によってその者に付与されている名に対する権利を有する。人名には洗礼名および姓が含まれる。」が紹介されている。
- (4) さしあたり河上正二「子の命名権」について — 悪魔ちゃん事件をめぐる — 太田知行 = 荒川重勝 = 生熊長幸編『民事法学への挑戦と新たな構築』創文社, 2008年, 839頁以下とそこに挙げられている参考文献等があるが、枚挙にいとまがない。本稿の論旨から、ここでは氏をめぐる議論には立ち入らない。
- (5) 山川一陽「『名』の意義とその機能 — 裁判例と先例を通して —」同『戸籍実務の理論と家族法』日本加除出版, 2013年, 236頁。
- (6) 窪田充見『家族法 民法を学ぶ [第4版]』有斐閣, 2019年, 466頁。なお、大判大正4・7・3民録21輯1176頁も参照。
- (7) 前掲注(5)書, 236頁。なお、大判大正10・7・13民録27輯1318頁参照。
- (8) 命名については、氏と名の双方に関わり得るが、前述のように、氏には固有の議論があり、その結果として、日本法では「氏を命名する」という余地は制限されているため、ここでは立ち入らない。
- (9) 穂積陳重『実名敬避俗研究』刀江書院, 1926年, 19頁, 33頁。なお、同書の校訂本として穂積陳重著, 穂積重行校訂『忌み名の研究』講談社(講談社学術文庫), 1992年も参照。
- (10) 山主政幸『家族法論集』法律文化社, 1962年, 24頁。なお、山主は、日本においては、名については同様であるとしても、氏はこのようなものではないことも指摘している。
- (11) 名古屋高決昭和38・11・9家月16巻3号107頁。
- (12) 東京家審昭和35・1・19家月12巻5号141頁。
- (13) 前掲注(5)書, 239-240頁参照。
- (14) 前掲注(5)書, 240頁。
- (15) 大村敦志『民法読解親族編』有斐閣, 2015年, 180頁。

- (16) 井戸田博史「第6章 出生子命名権——「悪魔」「琉」命名事件——井戸田博史『氏と名と族称 その法史学的研究』法律文化社、2003年、150-153頁。
- (17) 谷口知平=加納實=澤井種雄編『大阪家庭裁判所家事部決議録』有斐閣、1960年、240頁、中川淳「判批」判評429号(判時1503号)69頁。
- (18) 戒能通孝「子を命名する権利と義務」末川博=中川善之助=舟橋諄一=我妻栄『家族法の諸問題 穂積先生追悼論文集』有斐閣、1952年、329頁、大里知彦「人名について考える——「悪魔」ちゃん騒動から学ぶべきもの——」戸籍623号、41頁等。
- (19) 田中実「命名の法理」法学研究37巻10号、16頁、高梨公之「名と戸籍名」日本法学30巻1号、9頁、前掲注(16)書、152-153頁等。
- (20) 前掲注(16)書、152頁。
- (21) 前掲注(19)田中実論文、16頁。
- (22) 前掲注(16)書、152頁。
- (23) 前掲注(5)書、251頁。
- (24) 昭和45年5月24日~25日熊本県連合戸協決議・同年10月14日福岡法務局長変更認可、昭和28年6月26日~27日名古屋局管内北陸都市戸協決議・同年29年1月13日法務省民事局変更指示等。
- (25) 東京高決昭和26年4月9日家月3巻3号13頁、名古屋家一宮支審昭和38年10月8日家月16巻13号107頁、函館家審昭和45年10月22日家月23巻6号73頁等。
- (26) 東京家裁八王子支部平成6年1月31日審判。評釈は多数あるが、河上正二「判批」『民法判例百選Ⅲ親族・相続[第2版]』有斐閣、2018年、88-89頁およびその引用文献を参照。
- (27) 前掲注(26)論文によれば、その後の経緯として、A市はこの審判を不服として即時抗告がなされたが、Xは「名前がない状態がこれ以上続くのは子供にとってよくない」(朝日新聞平成6年2月16日)として、東京家裁八王子支部に対する不服申立てを取り下げ、事件は終了した。一方で、父親からA市に対して「阿久魔」ではどうかとの問い合わせがあったが、市は当て字でも『あくま』は駄目であるとの立場を回答し(朝日新聞平成6年3月16日)、その後、子を「あく」などと呼び慣れ親しんでいることもあり「亜駆」と命名されて、届出が正式受理され、事件は最終的決着をみたとされる。
- (28) 加藤一郎『「悪魔」騒ぎを考える』法教164号、97頁、石川稔「判批」リマークス1995(上)、89頁。
- (29) 前掲注(4)論文、前掲注(26)論文、89頁。
- (30) 野田愛子「「悪魔」という名前の子供」ジュリ1042号、70頁、三村美美子『「悪魔ちゃん」命名事件に寄せて』亜細亜法学29巻1号、183頁等。
- (31) 前掲注(1)論文、105-116頁。
- (32) 前掲注(4)論文、前掲注(26)論文、89頁。
- (33) 名古屋高決昭和38・11・9高民集16巻8号664頁。なお、名古屋家裁一宮支部審昭和38・10・8家月16巻13号107頁、東京家審昭和49・4・9家月28巻3号56頁も参照。
- (34) 東京高決昭和26・4・9家月3巻3号13頁。
- (35) 前掲注(15)書、180頁。なお、吉井啓子「1993年のフランス家族法改正による命名・氏名の変更に関する新規定」同志社法学48巻6号、129頁以下も参照。
- (36) 滑璇「2015年中国十大影響性訴訟」南方周末2016年1月21日。
- (37) 中国民法典の制定については、さしあたり長友昭「中華人民共和國民法典における物権編の紹介と試訳——2007年物権法との比較の視点から」拓殖大学論集政治・経済・法律研究23巻1号、2020年を参照。
- (38) 中国民法典の人格権編については、長友昭「中華人民共和國民法典人格権編の試訳——従来の関連規定からの改正点・対照資料として」千葉商大論叢58巻3号、2021年を参照。
- (39) 中国審判理論研究会民事審判理論専門委員会編著『民法典人格権編条文理解與私法活用』法律出版

- 社，2020年，157頁以下参照。
- (40) 王澤鑑『人格権法』北京大学出版社，2013年，116頁。
  - (41) 王利明『人格権法研究』中国人民大学出版社，2018年，364頁。
  - (42) 袁雪石「姓名権本質変革論」法律科学2005年第2期，45頁。
  - (43) 王歌雅「姓名権の価値内蘊與法律規制」法学雑誌，2009年第1期，33頁。
  - (44) 劉練軍『公法上の姓名権』北京大学出版社，2019年，23頁。
  - (45) 同上。
  - (46) 同上。
  - (47) 江西省鷹潭市中級人民法院（2008）鷹行終字第5号行政裁定書。
  - (48) 李予酸 = 牛占斌「我的名字誰做主？——論姓名命名権的自由與限制」法律適用2009年第6期，4頁。
  - (49) 前掲注(39)書，159頁。
  - (50) 中国については，子への命名について，「幼名」と成人についての「輩名」に分けて検討されている。幼名については永尾龍造『支那民俗誌』支那民俗誌刊行會，1942年（同書の復刊は大空社，2002年），輩名については中生勝美「中国の命名法と輩行制」上野和男 = 森謙二編『名前と社会 名づけの家族史』早稲田大学出版部，1999年，郭明昆『中国の家族制度及び言語の研究』東方学会，1962年，仁井田陸『旧中国社会の「仲間」主義と家族——団体的所有の問題をも合わせて——』日本法社会学会編『家族制度の研究 下』有斐閣，1957年，上田信『伝統中国〈盆地〉〈宗族〉にみる明清時代』講談社，1995年等がある。
  - (51) 中国について，さしあたり王峰『中国戸籍制度改革研究』中国政法大学出版社，2018年参照。

（原稿受付 2020年10月28日）



# 連携中枢都市圏とスピルオーバーに関する実証分析

宮 下 量 久

## 要 旨

本稿では、スピルオーバー指標を通勤・通学データから新たに構築したうえで、連携中枢都市圏の形成要因を実証的見地から分析した。その結果、次の点が明らかになった。まず、連携中枢都市および連携市町村ともに、自地域から他地域へのスピルオーバーが大きい場合には、連携中枢都市圏の形成インセンティブは低下していた。この理由は、自地域から他の市町村へのスピルオーバーの程度が大きければ、他の市町村との連携を行うと自地域の公共財負担がさらに大きくなる恐れがあるからと思われる。また、連携市町村候補のなかで、人口の小規模な市町村ほど連携中枢都市と連携していた。人口の小規模な連携市町村は隣接する大規模な市町村で充実した公共サービスが提供されている可能性が高いため、連携中枢都市圏を契機にフリーライドしようとしていると考えられる。さらに、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高が多い連携市町村ほど、連携を契機に他市町村との自前の財源のコモンプール化を回避するため、連携中枢都市との圏域形成には慎重であった。

キーワード：連携中枢都市圏、スピルオーバー、Logit モデル

## 1. はじめに

2019年の人口は1億2,616万7千人であり、前年から27万6千人減少した。人口は9年連続の減少となり、わが国の人口は減少の一途を辿っている<sup>(1)</sup>。都道府県別では、首都圏の1都3県、愛知県、滋賀県、沖縄県を除くと、40道府県が人口減少となり、地方部の過疎化の進展が懸念されている。過疎地域自立促進特別措置法（以下、過疎法）に基づくと、過疎関係市町村数は2017年で817（全市町村の47.6%）である。また、増田編（2014）によれば、若年女性（20～39歳）人口減少率が2010～40年にかけて5割超の自治体を「消滅可能性都市」と定義すると、896自治体（全市町村の52.1%）が消滅の恐れがある、という。

このような背景を踏まえて、政府は2014年度から地方創生政策を推進し、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を目指してきた。地方創生政策関連予算は、2014年度補正予算から2020年度の当初予算までの合計で11兆9,957億円に上る。ただし、すべての市町村が人口の増加や経済の成長を実現して、財政的に自立することは難しいだろう。一部の市町村は高齢化やイ

インフラの老朽化のさらなる進展から、厳しい財政運営を強いられることで、自前ではナショナルミニマムに関する地方公共サービスを十分に供給できなくなるかもしれない。そこで、各市町村による地方公共サービス供給ではすべて自前で行う「フルセット型」から、近接する市町村で機能分担を図りながら連携して行う「ネットワーク型」に移行することが求められている。

政府は地方創生政策の一環で始めた都市連携策として連携中枢都市圏の形成を推進している。総務省の定義<sup>(2)</sup>によれば、連携中枢都市圏とは、①「地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏」もしくは、②「隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏」である<sup>(3)</sup>。総務省では、①の圏域候補として59か所をあげているが、②の圏域候補を公表していない。そこで、筆者が独自に人口や地理的データから各市町村を個別に調べたところ、②の圏域候補は28か所であった。つまり、連携中枢都市圏の候補は87か所であることがわかった。2020年10月現在、34圏域が連携中枢都市圏を形成しているため、53か所が圏域を形成していないことになる。

Miyashita et al. (2020) では、前述の連携中枢都市圏候補の市町村別パネルデータを用いて、連携中枢都市圏の形成要因をProbitモデルから初めて検証した。その結果、連携中枢都市圏（候補）のなかで積立金を有している市町村ほど連携中枢都市圏に参加せず、各市町村は積立金を他市町村との共有資源（コモンプール）にすることを回避する傾向にある、などの結果を得た。ただし、Miyashita et al. (2020) ではデータの制約があり、自治体間連携で重要と思われるスピルオーバーについて考慮できていない。菅原（2014）は、通勤・通学データから構築したスピルオーバー指標が定住自立圏<sup>(4)</sup>という別の市町村間連携に有意な影響を与えることを明らかにしている。市町村間の連携要因を検証した実証的研究は、筆者の知る限り、Miyashita et al. (2020) と菅原（2014）以外、存在しないと思われる。わが国の人口減少傾向や市町村財政の逼迫を踏まえると、市町村間の連携は今後不可避と思われるが、わが国の自治体間連携の研究蓄積は乏しいといえよう<sup>(5)</sup>。

そこで本稿では、スピルオーバー指標を新たに構築したうえで、連携中枢都市圏の形成要因を実証的見地から分析する。本稿の主な結論は次のとおりである。連携中枢都市および連携市町村ともに、自地域から他地域へのスピルオーバーが大きい場合には、連携中枢都市圏の形成インセンティブは低下していた。この理由は、自地域から他市町村へのスピルオーバーの程度が大きければ、他市町村との連携を行うと自地域の公共財負担がさらに大きくなる恐れがあるからと思われる。また、Miyashita et al. (2020) と同様、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高が多い連携市町村ほど、連携を契機に他市町村との自前の財源のコモンプール化を回避するため、連携中枢都市との圏域形成には慎重であった。

なお、本稿の構成は以下のとおりである。続く2節では、連携中枢都市圏の概要と形成過程を

整理する。3節では、本稿で検証するスピルオーバーと都市間連携に関する仮説を整理する。また、スピルオーバー指標を構築して、連携中枢都市圏とスピルオーバーに関する予備的考察を行う。4節では、推定モデルとデータの詳細、実証分析の結果をまとめる。5節では、本稿の主な結論を示すとともに、残された課題を整理する。

## 2. 連携中枢都市圏の概要

総務省は連携中枢都市圏の取り組みとして、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」という3点を挙げている。これらは、定住自立圏と類似する点が多い。実際、定住自立圏には「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」が取り組みとして求められている。ただ、連携中枢都市圏では「経済成長」という点が取り組みとして入っているものの、定住自立圏の目標には皆無であるため、地域経済の成長を重要視していることが連携中枢都市圏の特徴といえよう。

連携中枢都市圏は次のように形成される。まず、連携中枢都市の候補となる都市が連携中枢都市宣言を行う。次に、連携中枢都市は周辺市町村と協議したうえで、連携中枢都市圏としての連携協約を連携対象市町村ごとに個別に結ぶ。最後に、連携中枢都市と連携市町村が都市圏ビジョンを作成し、連携中枢都市圏後の目標や政策等を共有することで、連携中枢都市圏が形成されたとみなされる。

この連携中枢都市圏の形成過程では、次の点に留意する必要がある。まず、すべての市町村が連携中枢都市圏を形成できるわけではない、ということである。連携中枢都市候補は前節で示した連携中枢都市圏の条件①、②に合致していなければならない。次に、連携中枢都市圏では連携中枢都市と連携する各市町村が合意すれば圏域を形成できるため、連携市町村同士が圏域について合意形成する必要はない。さらに、ある連携市町村が連携中枢都市と合意すれば、連携協約を廃止、失効して連携中枢都市圏を離脱することもできる。これらの点を踏まえると、連携中枢都市圏内部では連携中枢都市が核となり、連携市町村が連携中枢都市に従属する関係であるといえる。また、連携市町村は他の連携市町村と圏域形成について協議する必要がないため、連携中枢都市圏への参加は各連携市町村の経済的・財政的事情を踏まえて、各市町村の意思決定を反映しやすい、という特徴がある。

さらに、連携中枢都市と連携市町村には連携中枢都市圏形成後、国からの財政移転に差異がある。具体的には、連携中枢都市は圏域全体のために実施する取り組みに係るものに普通交付税が措置される<sup>⑥</sup>。また、連携中枢都市には、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取り組みに必要な事業に要する経費などに対して、特別交付税が措置される。その一方で、連携市町村には、特別交付税が措置されるものの、その上限額は1,500万円とされている<sup>⑦</sup>。

したがって、連携中枢都市と連携市町村では対象条件や財政的支援の違いがあるため、以後の

分析では、連携中枢都市と連携市町村を明確に区別する必要がある。なお、連携中枢都市圏の要因を検証するには、都市圏候補でありながらも、連携しなかった市町村も把握しなければならない。前節で確認したように、連携中枢都市候補は87であった。また、連携中枢都市と圏域を形成しうる近隣市町村候補については「連携中枢都市圏構想推進要綱」に基づいて、連携中枢都市と近接し、連携中枢都市候補に対する通勤・通学割合が0.1以上である市町村を個別に抽出した。なお、連携中枢都市と周辺市町村の近接の有無について地図上ですべて確認している。その結果、近隣市町村候補は638あることがわかった<sup>(8)</sup>。

### 3. 連携中枢都市圏とスピルオーバーに関する予備的考察

#### 3-1. スピルオーバーが市町村間の連携に与える影響

菅原（2014）では、繰返しゲームを用いた理論分析から市町村間のスピルオーバーの程度と市町村間の協調解について、次のように整理している。まず、ある地域 $j$ から地域 $i$ へのスピルオーバーの程度（ $\alpha$ ）が大きい場合、地域 $i$ の地域 $j$ との協調インセンティブは高まる。この理由は、地域 $i$ は地域 $j$ からの公共財便益をフリーライドできるほうが望ましいと考えられるからである。その一方で、地域 $i$ から地域 $j$ へのスピルオーバーの程度（ $\beta$ ）が大きい場合、地域 $i$ の地域 $j$ との協調インセンティブは低下する。というのも、自地域から地域 $j$ へのスピルオーバーの程度が大きければ、地域 $j$ との連携を行うと地域 $i$ の公共財負担がさらに大きくなる可能性があるからである。地域 $j$ が連携に合意してくれれば、地域 $j$ からスピルオーバーを得ることでその負担を補えるものの、地域 $j$ が連携に合意しないか、相手が連携しても財政負担を十分行わなければ、自地域 $i$ に大きな損失をもたらすことになる、と考えられる。

これらを踏まえると、他地域から自地域へのスピルオーバー $\alpha$ は市町村間の連携に正の影響をもたらすものの、自地域から他地域へのスピルオーバー $\beta$ は市町村間の連携に負の影響をもたらす、といえよう。

#### 3-2. スピルオーバー指標

連携中枢都市圏では市町村間の通勤・通学割合の大きさが圏域形成で重要視されている。そこで本稿では、『国勢調査』の通勤・通学に関するデータを用いて、スピルオーバー指標を構築する<sup>(9)</sup>。『国勢調査』では、各市町村の常住者の通勤・通学先を他の市町村別に把握できる。また、各市町村の従業・通学者の常住先も他の市町村別に把握できる。本稿では、これら2種類のデータを連携中枢都市圏の連携中枢都市とその候補都市、連携市町村とその候補市町村ごとに、常住者の通勤・通学先と従業・通学者の常住先の人数をひとつずつ抽出・合算することで、スピルオーバー指標を構築した。

具体的には、次の2つの指標をスピルオーバーの代理変数として作成する。まず、当該市町村

の住民が他市町村へ通勤・通学していれば、他市町村の公共サービスを利用できるため、当該市町村は他市町村からスピルオーバーを得ていると考えられる。このため、各市町村の常住者のうち、他市町村への通勤・通学者の割合をスピルオーバー  $\alpha$  とする<sup>(10)</sup>。

その一方で、他市町村から当該市町村への通勤・通学者は、当該市町村の公共サービスを利用できるため、他の市町村は当該市町村からスピルオーバーを得ていると考えられる。このため、各市町村内の従業者・通学者のうち、他市町村からの通勤・通学者の割合をスピルオーバー  $\beta$  とする。

なお、連携中枢都市圏には異なる県の市町村間の通勤・通学者が多いケースもあるため、スピルオーバー指標の作成では県外通勤・通学者も加味してデータを構築している。

### 3-3. 連携中枢都市圏とスピルオーバーの関係性

表1と表2は、各市町村の連携中枢都市圏の参加状況とスピルオーバーの関係性について、連携中枢都市と連携市町村に分けて整理したものである。表1と表2ともに、スピルオーバー指標  $\alpha$ 、 $\beta$  の平均値の差について連携中枢都市圏の参加有無でt検定を行ったところ、有意な差があることがわかる。スピルオーバー指標  $\beta$  は表1で7.305%ポイント、表2で5.438%ポイント、連携中枢都市圏不参加の市町村のほうが参加市町村よりも大きい。スピルオーバー  $\beta$  は前述のとおり、市町村間連携にはマイナスに影響すると思われる。

表1 連携中枢都市圏とスピルオーバー（連携中枢都市）

スピルオーバー	圏域参加	自治体数	平均値 (%)	平均差
$\alpha$	不参加	51	20.880	5.973***
	参加	36	14.907	
	合計	87	18.408	
$\beta$	不参加	51	26.143	7.305***
	参加	36	18.838	
	合計	87	23.120	

(注1) \*\*\*は、平均値の差が無い、という帰無仮説を1%水準で棄却することを示す。

表2 連携中枢都市圏とスピルオーバー（連携市町村）

スピルオーバー	圏域参加	自治体数	平均値 (%)	平均差
$\alpha$	不参加	385	53.698	4.496***
	参加	273	49.202	
	合計	658	51.832	
$\beta$	不参加	385	46.252	5.438***
	参加	273	40.814	
	合計	658	43.996	

(注1) \*\*\*は、平均値の差が無い、という帰無仮説を1%水準で棄却することを示す。

ところが、市町村間連携にプラスに影響すると思われるスピルオーバー指標  $\alpha$  も連携中枢都市圏不参加の市町村のほうが参加市町村よりも大きい。表 1 では 5.973%ポイント、表 2 では 4.496%ポイント、連携中枢都市圏不参加の市町村で大きい。スピルオーバー  $\alpha$  は市町村間連携を促進する、という理論的見地からの関係性と異なる傾向がみられる。ただ、表 1 と表 2 の t 検定の分析だけでは、スピルオーバー指標が市町村間連携に寄与する、という因果関係は不明であるため、次節では推定モデルを踏まえて検証する。

## 4. 実証分析

### 4-1. 推定モデル

本節では、連携中枢都市圏の形成がスピルオーバーやその他の要因から影響を受けるかを検証する。被説明変数  $y_i$  は連携中枢都市圏の連携中枢都市候補の都市、もしくは、連携市町村候補の市町村のうち、連携中枢都市圏に参加している市町村を 1、それ以外の市町村を 0 とするダミー変数である。スピルオーバーや各市町村の財政状況などの説明変数  $X_i$  が連携中枢都市圏への参加確率  $p_i$  に影響するため、 $p_i \equiv \Pr(y_i = 1 | X_i)$  と表せる。 $y_i$  の期待値は  $E(y_i | X_i) = 0 \cdot (1 - p_i) + 1 \cdot p_i = p_i$  である。Logit モデルは確率分布関数  $\Pr(y_i = 1 | X_i)$  を Logistic 分布の分布関数としたうえで、説明変数  $X_i$  が  $E(y_i | X_i)$  に与える影響を推定する。

ここで、連携中枢都市圏を形成しうる連携中枢都市候補の都市、もしくは、連携市町村候補の市町村が都市圏に参加するという、任意の実数を取る潜在変数  $y_i^*$  を観測することはできないが、都市圏ビジョンを作成するという  $y_i$  は観察できる。観察可能な変数  $y_i$  と潜在変数  $y_i^*$  の関係を (1) 式のように整理する。

$$y_i = \begin{cases} 1 & \text{if } y_i^* > 0 \\ 0 & \text{if } y_i^* \leq 0 \end{cases} \quad (1)$$

さらに、 $y_i^*$  が説明変数  $X_i$  の線形関数で (2) 式のように表されるとする。

$$y_i^* = \alpha + X_i' \beta + e_i \quad (2)$$

$\beta$  は係数ベクトルである。 $e_i$  は誤差項で  $X_i$  と無相関の連続確率変数で、 $E(e_i) = 0$ 、 $V(e_i) = \sigma^2$  とする。(1) と (2) を踏まえて、 $E(y_i | X_i)$  は次のように表される。

$$\begin{aligned}
 E(y_i | X_i) &= \Pr(y_i = 1 | X_i) \\
 &= \Pr(y_i^* > 0 | X_i) \\
 &= \Pr(\alpha + X_i' \beta > -e_i | X_i) \\
 &= \Pr(e_i > -\alpha - X_i' \beta | X_i) \\
 &= 1 - \Pr(e_i < -\alpha - X_i' \beta | X_i) \\
 &= 1 - \Lambda(-\alpha - X_i' \beta) \\
 &= \Lambda(\alpha + X_i' \beta)
 \end{aligned} \tag{3}$$

$\Lambda(\alpha + X_i' \beta)$  は Logit 累積分布関数である。(3)式を最尤法による推定を行うことで、 $\beta$  の推定値を得られる<sup>(11)</sup>。

#### 4-2. データ

被説明変数  $y_i$  は最新の連携中枢都市圏の参加市町村をデータに反映するため、2020年度4月1日現在で都市圏ビジョンを作成している市町村を1、それ以外の市町村を0とするダミー変数としている。

説明変数  $X_i$  のうち、スピルオーバーについては3節で説明しているため、それ以外の説明変数について Miyashita et al. (2020) を基に整理する。まず、国からの財政移転の程度を考慮するため、交付税依存率（標準財政規模に対する地方交付税の割合）と国庫支出金依存率（標準財政規模に対する国庫支出金の割合）を説明変数とする。交付税依存率や国庫支出金依存率の高い市町村ほど財政基盤が脆弱であるため、連携中枢都市圏を形成することで、連携中枢都市圏に関する財政支援（普通交付税や特別交付税など）を期待して、連携中枢都市圏に参加するかもしれない。または、これまで財政移転を得ていなかった市町村が新たな財政支援を期待して、連携中枢都市圏に参加することも考えられる。したがって、交付税依存率や国庫支出金依存率は連携中枢都市圏の形成にプラスとマイナス双方の影響が予想される。

次に、各市町村の財政状況の硬直性を考慮するため、経常収支比率を説明変数に用いる。経常収支比率が高いほど、各市町村の義務的経費の割合が高いと言えるため、市町村財政が地域社会の変化や住民ニーズに弾力性を有していないことを意味する。経常収支比率が高い市町村ほど、地域社会の変化や住民ニーズへ柔軟に対応するため、連携中枢都市圏に参加する可能性が高い。

さらに、財政変数はフローだけでなく、ストックも連携中枢都市圏の形成に影響すると思われる。そこで、地方債現在高比率（標準財政規模に対する地方債現在高の割合）と積立金現在高比率（標準財政規模に対する積立金現在高の割合）を説明変数に考慮する。前者については、その割合が高いほど、将来の財政負担が生じるため、財政運営の厳しさを表す。将来の財政運営が厳しいと予想される場合、連携中枢都市圏の形成を通じて、他市町村との地方公共サービスの共同供給や国からの新たな財政支援を模索すると思われる。後者については、その割合が高いほど、

将来の財源確保を有しているため、財政運営に余裕があることを意味する。積立金が十分にある市町村は、他市町村との連携を必要としないであろう。このため、地方債現在高比率は連携中枢都市圏の形成に正の影響を有し、積立金現在高比率は連携中枢都市圏の形成に負の影響を有すると予想する。

財政状況以外には、次の説明変数を推定モデルに加える。まず、連携中枢都市圏候補内の各連携中枢都市、もしくは、各連携市町村の人口比率（連携中枢都市：各連携中枢都市の人口/連携中枢都市圏候補内の全人口、連携市町村：各連携市町村の人口/連携中枢都市圏候補内の全人口）を作成する。連携中枢都市では、連携中枢都市圏の各連携市町村と地方公共サービスの共同供給について協議しつつ、主体的に実施する必要がある。Buchanan and Tullock（1962）を踏まえると、連携中枢都市は連携中枢都市圏内の連携市町村と合意形成を行う場合、自地域の人口が圏域内で多ければ、政治的外部不経済の程度を小さくすることができる。したがって、連携中枢都市圏候補内の連携中枢都市の人口比率が大きいほど、連携中枢都市は連携中枢都市圏を形成しようとするかもしれない。その反面、連携市町村では連携中枢都市圏内で連携中枢都市や他の連携市町村と合意形成を行う場合、自地域の人口が圏域内で少なければ、隣接する大規模市町村では充実した公共サービスが提供される傾向にあるため、他市町村からの地方公共サービスにフリーライドしやすくなる<sup>(12)</sup>。このため、連携市町村候補内の人口比率が小さい市町村ほど、連携中枢都市圏に参加しようとすると考えられる。

また、他市町村との財政コモンプール問題が連携中枢都市圏の形成に影響する可能性もある。連携中枢都市圏が形成された場合、連携中枢都市と連携市町村は共同事業を実施する場合、国からの財政支援だけでは事業費用を賄えないため、自前の財源を充当することになる。各市町村は連携相手の市町村に積立金などが十分にあり財政的に豊かである場合、その財源を目当てに連携しようとするかもしれない。その反面、積立金を有する市町村は、他市町村と自前の財源を共有化されることを回避するため、連携中枢都市圏への参加に慎重になると予想できる<sup>(13)</sup>。そこで、連携中枢都市圏の総人口に対する各市町村の積立金現在高を考慮する。連携中枢都市圏の総人口に対する各市町村の積立金現在高が小さい市町村ほど連携中枢都市圏への参加に積極的であり、連携中枢都市圏の総人口に対する各市町村の積立金現在高が大きい市町村ほど、連携中枢都市圏への参加に消極的になると考えられるため、係数の符号は負になると思われる<sup>(14)</sup>。

地域特性を表す指標として、各市町村の人口千人当たり病院数、平均所得、65歳以上人口比率を用いる。特に、人口千人当たりの病院数は、Miyashita et al.（2020）では、連携中枢都市では正の有意な結果、連携市町村では負の有意な結果を得ていたため、各市町村の医療サービスの多寡が連携中枢都市圏の形成に影響していると考えられる<sup>(15)</sup>。本稿の推定でも、同様の傾向があると予想する。

最後に、過去の合併や定住自立圏の実績をダミー変数として考慮する。過去に合併した市町村であれば、連携事業の担当者は合併協議の経験を踏まえて、他市町村との新たな合意形成をしや

すいと思われる。その一方で、非合併市町村は連携中枢都市圏でも他市町村との連携を必要としないかもしれない。本稿では非合併ダミーを説明変数に加えて、連携中枢都市圏の形成に負の影響をもたらすと考える。また、各市町村が定住自立圏をすでに形成していれば、過去の連携事業の経験を踏まえて、連携中枢都市圏も形成しやすいかもしれない。したがって、定住自立圏ダミーの係数は正になるとと思われる。

被説明変数と説明変数の記述統計量は表3、表4のとおりである。また、各変数の出所も表3、表4に付記している。データの年度については、被説明変数は2020年度時点、説明変数は同時性の問題が生じることで、誤差項が説明変数と相関する恐れがある内生性を回避するため、連携中枢都市圏の制度開始以前のデータを用いている<sup>(16)</sup>。

表3 記述統計量（連携中枢都市）

変数	単位	平均値	標準偏差	最小値	最大値	出所
連携中枢都市の圏域参加ダミー	ダミー	0.414	0.495	0.000	1.000	A
スピルオーバー $\alpha$	%	18.408	11.369	5.208	51.463	B
スピルオーバー $\beta$	%	23.120	12.494	3.455	63.270	B
交付税依存率	%	33.013	13.809	0.000	59.480	C
国庫支出金依存率	%	28.841	9.345	13.726	65.634	C
経常収支比率	%	88.399	4.387	73.700	97.300	C
積立金現在高比率	%	35.172	21.195	5.742	129.936	C
地方債現在高比率	%	190.546	54.013	38.430	361.616	C
圏域候補内の人口比率	%	48.613	17.667	14.709	86.548	A, D
積立金現在高/連携中枢都市圏の総人口	百万円	4.235	4.579	0.694	35.465	A, C, D
人口千人当たりの病院数	数	1.355	0.404	0.000	2.076	D, E
平均所得	百万円	1.258	0.171	0.905	1.827	D, F
65歳以上人口比率	%	24.946	3.173	15.302	31.604	D
非合併ダミー	ダミー	0.195	0.399	0.000	1.000	G
定住自立圏ダミー	ダミー	0.184	0.390	0.000	1.000	H

(注1) 出所の詳細は次のとおりである。

- A：総務省「連携中枢都市圏の形成の動き」  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000680006.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000680006.pdf))〈2020年9月20日参照〉より作成
- B：総務省『平成22年度国勢調査』より作成
- C：総務省「地方財政状況調査」  
(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200251&tstat=000001077755&cycle=7&tclass1=000001077756&tclass2=000001077757>)〈2020年8月23日参照〉より作成
- D：総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』より作成
- E：総務省「公共施設状況調経年比較表（市町村経年比較表）」より作成  
(<https://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/index.html>)〈2020年8月23日参照〉
- F：総務省『平成25年度市町村税課税等の調』より作成  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran09\\_13.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09_13.html))〈2020年8月23日参照〉
- G：総務省「市町村合併の状況」より作成  
(<https://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>)〈2020年2月16日参照〉
- H：総務省「全国の定住自立圏構想の取組状況（令和2年10月1日）」より作成  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000691156.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000691156.pdf))〈2020年10月8日参照〉

表4 記述統計量（連携市町村）

変数	単位	平均値	標準偏差	最小値	最大値	出所
連携市町村の圏域参加ダミー	ダミー	0.415	0.493	0.000	1.000	A
スピルオーバー $\alpha$	%	51.832	16.769	1.892	96.977	B
スピルオーバー $\beta$	%	43.996	15.613	0.921	88.849	B
交付税依存率	%	51.657	20.405	0.000	90.451	C
国庫支出金依存率	%	24.592	30.944	2.055	463.393	C
経常収支比率	%	86.617	5.822	56.500	107.100	C
積立金現在高比率	%	71.581	63.829	3.419	761.964	C
地方債現在高比率	%	159.393	40.180	1.583	295.266	C
圏域候補内の人口比率	%	5.656	7.021	0.072	47.791	A, D
積立金現在高/連携中枢都市圏の総人口	百万円	0.870	1.027	0.019	13.751	A, C, D
人口千人当たりの病院数	数	0.967	0.463	0.000	2.688	D, E
平均所得	百万円	1.060	0.216	0.577	2.103	D, F
65歳以上人口比率	%	28.867	6.524	14.717	54.063	D
非合併ダミー	ダミー	0.588	0.493	0.000	1.000	G
定住自立圏ダミー	ダミー	0.182	0.386	0.000	1.000	H

(注1) 出所の詳細は次のとおりである。

A：総務省「連携中枢都市圏の形成の動き」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000680006.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000680006.pdf))〈2020年9月20日参照〉より作成

B：総務省『平成22年度国勢調査』より作成

C：総務省「地方財政状況調査」

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200251&tstat=000001077755&cycle=7&tclass1=000001077756&tclass2=000001077757>)〈2020年8月23日参照〉より作成

D：総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』より作成

E：総務省「公共施設状況調経年比較表（市町村経年比較表）」より作成

(<https://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/index.html>)〈2020年8月23日参照〉

F：総務省『平成25年度市町村税課税等の調』より作成

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran09\\_13.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09_13.html))〈2020年8月23日参照〉

G：総務省「市町村合併の状況」より作成

(<https://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>)〈2020年2月16日参照〉

H：総務省「全国の定住自立圏構想の取組状況（令和2年10月1日）」より作成

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000691156.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000691156.pdf))〈2020年10月8日参照〉

#### 4-3. 推定結果

推定結果は表5と表6のとおりである。一部の説明変数同士の相関が高く、多重共線性の問題を回避するため、モデル1から7では一部の説明変数を出し入れして推定した結果を比較している<sup>(17)</sup>。まず、スピルオーバー指標については、連携中枢都市および連携市町村において、スピルオーバー指標 $\beta$ が負の有意な結果を得ている。この結果は、菅原（2014）とも整合的である。表6の連携市町村を分析対象にした場合、スピルオーバー指標 $\alpha$ もモデル2で負の有意な結果であるが、それ以外のモデルでは有意な結果を得ておらず、頑健な結果とはいえない。前節で示した仮説通り、連携中枢都市圏の形成では、連携中枢都市および連携市町村ともに、自地域から他地域へのスピルオーバーの程度（ $\beta$ ）が大きい場合には、他市町村との協調インセンティブは

低下していると思われる。この背景には、自地域から他市町村へのスピルオーバーの程度が大きければ、他市町村との連携を行うと自地域の公共財負担がさらに大きくなる恐れがある、と考えられる。ところで、表 5, 6 の係数は潜在変数  $y_i^*$  が説明変数  $X_i$  から受ける影響を示しているため、係数の大きさをその数値で評価することは困難である。ここで、スピルオーバー指標  $\beta$  の平均値周りの限界効果についてモデル 1 をベースに求めた<sup>(18)</sup>。その結果、スピルオーバー指標  $\beta$  が 1% 上昇すると、連携中枢都市圏への参加確率が連携中枢都市で 0.044% ポイント、連携市町村で 0.005% ポイント低下することがわかった。自地域から他の市町村へのスピルオーバーの程度が大きいと、連携中枢都市は連携市町村よりも連携には慎重であることがうかがえる。

なお、スピルオーバー  $\alpha$  については、表 5 のモデル 1, 5, 6, 7 で仮説通り、その係数は正であるものの、有意な結果を得られなかった。表 1, 2 では、連携中枢都市圏への参加・不参加によって、スピルオーバー指標  $\alpha \cdot \beta$  に有意な差異がみられたものの、 $\alpha$  は連携中枢都市圏の形成に影響していないといえる。表 1, 2 を踏まえると、スピルオーバー指標  $\alpha$  は  $\beta$  よりも、連携中枢都市圏への参加・不参加の差異が小さいことが推定結果に影響しているかもしれない。

財政変数については、地方債現在高比率が連携市町村を分析対象にした表 6 で正の有意な結果を得ている。地方債現在高が多い連携市町村ほど、連携中枢都市との地方公共サービスの共同供給や国からの新たな財政支援を期待して、連携中枢都市圏に参加していると思われる。その他の財政変数については、表 5, 表 6 ともに有意な結果を得ていない。

次に、圏域候補内の人口比率は、表 6 のモデル 2, 4 を除いて負の有意な結果を得た。連携市町村候補のなかで、人口の小規模な市町村ほど連携中枢都市と連携していることがわかる。隣接する市町村のほうが人口で大規模であれば、充実した公共サービスが提供されている可能性が高いため、小規模な市町村は連携中枢都市圏を契機にフリーライドしようとしていると考えられる。また、表 6 では、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高がどのモデルでも負の有意な結果である。つまり、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金が多い連携市町村ほど、連携中枢都市との圏域形成には慎重であることがわかる。特に、平均値周りの限界効果を算出すると<sup>(19)</sup>、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高が 100 万円増えると、連携中枢都市圏への参加確率が連携市町村で 0.16% ポイント低下することが明らかになった。連携市町村では、スピルオーバー  $\beta$  よりも連携中枢都市圏の総人口に対する積立金の多寡が連携中枢都市圏への参加に大きな影響を与えていることがわかる。連携市町村は、圏域の形成を契機に他市町村と自前の財源を共有化されることを回避しようとしていると考えられる<sup>(20)</sup>。表 5 のモデル 7 でも、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高が 10% 水準で有意だが、頑健な結果とは言い難いため、連携市町村においてのみ財政コモンプール問題が連携中枢都市圏の形成に影響しているといえる。

それ以外には、定住自立圏ダミーが表 5, 6 ともに、負の有意な結果である。連携中枢都市圏の制度は定住自立圏に参加していなかった市町村が他市町村と連携するきっかけになった可能性がある。

表5 推定結果（被説明変数：連携中枢都市ダミー）

分析対象	連携中枢都市						
	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5	モデル6	モデル7
スピルオーバー $\alpha$	0.074 [0.916]	-0.078 [-1.418]			0.047 [0.620]	0.035 [0.459]	0.068 [0.859]
スピルオーバー $\beta$	-0.219 [-2.418]**		-0.163 [-2.588]***		-0.182 [-2.273]**	-0.180 [-2.189]**	-0.193 [-2.444]**
交付税依存率	0.086 [1.498]	0.047 [0.898]	0.070 [1.292]	0.060 [1.190]	0.044 [1.062]		0.081 [1.435]
国庫支出金依存率	0.096 [1.230]	0.036 [0.575]	0.084 [1.138]	0.028 [0.447]	0.055 [0.875]	0.069 [1.011]	0.070 [1.101]
経常収支比率	-0.134 [-1.208]	-0.046 [-0.454]	-0.109 [-1.018]	-0.062 [-0.606]	-0.108 [-1.000]	-0.082 [-0.807]	-0.125 [-1.137]
地方債現在高比率	0.007 [0.698]	0.007 [0.766]	0.006 [0.637]	0.008 [0.909]	0.009 [0.934]	0.011 [1.092]	0.010 [1.009]
積立金現在高比率	-0.021 [-0.259]	0.026 [0.347]	-0.002 [-0.022]	0.000 [0.002]	-0.003 [-0.040]	0.006 [0.074]	0.016 [0.282]
圏域候補内の人口比率	-0.040 [-0.628]	0.034 [0.638]	-0.034 [-0.537]	0.061 [1.270]	-0.021 [-0.351]	-0.026 [-0.434]	
積立金現在高/ 連携中枢都市圏の総人口	-0.469 [-0.697]	-0.841 [-1.289]	-0.605 [-0.880]	-0.695 [-1.137]	-0.647 [-0.994]	-0.563 [-0.876]	-0.805 [-1.828]*
人口千人当たりの病院数	1.108 [1.190]	0.909 [1.039]	0.907 [1.025]	1.345 [1.588]	1.136 [1.192]	1.064 [1.109]	1.144 [1.222]
平均所得	4.907 [1.074]	0.424 [0.104]	3.603 [0.834]	0.812 [0.204]		-0.205 [-0.066]	4.159 [0.937]
65歳以上人口比率	-0.065 [-0.415]	0.006 [0.042]	-0.030 [-0.201]	-0.015 [-0.108]	-0.060 [-0.394]	0.001 [0.010]	-0.075 [-0.483]
非合併ダミー	-1.354 [-1.165]	-1.995 [-1.809]*	-1.457 [-1.280]	-2.155 [-1.906]*	-1.648 [-1.455]	-1.684 [-1.503]	-1.681 [-1.567]
定住自立圏ダミー	-2.544 [-2.033]**	-2.168 [-1.871]*	-2.464 [-1.991]**	-2.124 [-1.854]*	-2.273 [-1.936]*	-1.730 [-1.682]*	-2.442 [-1.970]**
定数項	6.957 [0.591]	0.372 [0.034]	6.381 [0.549]	-1.685 [-0.155]	11.598 [1.062]	8.639 [0.782]	5.343 [0.463]
対数尤度	-34.723	-38.222	-35.142	-39.289	-35.296	-35.912	-34.920
Pseudo R2	0.412	0.352	0.404	0.334	0.402	0.391	0.408
LR 統計量	48.562***	41.565***	47.724***	39.431***	47.416***	46.184***	48.169***
サンプルサイズ	87	87	87	87	87	87	87

(注1) LR 統計量は、定数項以外の説明変数の係数をゼロとする帰無仮説の尤度比検定統計量である。\*\*\*は1%水準での有意性を示す。

(注2) [ ]はZ値を表す。\*\*\*は1%水準、\*\*は5%水準、\*は10%有意水準で係数がゼロであるとの帰無仮説を棄却したことを意味する。

表 6 推定結果（被説明変数：連携市町村ダミー）

分析対象	連携市町村						
	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4	モデル 5	モデル 6	モデル 7
スピルオーバー $\alpha$	-0.012 [-1.090]	-0.026 [-3.153]***			-0.012 [-1.116]	-0.010 [-0.943]	-0.015 [-1.478]
スピルオーバー $\beta$	-0.023 [-1.893]*		-0.032 [-3.508]***		-0.023 [-1.894]*	-0.025 [-2.254]**	-0.024 [-1.951]*
交付税依存率	0.007 [0.598]	0.014 [1.362]	0.003 [0.240]	0.010 [0.957]	0.007 [0.842]		0.011 [1.162]
国庫支出金依存率	-0.011 [-1.472]	-0.012 [-1.621]	-0.010 [-1.360]	-0.010 [-1.335]	-0.011 [-1.473]	-0.011 [-1.458]	-0.012 [-1.642]
経常収支比率	0.021 [1.077]	0.028 [1.430]	0.019 [0.975]	0.028 [1.474]	0.022 [1.124]	0.018 [0.953]	0.022 [1.103]
地方債現在高比率	0.009 [3.045]***	0.008 [2.819]***	0.009 [3.273]***	0.009 [3.156]***	0.009 [3.045]***	0.009 [3.312]***	0.009 [2.997]***
積立金現在高比率	0.000 [0.110]	0.000 [0.083]	0.000 [-0.058]	-0.002 [-0.587]	0.000 [0.116]	0.000 [0.079]	0.001 [0.322]
圏域候補内の人口比率	-0.053 [-1.801]*	-0.042 [-1.488]	-0.053 [-1.799]*	-0.025 [-0.934]	-0.053 [-1.801]*	-0.057 [-2.011]**	-0.054 [-1.832]*
積立金現在高/ 連携中枢都市圏の総人口	-0.685 [-2.758]***	-0.683 [-2.790]***	-0.648 [-2.657]***	-0.552 [-2.419]**	-0.685 [-2.759]***	-0.665 [-2.708]***	-0.715 [-2.879]***
人口千人当たりの病院数	-0.095 [-0.460]	-0.114 [-0.553]	-0.066 [-0.322]	-0.021 [-0.105]	-0.096 [-0.463]	-0.104 [-0.502]	-0.083 [-0.405]
平均所得	-0.082 [-0.109]	0.082 [0.113]	-0.200 [-0.266]	-0.066 [-0.092]		-0.358 [-0.603]	-0.073 [-0.097]
65歳以上人口比率	0.024 [0.928]	0.027 [1.041]	0.034 [1.363]	0.069 [3.036]***	0.024 [0.927]	0.032 [1.357]	
非合併ダミー	0.167 [0.713]	0.124 [0.532]	0.153 [0.655]	0.003 [0.015]	0.170 [0.732]	0.148 [0.640]	0.186 [0.797]
定住自立圏ダミー	-1.815 [-6.091]***	-1.832 [-6.161]***	-1.802 [-6.076]***	-1.827 [-6.230]***	-1.815 [-6.089]***	-1.809 [-6.069]***	-1.797 [-6.058]***
定数項	-1.653 [-0.663]	-2.975 [-1.248]	-1.764 [-0.706]	-5.469 [-2.430]**	-1.814 [-0.901]	-0.991 [-0.445]	-1.038 [-0.431]
対数尤度	-361.401	-363.210	-361.996	-368.387	-361.407	-361.580	-361.833
Pseudo R2	0.191	0.187	0.189	0.175	0.191	0.190	0.190
LR 統計量	170.223***	166.605***	169.033***	156.250***	170.211***	169.865***	169.358***
サンプルサイズ	658	658	658	658	658	658	658

(注 1) LR 統計量は、定数項以外の説明変数の係数をゼロとする帰無仮説の尤度比検定統計量である。\*\*\*は 1%水準での有意性を示す。

(注 2) [ ]は Z 値を表す。\*\*\*は 1%水準、\*\*は 5%水準、\*は 10%有意水準で係数がゼロであるとの帰無仮説を棄却したことを意味する。

なお、表5のモデル2, 4では非合併ダミーが負の有意な結果、表6のモデル4では65歳以上人口比率が正の有意な結果であるが、その他のモデルで有意でないため、これらを頑健な結果と解釈するのは難しい。表5と表6の推定結果を比較すると、連携市町村は連携中枢都市よりも財政変数や地域特性の影響を踏まえて、連携中枢都市圏に参加していることがわかる<sup>(21)</sup>。

## 5. まとめと課題

本稿では、スピルオーバー指標を通勤・通学データから新たに構築したうえで、連携中枢都市圏の形成要因を検証した。主な分析結果は次の4点である。まず、連携中枢都市および連携市町村ともに、自地域から他地域へのスピルオーバーの程度( $\beta$ )が大きい場合には、連携中枢都市圏の形成インセンティブは低下していた。この理由は、自地域から他市町村へのスピルオーバーの程度が大きければ、他市町村との連携を行うと自地域の公共財負担がさらに大きくなる恐れがあるからと思われる。第2に、連携市町村候補のなかで、人口の小規模な市町村ほど連携中枢都市と圏域を形成していた。人口の小規模な連携市町村は隣接する大規模な市町村で充実した公共サービスが提供されている可能性が高いため、連携中枢都市圏を契機にフリーライドしようとしていると考えられる。第3に、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高が多い連携市町村ほど、連携を契機に他市町村と自前の財源を共有化されることを回避するため、連携中枢都市との圏域形成には慎重であった。この平均値周りの限界効果を算出すると、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高が100万円増えると、連携中枢都市圏への参加確率が連携市町村で0.16%ポイント低下する。連携市町村のスピルオーバー $\beta$ の限界効果と比較すると、連携中枢都市圏の総人口に対する積立金の多寡がスピルオーバーの程度よりも連携中枢都市圏への参加に大きな影響を与えていることがわかった。最後に、連携中枢都市圏の制度は定住自立圏に参加していなかった市町村が他市町村と連携するきっかけになった可能性が高い。

本稿で残された課題は、スピルオーバー指標のパネルデータ化である。ただし、『国勢調査』が5年に1度にしか入手できないデータであるため、スピルオーバー指標のパネルデータを通勤・通学データから構築することは困難と思われる。その他のデータを用いたスピルオーバー指標の構築と、それを踏まえた分析は今後の課題としたい。

### 付 記

本論文は、2019年度に拓殖大学政治経済研究所から研究助成を得て執筆したものである。また、匿名レフェリーのコメントにより、本稿の内容を大幅に改善することができた。ここに記して感謝の意を表したい。

### 《注》

(1) 総務省統計局「人口推計(2019年(令和元年)10月1日現在)」。

- (2) 総務省「連携中枢都市圏の取組の推進」([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000706283.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000706283.pdf))〈2020年10月25日参照〉
- (3) 圏域の中心都市を連携中枢都市、中心都市と連携する市町村を連携市町村という。
- (4) 政府は2009年から定住自立圏の形成を推進している。定住自立圏の中心となる市は人口5万人以上、昼夜間人口比率が1以上であるのに対して、連携中枢都市圏の中心となる市は政令指定都市や中核市であるため、前者のほうが想定される圏域は人口規模等で小さい。2020年10月1日現在、128の定住自立圏が全国で形成されている。
- (5) 海外では、Ostrom (1990), Ostrom (2005), Zhang (2006), Sørensen and Torfing (2008), Ostrom (2010), Taylor (2014) などが都市間連携について、理論分析やケーススタディを通じて、その必要性を論じているが、市町村間連携に関する実証分析の研究は見当たらなかった。ただし、市町村合併を都市間連携とみなすと、Austin (1999), Brasington (1999・2003a, b), Lichter et al. (2007), Dur and Staal (2008), Gordon and Brian (2009) などが先行研究にある。わが国での市町村合併の成立要因に関する研究には、広田 (2007), 宮下・中澤 (2009), 宮下 (2011), 中澤・宮下 (2016) などがある。
- (6) 圏域人口が75万人の場合、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に要する経費について、約2億円が想定されている。
- (7) 横山 (2017) は、連携中枢都市圏の制度内容を詳細に紹介したうえで、各地域の実態について人口等のデータを用いて分析している。
- (8) 広島県呉市など、連携中枢都市候補のうち23都市は他の連携中枢都市圏の連携市町村の候補でもある。このため、これらの都市は連携市町村としてもサンプルに加えている。
- (9) スピルオーバー指標の作成は菅原 (2014) を参考にしている。ただし、菅原 (2014) も指摘するように、各市町村のスピルオーバーの有無を検証する研究もある(菅原・國崎 (2006) など)。本稿では通勤・通学者が行政区域を越えて通勤・通学している場合、他の自治体の公共サービスを利用しており、スピルオーバーが存在することを仮定して分析している。
- (10) 菅原 (2014) は中心市をベースとした定住自立圏ごとのサンプルを構築しており、スピルオーバー $\alpha$ の分母には中心市以外の他市町村の従業・通学者数の合計値を用いている。本稿では、連携中枢都市圏が連携中枢都市と各連携市町村との個別の連携協約によって形成されることを踏まえて、各連携中枢都市と各連携市町村のスピルオーバー指標を個々に作成している。このため、他市町村から当該市町村へのスピルオーバーの把握には、他市町村への通勤・通学者を分子とし、当該市町村の常住者を分母として基準化することで、個々の市町村を主体としたスピルオーバー $\alpha$ の指標を構築できると考えた。
- (11) 菅原 (2014) は、定住自立圏の形成要因について中心市を対象としたクロスセクションデータを用いて、Logit推定を行っている。先行研究との推定結果等を比較するため、本稿でもLogit推定を行う。なお、確率分布関数を標準正規分布として特定化したProbitモデルでも推定したところ、Logit推定とほぼ同様の結果を得た。
- (12) Nakazawa (2016) や中澤・宮下 (2016) では、合併後市町村の人口規模が小さい参加市町村ほど合併前に地方債発行を増やすことを明らかにしている。この背景には、合併後の新自治体では人口規模が大きくなることで、人口の小規模市町村は他の旧市町村に地方債の公債負担を転嫁させようとするフリーライド行動があると考えられる。
- (13) 宮下・鷺見 (2016) では、合併後市町村の人口規模が小さい参加市町村ほど合併前に積立金を減らし、歳出を増加させることを明らかにしている。この背景には、合併後の新自治体では人口規模が大きくなることで、人口の小規模市町村は他の旧市町村と自らの積立金を共有化することを回避しようとする行動があると考えられる。
- (14) 連携中枢都市圏候補内の各連携中枢都市の人口比率、連携中枢都市圏候補内の各連携市町村の人口比率、連携中枢都市圏の総人口に対する各市町村の積立金現在高については、複数の連携中枢都市圏

に属する市町村の場合には、各連携中枢都市圏に関する変数を作成したうえで、その平均値を説明変数として用いている。

- (15) 実際、連携中枢都市圏の具体的事業には、医療サービスの広域化や共同化の事業が多く存在する。
- (16) スピルオーバー指標は『平成 22 年度国勢調査』、その他の説明変数は連携中枢都市圏制度開始直前の 2013 年度時点のデータを用いている。
- (17) スピルオーバー指標  $\alpha$  と  $\beta$  の相関が高く、表 5 と表 6 ではそれぞれの変数を入れ替えること（モデル 2, 3）や、双方を考慮しない推定（モデル 4）も試みている。また、交付税依存率と平均所得も相関が高いため、相互に出し入れた推定（モデル 5, 6）も行っている。さらに、表 5 では連携中枢都市の圏域候補内の人口比率とスピルオーバー指標の相関が高いため、モデル 7 では圏域候補内の人口比率を除いて推定している。表 6 では 65 歳以上人口比率と交付税依存率の相関が高いため、モデル 7 では 65 歳以上人口比率を除いて推定している。なお本稿では、スピルオーバーが連携中枢都市圏の形成に与える影響を連携中枢都市圏と連携市町村の間で検証しているため、スピルオーバー指標以外のデータはモデル間で説明変数としてほぼ共通に考慮したうえで、スピルオーバー指標の有意性や限界効果の違いを比較している。
- (18) データの中位値と平均値に大きな乖離がある場合、限界効果を過大もしくは過小に評価することがある。そこで、連携中枢都市と連携市町村のスピルオーバー  $\beta$  の中位値と平均値を比較すると、連携中枢都市のスピルオーバー指標  $\beta$  の中位値は 19.624%、平均値は 23.120%、連携市町村のスピルオーバー指標  $\beta$  の中位値は 43.589%、平均値は 43.996%であった。したがって、連携中枢都市と連携市町村のスピルオーバー  $\beta$  の中位値と平均値には大きな乖離はみられないため、本稿では平均値周りの限界効果を算出している。
- (19) 各連携市町村における連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高の中位値と平均値を比較すると、中位値は 0.556 百万円、平均値は 0.870 百万円であった。したがって、各連携市町村における連携中枢都市圏の総人口に対する積立金現在高の中位値と平均値には大きな乖離はみられないため、本稿では平均値周りの限界効果を算出した。
- (20) 宮下・鷺見 (2016) が示したように、合併予定の小規模町村が合併前に積立金を使ってしまった近視眼的財政運営とも整合的である。
- (21) Miyashita et al. (2020) では、パネルデータによる Probit モデルを推定したところ、連携中枢都市を分析対象としても財政変数や地域特性に関する説明変数は有意な結果を得ている。ただし、連携中枢都市を分析対象としたクロスセクションデータによる推定（表 5）では有意な説明変数が少ない。この背景には、説明変数の時系列変化が考慮されていない影響があると思われる。本稿では説明変数の年度が 2010 年度もしくは 2013 年度、被説明変数が 2020 年度である。Miyashita et al. (2020) で有意な説明変数は、この間に連携市町村よりも連携中枢都市で変化している場合がある。例えば、連携中枢都市圏の総人口に対する、各連携中枢都市の積立金現在高平均値は 2013 年度から 2017 年度にかけて 415 万円から 446 万円の間で増減しているが、連携中枢都市圏の総人口に対する、各連携市町村の積立金現在高の平均値は 84 万円から 94 万円の間で安定的に推移している。

#### 参考文献

- 菅原宏太「地域間協調行動の実証分析——繰り返しゲームからみた定住自立圏形成——」『日本地方財政学会研究叢書：政令指定都市・震災復興都市財政の現状と課題』2014, 第 21 号, pp. 79-101.
- 菅原宏太・國崎稔「財政競争の実証分析——日本の都道府県のケース」『愛知大学経済論集』2006, 第 171 号, pp. 1-29.
- 中澤克佳・宮下量久『「平成の大合併」の政治経済学』2016, 勁草書房.
- 広田啓朗「市町村の選択行動と合併要因の検証——平成の大合併を事例として——」『計画行政』2007, 30 巻 4 号, pp. 75-81.

- 増田寛也編『地方消滅 — 東京一極集中が招く人口急減 —』2014, 中央公論新社。
- 宮下量久「なぜ合併の合意形成は行われなかったのか」『公共選択の研究』2011, 第57号, pp. 4-20.
- 宮下量久・鷺見英司「自治体合併前の積立金に関する実証分析」日本財政学会第73回大会報告論文, 2016.
- 宮下量久・中澤克佳「市町村の合意形成コストの実証的分析」『財政研究』2009, 第5巻, pp. 254-274.
- 横山彰「連携中枢都市圏の実態と比較分析」『中央大学政策文化総合研究所年報』2017, 第21号, pp. 73-93.
- Austin, D. A. "Politics vs. economics: Evidence from municipal annexation," *Journal of Urban Economics*, 1999, 45, pp. 501-532.
- Brasington, D. M. "Joint provision of public goods: The consolidation of school district," *Journal of Public Economics*, 1999, 73, pp. 373-393.
- Brasington, D. M. "Size and School District Consolidation: Do Opposites Attract?," *Economica*, 2003a, 70, pp. 673-690.
- Brasington, D. M. "Snobbery, racism, or mutual distaste: What promotes and hinders cooperation in local public good provision?," *The Review of Economics and Statistics*, 2003b, 85(4), pp. 874-883.
- Buchanan, J. M. and G. Tullock *The calculus of consent: logical foundations of constitutional democracy*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 1962.
- Dur, R. and K. Staal "Local public good provision, municipal consolidation and national transfers," *Regional Science and Urban Economics*, 2008, 38, pp. 160-173.
- Gordon, N. and K. Brian "A Spatial Merger Estimator with an Application to School District Consolidation," *Journal of Public Economics*, 2009, 93(5-6), pp. 752-65.
- Lichter, D. T., D. Parisi, S. M. Grice and M. Taquino "Municipal Underbounding: Annexation and Racial Exclusion in Small Southern Towns," 2007, *Rural Sociology*, 72(1), pp. 47-68.
- Miyashita, T., K. Nakazawa and A. Yokoyama "What promotes collaboration between municipalities? Evidence from Japan," Public Choice Society Annual Meetings, 2020.
- Nakazawa, K. "Amalgamation, free-rider behavior, and regulation," *International Tax and Public Finance*, 2016, 23, pp. 812-833.
- Ostrom, E. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press: New York, 1990.
- Ostrom, E. *Understanding Institutional Diversity*, Princeton University Press: Princeton, 2005.
- Ostrom, E. "Polycentric systems for coping with collective action and global environmental change," *Global Environmental Change*, 2010, 20: pp. 550-557.
- Sørensen, E. and J. Torfing *Theories of Democratic Network Governance*, Palgrave Macmillan: Houndmills, 2008.
- Taylor, P. J. "Competition and Cooperation between Cities in Globalization," in P. Ni and Z. Qiongjie (eds.), *Urban Competitiveness and Innovation*, pp.139-156, Cheltenham : Edward Elgar, 2014.
- Zhang, T. "From Intercity Competition to Collaborative Planning: The Case of the Yangtze River Delta Region of China," *Urban Affairs Review*, 2006, 42(1): 26-56.

(原稿受付 2020年10月28日)



# ウィリアム・ペティと経済科学の曙（1）

大倉正雄

## 要 旨

ウィリアム・ペティはマルクスにより「経済学の父」と呼ばれた人物である。実際のところ彼は、学史的意義が大きい優れた経済論説を幾つか書いた。その論説のなかには、後世の洗練された精緻な経済学大系の種子となったような理論・思想が、断片的にながらも随所に数多く鏤められている。しかしながら、ペティの経済論説はどれ一つとして読み易いものではなく、彼の経済思想を包括的・体系的に理解することは難しい。そのために、その経済科学は十分に理解されることもなく、人々の関心の外に置かれようとする傾向にある。本稿は、このような事情を顧慮して、ペティの経済思想が持つ学史的意義に留意しながら、その全体像を把握しようと試みたものである。その主な内容は次のとおりである。ペティは主著『租税貢納論』で、ホッブズの国家論の課題「平和と安定」を継受している。しかし彼はホッブズとは異なり、君主政ではなく民主政が望ましいと考えた。また、政府が「平和と安定」を実現するためには、財政的基盤を固める必要があると考えた。彼はこのような基本的見解のもとづいて、この書物で経費論と収入論とから成る国家財政論を展開している。このような包括的・組織的な国家財政論を展開したのは、彼が最初である。そのために彼は「近代財政学の父」と呼ばれている。

キーワード：価値論、政治算術、自由主義、重商主義、ベーコン主義者

## 目 次

はじめに

第1章 生涯と著作

第2章 研究史—19世紀から21世紀へ—

第3章 ホッブズとペティ—君主政から民主政へ—

第4章 『リヴァリアサン』と『租税貢納論』—政治・権力から経済・財政へ—

第5章 『租税貢納論』の租税国家論

## はじめに

ウィリアム・ペティ（Sir William Petty, 1623-87）は今日では、さほど著名な人物ではない。しかし、経済学に造詣がある人ならば、スミスよりも100年ほど前に斯学を編み出した経済学者として、頭の片隅にその名を刻んでいるはずである。ペティはマルクスにより、「イギリスの経済学の父」（Vater der englischen Nationalökonomie）と呼ばれて、高く評価されたからであ

る<sup>(1)</sup>。彼は実際のところ、経済学の形成において先駆的な役割を果たしたから、そのように呼ばれて然るべきであると思える。経済学の歴史をケネーやスミスが登場した18世紀後半から記述し、それ以前のほぼ150年にも及ぶその歩みを、単なる「前史」として顧みない文献を別とすれば、彼の名は斯学の通史の書物においてたいてい出てくる。しかも、そこでは多くの場合、彼の業績は、経済学の夜明けを告げる曙光のような輝きを放ったものとして、その功績が称えられている。

ペティの経済科学は、後世のそれと比較すれば、むしろ著しく単純で素朴で粗雑である。そこに古典派以降の経済学におけるような、精緻で複雑な体系的理論を見出すことはできない。彼の論説は当時の一般的傾向を反映していて、政策論的色彩が濃厚である。そこでは一般的で抽象的な理論的問題ではなく、眼前の具体的で実践的な問題を解決することが主な目的とされている。したがって彼の論説に、一般的で包括的な理論体系の萌芽のようなものを見出すことはできない。しかしながら、一般的で普遍的で純粋な性質の経済理論が、その論説にまったく欠如しているわけではない。後世において構築される理論体系の骨格をなすような一般的で普遍的な純粋理論が、断片的にながらも随所で展開されている。彼の論説では、政策的で実践的な問題を正面の課題としながらも、それを検討する傍らで、眼前の問題と直接的・間接的に関係する、純理論的な立場からの考察が進められているからである。

それだけではない。確かにペティの経済論説は、政策論的色彩を帯びている。そのために、その論説では様々な改革案が掲げられている。この限りにおいては、当時の一般的傾向を示しているにすぎない。ところが留意すべきは、彼は改革案を掲げるにさいして、経済的・社会的事象についての現状分析をおこない、その分析結果を踏まえて提案をおこなっている、という点である。しかも、その現状分析にさいしては、それに相応しい分析方法を自ら考案し、その方法を用いて分析をおこなっている、という点である。ペティはこのような点において、学史のうえで決定的に重要な一步を踏み出している、といっても過言ではない。いうまでもなく、科学において方法の問題は極めて重要である。したがって、経済分析方法の発達という観点から、経済学史を記述することは意義がある。そのような学史を記述した場合には、学史の上限を重農主義や古典派ではなく、少なくともペティにまで溯って設定することが妥当である。いずれにせよ、方法論の観点から学史を顧みるならば、ペティが経済科学の形成に少なからぬ貢献をしていることが、なおいっそう明らかとなるのである。

マルクスは『経済学批判』において、経済学の生誕がペティによって告げられたことを示唆しながら、「経済学が独立の科学として分離した最初の形態である政治算術」<sup>(2)</sup>と指摘している。すなわち、経済学という新しい学問は、斯学が大いに開花した18世紀に先立つ17世紀に、ペティが「政治算術」を編み出すことによって開拓されたというのである。またG・P・ゲーチは、「重金主義者で始まって、ノース(Dudley North, 1641-91)とペティで終わった17世紀に、[経済学が]沈滞していたと思ひ込んではいならない」<sup>(3)</sup>と指摘して、この時代に新興の経済科学が

勃興したことを示唆している。ペティが登場した17世紀に経済学が開拓されたという解釈は、果たして妥当であるのか。妥当であるとすれば、それは如何なる理由によってであるのか。この時代にペティの主導によって斯学が誕生したのであるとすれば、そのときの様相はどのようなものであったのか。そのような事柄を検討することは、十分に興味深く意義があると思える。

- (1) Vgl. Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen Oekonomie*, Berlin, 1859, in *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Berlin: Dietz Verlag, Bd. 13, 1962, S. 39. カール・マルクス（杉本俊朗訳）『経済学批判』（大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第13巻、大月書店、1964年、所収）、36頁。なお、本稿での引用文の邦訳は、既刊の邦訳書のそれと必ずしも同一ではない。
- (2) *Ebenda.*, S. 39. 邦訳、36頁。
- (3) G. P. Gooch, *Political Thought in England from Bacon to Halifax*, London: Williams and Norgate, 1914/15, p. 250. ゲーチ（堀豊彦・升味準之輔訳）『イギリス政治思想 I — ベーコンからハリファクス —』岩波書店、1952年、189頁。

## 第1章 生涯と著作

ペティは「経済学の父」と呼ばれるに相応しい、人々に広く敬愛される人物であったようである。彼の優れた才能と深い学識とを称えた、同時代人による記述が幾つか残されている。青年ペティは1647年にサミュエル・ハートリブ（Samuel Hartlib, c. 1600-62）のサークルに加わった。その翌年に彼はハートリブにより、ロバート・ボイル（Robert Boyle, 1627-91）に次のように紹介された。「24歳、ラテン語とギリシア語のほかにフランス語を完全に修得し、他の俗語にも熟達。稀にみる厳格な解剖学者で、数学と機械学とのすべての学識において傑出」<sup>(1)</sup>した人物である、と。また、友人のサミュエル・ピープス（Samuel Pepys, 1633-1703）は1664年1月27日付の日記において、「ひじょうに筋道の立った会話をする人で、考えているすべてのことを、彼ほどに極めて明瞭かつ明確に話せる人は稀である」<sup>(2)</sup>と、壮年のペティを好意的に評している。また、友人で著述家のジョン・イーヴリン（John Evelyn, 1620-1706）は1675年3月22日付の日記において、ペティに出会うまで「これほどの天才はほかに知らなかった」<sup>(3)</sup>と記している。さらに伝記作家ジョン・オーブリー（John Aubrey, 1626-97）は、その『名士列伝』（*Brief Lives*, 1898）において次のように記している。「ペティは、賞讃に値する、創意に富む頭脳と実践的な才能とを持っている人物である」。「彼はひじょうに立派で、学識のある人物である。また、最高の榮譽ある地位に相応しい、並外れて大きな実用的才覚ばかりか、そのような地位に対する廉恥心をも持っている」<sup>(4)</sup>、と。

P・アザールは17世紀末から18世紀中頃までの啓蒙思想家の精神的特徴を、「ひたすら静止を愛した」<sup>(5)</sup> 古典主義の文人の精神と比較しながら、それとは対照的な「水銀のようにじっとしておれない」<sup>(6)</sup> 新しもの好きという性癖に見出している。ヴォルテールもモンテスキューもルソー

も「あっちへ行ったり、こっちへ行ったりする」<sup>(7)</sup>ことを好んだ。ロックもライブニッツも「炉部屋で静かに瞑想するためにはなく、世界中の珍しい物を見るために」<sup>(8)</sup>旅行した。「何もかもが相対的だという考え」<sup>(9)</sup>、「精神を静から動に移す」<sup>(10)</sup>という性癖。このような啓蒙思想家の精神的特徴は、動くことを好んだ彼らの性格と相応しつつ、世界の広い空間を縦横無尽に歩きながら培われたというのである。ペティが科学者として活躍したのは、啓蒙主義の時代よりも少し早い時期であった。しかしながら、彼は初期啓蒙の一端を担ったベーコン主義者として、アザールが指摘したような啓蒙思想家の精神的特徴を、幾分か帯びていたといえる。彼も知的好奇心が旺盛で、静よりも動を好んだ。少年時代に郷里を飛び出して以来、西ヨーロッパ圏内ではあったけれども、精神的渴望を癒やすべく各地を転々と動き回った。しかもD・オッグが指摘しているように、王政復古期の数多くの天才のなかでも、「ペティほどに多種多様な経歴の持ち主は稀であった」<sup>(11)</sup>。ところが彼は、科学的探究に身を委ねるようになった青年期を迎えてからは、晩年に至るまで一貫して変わることなく学究的世界の真っ只中にいた。そのような科学者としてのペティの生涯は、ほぼ次のようであった<sup>(12)</sup>。

(i) **幼・少年期** ペティは1623年5月26日に、ハンブシャーの毛織物業（縮絨・染色）が盛んであった市場町ラムジー（Romsey）で、「身分の低い男の息子」<sup>(13)</sup>として生まれた。父（Anthony Petty）は毛織物業を営む織元（closier）および小自作農（smallholder）であった。その頃、この国の毛織物業は不況に陥っていて、ペティ家は借金に依存するほどに貧しい生活を送っていた。それでもペティは、地元のグラマー・スクールに通ってラテン語とギリシア語を学んだ。校長レン・グリーン（Len Green）から贈られたホラティウスを熟読した。毛織物は不況で行き詰まっていたので、生地に留まって家業を継ぐ路は封じられていた。そこで彼は、1637年（14歳）に故郷を離れて港町サウサンプトンに赴き、イングランド南部とフランス北部との間を航行する商船のキャビンボーイになった。ところが、彼は不幸にして強度の近視であった。そのために水夫の職業には適さなかった。マストヘッドで見張り人の任務を果たしているとき、目が悪かった彼は陸標を見落とすという失策を犯した。そのために、船は危うく座礁するところであった。彼は船長から厳しく叱責され、10カ月ばかり乗船した後にノルマンディー海岸へ遺棄された。こうして彼はやむなく、フランス北西部の市場町カーン（Caen）で、異国からの闖入者として暮らすことになった。偽物の宝石の行商人をしたり、住民に英語と航海術を教えたりしながら糊口をしのいだ。また1639年（16歳）には、イエズス会のコレージュに入学して基礎的教養——三科（文法・修辞学・論理学）、四科（算術・音楽・幾何学・天文学）——を身に付けた。ペティにとってこのコレージュでの勉学は、極めて有益であったようである。後に彼は、「私はカーンで有意義な歳月を過ごした。ラテン語を少し磨き、フランス語を習得し、比較的優れた数学者であり続けた」<sup>(14)</sup>、と記している。ところが、彼はイエズス会で学んだけれども、決してローマカトリック教を信仰することはなかった。

(ii) **青年期** ペティは1639年（15歳）にフランスから帰国し、チャタム軍港に基地を置く

海軍で水兵として働いた。またその頃グレシャム・カレッジ（Gresham College）で、数学者ウィリアム・オートレッド（William Oughtered, 1574・5-1660）に出会って、プトレマイオスとコペルニクスの天文学と数学・代数学の個人指導を受けた。さらにこのカレッジで、後に親交を深めることになるS・ハートリブと知り合った。1642年にピューリタン革命が勃発した。この内乱は、ペティによれば「死に物狂いの仲間どうしの闘争」<sup>(15)</sup>であった。彼はこの頃までに、医学で身を立てるという意思を固めていた。そのために、この内乱にはあえて関心を向けず、その翌年に海軍で稼いだ資金60ポンドを携えて、弟のアントニー（Anthony）とともにオランダへ渡った。そこでは最初にアムステルダムに滞在した後、主にライデン大学でタールプ博士（Dr. Tulp）から医学と解剖学を学んだ。また生活費を稼ぐために宝石職人として働き、レンズ磨きの技法を体得した。なお、その留学中にオートレッドの勧めにより、彼の弟子でアムステルダム大学の数学教授であったジョン・ペル（John Pell, 1610-85）を訪ねて、その知遇を得た。このベーコン主義者であった同国人ペルとの出会いにより、ペティは学究的世界に深く足を踏み入れることになる。ともあれ、彼は1645年までオランダに滞在して、主に医学と解剖学と数学を学んだ。

その後、彼はパリに渡り、1645年から46年まで滞在して、外科医を養成する医学校に通った。この「学問と文化の中心地」<sup>(16)</sup>ではペルの紹介状を携えて、学僧メルセンヌ（Marin Mersenne, 1588-1648）が主宰し、パスカル、ガッサンディ、デカルトなどが参加していた科学者・哲学者のサロンに顔を出した。この学僧での毎週のサロンには、知的潮流の最前線に立っていた人物が、海外から幾人も参加していた。イタリアからはガリレオ、トリチェッリ、オランダからはホイヘンス、イギリスからはペル、ハートリブ、トマス・ホブズ（Thomas Hobbes, 1588-1679）、ボイルらが訪れていた。また、ペティはメルセンヌの力添えにより、その頃パリに亡命していたホブズの知遇を得た。そのときホブズ（57歳）は、親子ほどの年の差がある青年ペティ（22歳）が、非凡な才能の持ち主であることを即座に見抜いた。こうしてペティはホブズの書記として、その頃全体の半分ほどが書き上げられていた、『リヴァイアサン』の原稿を清書することとなった。いずれにせよ、ペティにとってホブズは、それまでの「人生行路において出会った最初の偉大な人物」<sup>(17)</sup>であった。これ以来、彼は晩年まで「ホブズ氏の心を自分の心」<sup>(18)</sup>として思考を巡らすようになる。なお、ペティによれば、パリでは弟とともに極めて貧し生活を強いられた。「われわれはパリで知的・文化的に刺激的な歳月を過ごしたが、物質的には貧しかった。或るときは、数日間をクルミ大袋だけを食べて暮らした」<sup>(19)</sup>、と記している。

ペティは1646年に留学を終えて、弟アントニーとともにオランダとフランスから帰国した。とりあらず郷里ラムジーに戻り、家業に従事した。父は1644年に56歳で、すでに亡くなっていた。郷里での不活発な生活は、ペティには飽き足らなかったようである。彼は、たったの6ヶ月だけそこに留まった後、弟と一緒にロンドンに出た。ロンドンでは、すでに面識があった、ポーランド人の移住者ハートリブを訪ねた。ハートリブは熱烈なベーコン主義者（Baconian）で、知識

の収集と普及を目的とする機関の設立を目指す、サークルを結成していた。そのサークルには、実験哲学に賛同する科学愛好家 (virtuoso) が数多く参加していた。そのメンバーの中には、ボイルのようなひじょうに優れた少壮の科学者がいた。このサークルは、学問の進歩と社会改革とを国際的交流を通じて推進していた。そのために以前 (1641 年) には、チェコの教育学者ヤン・アーモス・コメニウス (Jan Amos Comenius, 1592-1670) が、招かれたことがあった。ペティはシティのロスベリにアントニーと一緒に下宿し、解剖と家庭教師をして生活費を稼いだ。また弟には、解剖学とその技法とを教えた。いずれにせよ、彼はハートリブ・サークルに加わることにより、<sup>れつき</sup>歴とした科学者として第一歩を踏み出すことになった、といえる。1648 年 (25 歳) にハートリブの奨めにより、処女作『W. P. による (学問の進歩のための) サミュエル・ハートリブへの助言』 (*The Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartlib for the Advancement of ... Learning*, 1647[1648]) を上梓した。これはハートリブが企画して出版された、3 冊の教育論の書物のうちの 1 冊で、他の 2 冊はジョン・デュリー『学校改革論』 (*The Reformed School*, 1650) とジョン・ミルトン『教育論』 (*Of Education*, 1644) であった。また、ペティはその頃、3 篇の経済学草稿を書いた。そのうちの 1 篇「交易とその拡大についての説明」 (“An Explication of Trade and its Increase”) には、ホップズの演繹的・幾何学的方法からの影響が見られる。さらに 1648 年には、実験や観察を手掛けて複写器を発明し、議会 (上・下院) から効力が 14 年の特許権を獲得した<sup>(20)</sup>。ペティはその一台をボイルに贈ったが、まったく役に立たなかった。

その後、ペティは 1649 年頃にロンドンを離れて、オックスフォードに居を移した。ここでは、まずオックスフォード大学のプレイズノーズ・カレッジに入学し、郷里から従兄弟のジョン・ペティ (John Petty) を呼び寄せて、一緒に生活した。ジョンには、解剖の技法を教えた。ところが、ペティがオックスフォードに引っ越した理由は、それだけではない。ロンドンには 1647 年頃、「見えざる学院」 (Invisible College) と呼ばれる科学愛好家のサークルがあった。これは数学者ジョン・ウォリス (John Wallis, 1616-1703) が主宰するサークルで、ハートリブ・サークルとは別のベーコン主義者の集まりであった。この「学院」こそは、やがて 1662 年に創設されることになる「王立協会」 (Royal Society) の母体となったものである。このサークルは当初、ロンドンのグレシャム・カレッジで会合を開いていた。ところが、その中心メンバーであったジョン・ウィルキンズ (John Wilkins, 1614-42) が、1648 年にウォダム・カレッジの学寮長に就任したことから、会合が次第にオックスフォードでも開かれるようになった。そのためにボイルは、ハートリブ・サークルのメンバーであったけれども、1654 年にオックスフォードに移転した。また、どのグループにも属していなかったセス・ウォード (Seth Ward, 1617-89) やひじょうに若いロバート・フック (Robert Hooke, 1635-1703) のような研究者も、この町に集まってきた。ペティがこの町に向かった主な理由は、いうまでもなく当のサークルに加わるためであった。

ペティのオックスフォードでの活躍は目覚ましい。サークルの活動は、数学者で聖職者でもあっ

た人望の厚いウィルキンズのイニシティブによって進められた。会合は最初は、ペティの下宿（実験用器具が揃った薬種屋）で開かれた。これについてペティは、「実際のところ私は、このような卓越した人々を、私の部屋で持て成すという光栄に浴した。そこでわれわれは、天文学・化学・数学の研究成果について議論した」<sup>(21)</sup>、と記している。彼は、この会合に集まったウィルキンズ、ウォリス、ウォードのような「すべての天才から愛された」<sup>(22)</sup>。しかも、彼はこのサークルでこのような天才に囲まれて急速に成長し、そのメンバーから研究者として一目を置かれるようになった。このオックスフォードでは、彼の経歴を色濃く彩るような出来事が次々と起こった。チャールズ一世が処刑された1649年には、オックスフォード大学で医学博士の学位を取得した。またこの年には、6歳年下の弟アントニー（20歳）が肺病で亡くなった。1650年12月には、自分が産んだ新生児（私生児）を殺害した罪で、絞首刑を科されて死体になりかけたアン・グリーン（Ann Green）という若い女性を蘇生させて、功名を挙げた。さらにその翌年（27歳）には、ブイズノーズ・カレッジの解剖学教授に、また友人ジョン・グラント（John Graunt, 1620-74）の紹介により、グレシャム・カレッジの音楽教授に就任した。ペティがオックスフォード大学教授に任命された背景には、革命により王党派の教授が一掃された「大学のクレーター」<sup>(23)</sup>があった。いずれにせよ、彼はオックスフォードに居を構えてから、瞬く間に研究者として安定した地位と収入を獲得することとなったわけである。ところが彼は、この大学町のアカデミックな世界に身を置いて、研究に没頭する、平穏で静謐な暮らしを続けなかった。早くも教授に就任したその年の春には、その職をしばらく欠勤することを願い出た。そしてその年の暮れに、1649年に内乱を成し遂げて政権に就いていたオリバー・クロムウェル（Oliver Cromwell, 1599-1658）により、アイルランド派遣軍の軍医監（Physician-in-chief）に任命された。こうして彼がオックスフォードから退いた理由は、いうまでもない。少壮気鋭の科学者ペティに、白羽の矢が立ったわけである。実際のところペティは、やがて1653年に護国卿に就任することになる人物に、いたく気に入られたようである。彼はクロムウェルによって取り立てられたばかりか、その家族の集まりにも時々呼ばれて歓待を受けた。ところがペティは内心、クロムウェルの専制的な統治には抵抗を感じていた。彼が後に記しているところによれば、共和制が敷かれた「1650年代のイングランドは、悩ましい国」であった。「政府は一般大衆の文化を取り締まった……。市民的自由は制限され、最終的には書物と小冊子の刊行に対して検閲がおこなわれた。サミュエル・ハートリブのような科学愛好家はユートピアを書くことにより、この時代とその諸制度とを比喻によって、即座に批判することが[かろうじて]可能となったのであった」<sup>(24)</sup>。

（iii）**壮年期** ペティは軍医監に任命された1652年9月10日に、イングランドの植民地アイルランドに赴任した。それ以降1659年6月16日までの7年間、この島国に滞在した。ところが、彼はここで実際には、軍医としてではなく土地測量家として活躍した。その経緯はこうである。共和制政府の首班クロムウェルは、1649年にアイルランドでの大反乱を鎮圧した。彼はその後、反乱に加わった「反逆者」（＝カトリック教徒のアイルランド人）から土地を没収し、その没収

地を、反乱の鎮圧に協力した「功績のある人々」(＝軍人、軍資金を融資した商人など)に分配する企画を進めていた。この企画を実現するには、没収地を測量して、精密な地図を作製する必要があった。ペティがアイルランドにやって来たとき、この壮大な事業は測量監 (Surveyer-General) ベンジャミン・ワーズリ (Benjamin Worsley) という人物によって進められていた。ところが、オランダ留学時に測量の技術を学んでいたペティは、ワーズリの事業計画には欠陥や不備があることに気づいた。そこで彼は、その詳細をクロムウェルに報告した。クロムウェルはペティの見解に同意したばかりか、当の事業をワーズリに代わって担当するように促した。こうしてペティは、アイルランドにおける土地の没収・分配の事業の指揮を執ることになったのである。

ペティの土地測量は、実際に測量した結果を地図 (実測図) として書き記すという手法で実施された。そのような彼の測量は「ダウン・サーヴェイ」(Down Survey) と呼ばれた。彼はこのような堅実なやり方で、没収地を測量調査しただけではなかった。さらに、その調査結果にもとづいて、没収地を功績のあったイングランド人に分配する事業をも任された。アイルランドに指揮官として赴任していた副官 (Lord Deputy) のヘンリー・クロムウェル (Henry Cromwell, 1628-74: 護国卿クロムウェルの四男) は、ペティを大いに信頼して、そのような事業を任せただけであった。

その後 1658 年 9 月 3 日に、オリバー・クロムウェルが亡くなり、息子のリチャード (Richard Cromwell, 1626-1712) が護国卿に就任した。ペティはその翌年に、ヘンリーの命によりイングランドに戻った。彼はロンドンに戻って真っ先にハートリブやフックなどに会い、久しぶりに学究的世界に触れた。ところが彼に、科学愛好家とゆっくり交流する暇<sup>いとま</sup>はなかった。その頃彼は突然当局から、没収地分配の事業において不正を働いたという廉で訴えられ、議会に出頭して釈明するように命じられたからである。その訴えの主な内容は、次のようであった。まず、その事業においてすべての軍人が十分に償われていない。また、没収地の大部分が測量調査費という名目で、俸給としてペティを含む幾人かの人物に分配されている。しかもペティは、リメリック (アイルランド南西部の町) 近郊の最良の土地を分配されている。このような訴えに応じるために、ペティは 1659 年に残部議会の法廷に召喚された。こうして彼はとんでもない災難に見舞われたけれども、幸いにして強力な援軍が現れた。彼は護国卿リチャードとその弟ヘンリーによって擁護された。このクロムウェル兄弟の妙案と配慮により、答弁において優位に立つために、コーンウォール州ウェスト・リー選出の下院議員となった。結局、彼は巧みに自己弁護してこの災厄を無事に切り抜けて、事無きを得た。この訴訟を起こしたのは、陸軍将校で議員の H・サンキー (Sir Hierome Sankey) であったが、その発端は、アイルランドで土地測量の職をペティに奪われたワーズリの嘆願にあった<sup>(25)</sup>。

1660 年に共和制が崩壊した。王政が復活して、チャールズ二世が国王に即位した。その即位後に、チャールズ一世を処刑に処した「弑逆者」(regicides) に対する復讐が企てられた。そのために、やがてペティの岳父となる H・ウォラー (Sir Hardress Waller) は監獄で殺された。

ペティはヘンリー・クロムウェルの秘書の職に就いていたことから、極めて慎重に振る舞って復古王政に黙従した。それと同時に、クロムウェル家の財産を全面的に没収しないように、宮廷に懇願した。ところが、王政復古はペティにとって実際のところ、幸福な時代の幕開きであった。彼が後世に名を残すような功績を挙げたのは、この時代（37歳）に至ってからである。新国王チャールズは科学者に好意を抱いていた。ペティは造船や航海術に造詣が深かったことから、この分野に関心を抱いていたチャールズとその弟ヨーク公（後のジェームズ二世）から格別の厚遇を受けた。ペティはこの点について、次のように記している。「国王は親切で、私のことを知り合いであると認めている。また、われわれは共に人相学に興味を抱いている」。「私は国王の弟ヨーク侯ジェームズと良好な関係にある。海事のことで少しばかり手伝って、誉れを得たからである」<sup>(26)</sup>、と。また、彼はその頃、ひじょうに尊敬していたアイルランド総督（Viceroy of Ireland）オーモンド公（Duke of Ormond, James Buttler, 1610-88）から厚い支援を受けた。王政復古期は何よりもペティが科学者として最も環境に恵まれ、充実した時間が過ごせるようになった時期であった。オックスフォード・サークルのメンバーは、その頃ほとんどがロンドンに居を移していた。そこでペティは1661年頃に、シティの中心地ラスベリに庭付きの家屋を買い求めた。オックスフォード・サークルの仲間やグレシャム・カレッジの友人とは、容易に繁く交わることができた。とりわけ、ハートリブ・サークルで出会った親友グラントとは<sup>そば</sup>側近くに住んで、知的交流を日常的に重ねた。さらに、かつて海軍に勤務していたときからの友人であるS・ピープスと親交を深め、コヒー・ハウス「ウィル」でしばしば談論に興じた。1660年には、このような科学愛好家による知的交流の広がりや深化を通じて、やがて2年後に創設されることになる王立協会の基盤が築かれた。ペティは、ベーコン主義者の科学愛好家以外の人物とも知的交流を持った。彼はその頃、共和主義者ジェームズ・ハリントン（James Harrington, 1611-77）が1659年からニューパレスヤードで毎晩開いていた、ロータ・クラブ（Rota Club）にも顔を出した。

1662年に王立協会が創設された。この協会は、実験哲学にもとづいて学問の進歩と改善を図ることを目標とする、ベーコン主義者の集まりであった。ペティはオックスフォード・サークルの仲間とともに、2年前からその創設に尽力して、その中心メンバーとなった。彼はこの協会について、「われわれは卓越した人々の集まりで……世界はわれわれの協会から何かを期待して、感情を掻き立てられている」<sup>(27)</sup>、と記している。創設時の主な会員は、ペティのほかには、ウィルキンズ、ウォリス、ボイルなどであった。また1665年には、この協会が「王立」であることを承認した、国王チャールズが会員として加わった。ところが意外にも、学界の最長老であったホップズは入会を希望したにもかかわらず、選出されなかった。その明確な理由は定かではない。けれども、この協会のメンバーにはウィルキンズやウォリスのような、彼と学問的にも人間的にも敵対関係にある者が幾人かいた。いずれにせよ、ホップズを敬愛していたペティにとって、これは胸中穏やかではない、不快な出来事であったと思える。その後も、彼がホップズと親交を深

めたのかどうかは、定かではない。けれども、彼は1674年のイーヴリン宛での書簡で、「[86歳のホップズは]現在、彼のパトロンであるキャベンディッシュ家の屋敷に住んでいる」<sup>(28)</sup>と記している。したがって、恐らく音信は交わされていたものと思える。なお、ペティは最晩年の1683年に、王立協会をモデルにして「ダブリン哲学協会」(Dublin Philosophical Society)を創設し、その初代会長になった。

ペティは1662年には、王立協会の会員に選出されただけでなく、さらにナイト爵(Knight-hood)を授けられた。彼はこの協会では、主要メンバーとして運営に尽力した。その会合では、何度も報告した。その中でも、「二重比についての考察」(“Discourse of Duplicate Proportion”)という報告はとくに秀逸な内容であったので、1674年に小冊子として刊行された。『王立協会会報』(*Philosophical Transactions*)には、自然哲学の分野の論文を5篇掲載した。また1662年10月28日には、アイルランド海峡を容易に渡ることが可能な双胴船(Double-Bottle boat)を建造して、アイルランド東部のリフィー川で進水させた。協会の仲間とは比較的広く交流したけれども、妻エリザベス(後出)の従兄弟で枢密院の書記であったロバート・サウスウェル(Sir Robert Southwell, 1635-1702)とはとくに親交を深め、1676年からペティが亡くなる直前まで手紙を交わした。この双方が交わした手紙は、ペティの子孫であるランズダウン侯爵(6th Marquis of Lansdowne, H. W. E. Petty-Fitzmaurice)の編集により、1928年に『ペティ=サウスウェル書簡集』(*The Petty-Southwell Correspondence 1676-1687*, London)として刊行された。

ペティは王立協会が創設された1662年頃から、経済学史に名を刻むような優れた著作を次々と執筆した。しかしその著作活動は、彼が協会のメンバーになったことと直接的には関係がない。その理由はこうである。この協会は「自然知識(Natural Knowledge)の改善のためのロンドンの王立協会」という名称が示しているように、政治哲学(社会科学)ではなく、自然哲学(自然科学)の発達を促すことを目的とする団体であった。そのためにその会合で、政治・宗教・経済・社会のような統治に関する問題を、テーマに掲げて議論することは、意識的に避けられたからである。こうしてペティは、この協会での活動とは一線を画したところで著作活動に励んで、次のような経済論説を著わした。まず1662年に、経済学上の処女作『租税貢納論』(*A Treatise of Taxes and Contributions*)を匿名で刊行した。その同じ年にグラントは『死亡表にもとづく自然的・政治的観察』(*Natural and Political Observations . . . . . made upon the Bills of Mortality*, 1676)を執筆したが、ペティはその執筆に積極的に協力した。1665年には第二次英蘭戦争(Second Dutch War, 1665-67)が勃発したが、彼はその年に、この対オランダ戦争と直接関係する『賢者には一言をもって足る』(*Verbum Sapienti*, 1691)という表題の戦費調達論を執筆した。また、1671年~76年頃には『政治算術』(*Political Arithmetick*, 1690)を、1672年頃には『アイルランドの政治的解剖』(*The Political Anatomy of Ireland*, 1691)をそれぞれ執筆した。また1671年には、「イギリスにおける国民・植民地・貿易に関する全般的記録」(“Register

Generall of People, Plantation, & Trade of England”) という表題の統計資料を、公的機関が作成すべきであるという提案をおこなった。さらに晩年の 1682 年には、『貨幣小論』（*Sir William Petty's Quantulumcunque concerning Money*, 1695）を執筆した<sup>(29)</sup>。このようにしてペティは、王立協会が創設された 1662 年に主著『租税貢納論』を刊行して以来、亡くなる直前までの 20 年間に経済論説を矢継ぎ早に執筆した。しかしながら、それらの諸著作はペティの意向により、処女作だけを除いて生前には書物として刊行されなかった。とはいえ、それらの著作が誰の眼にも触れなかったわけではない。その草稿が友人や知人の間で回覧されることを通じて、比較的多くの人々によって読まれた。結局、彼の主要な経済論説はほとんどが家族と友人の尽力により、名誉革命後の 1690 年代に遺著として出版された。

(iv) **壮・老年期** ペティは『租税貢納論』を刊行して以来、晩年に至るまで精力の大部分を著作活動に注いだ。ところが、彼はアイルランドにおける大土地所有者であった<sup>(30)</sup>。そのため、この島国とロンドンとの間を頻繁に往き来する、慌ただしい生活を送っていたものと思える。彼は軍医監としてアイルランドに赴任した 1652 年以降、亡くなる 1687 年までの 35 年間のうち、約 24 年もの長期間をこの島国で過ごした。その彼にとって、ロンドンに戻ったときの生活は、「コーヒー・ハウスで友人と会話し、王立協会の活動に出席する」、「楽しい幕間」であった。この都市を深く愛した彼は、「この世にこれほど魅力的なところはない。ロンドンに飽きた人は、人生に飽きた人である」<sup>(31)</sup>、と記している。こうして、ペティは頻繁にロンドンを訪れながらも、居をダブリンにも定めて精力的に執筆活動に励んだ。ところが彼はその頃、安穩な研究生活を掻き乱されるような出来事に、何度も遭遇した。この国は 1665 年～67 年に第二次英蘭戦争を遂行した。ところがその間に、不時の災厄がロンドンを相次いで襲った。1665 年 8 月～9 月に広まったペスト大流行（Great Plague）と 1666 年 9 月 2 日に発生した大火（Great Fire）である。ペティはペストが流行したときには、イングランド南東部サリー州の町エブソン近郊へ、王立協会の仲間とともに避難した。またその翌年の大火にさいしては、ロスベリの自宅を焼く尽くされて、4,000 ポンド以上の損失を被った。さらに、彼は 1667 年には、一緒に暮らしていた従兄弟で親友のジョン・ペティを亡くした。この頃彼が遭遇した不慮の事態は、これだけではない。彼がアイルランドに所有していた広大な土地の一部を巡って、租税請負人との間で利害が対立して悶着が生じた。また或るときは、A・ブロンドリックという人物と詰まらないことで争って、決闘を申し込まれた。彼はこれ以外にも、幾つかの揉め事に巻き込まれた。けれども、そのような難事にぶつかったときには、いつも国王チャールズとオーモンド公の援護によって救われた。

ペティは壮年を迎えても独身で暮らしていたが、1667 年（44 歳）に従男爵モーリス・フェントン（Sir Maurice Fenton）の未亡人エリザベス（Elizabeth Fenton, 1636-1708）と結婚した。エリザベスは、ペティがアイルランドでの「ダウン・サーヴェイ」の実施にさいして結んだ契約の保証人であった H・ウォーラー（すでに死亡）の娘で、2, 3 年前に未亡人になっていた。結婚して、5 人の子供を生んだが、最初の 2 人はダブリンで流行した天然痘で早死にした。したがっ

て、アン (Anne, 1672-1737), チャールズ (Charles, 1673-1696), ヘンリー (1675-1751) の3人の子供を育てた<sup>(32)</sup>。長男と次男は父の没後に、シェルバーン男爵 (Baron of Shelburne) を授かった。しかし、双方の息子には子供が生まれなかった。そのために、ペティ家の財産は娘アンが嫁いだフィッツモーリス (Fitzmaurice) 家によって相続された。1685年にはジェームズ二世が即位した。最晩年を迎えていたペティは、その年に最終的にアイルランドを立ち去った。彼はチャールズ二世の治世ときから、経済・財政政策の提案をおこなっていた。チャールズはその提案に耳を傾ける姿勢を示したけれども、それが実行に移されることはなかった。ペティはジェームズが即位したとき、かねてより寵遇を受けていた、この新国王に最後の望みを託した。しかし、やがて政権の座を追われることになるジェームズに、そのような念願を叶えることは到底できなかった。ペティは結局、名誉革命の前年にあたる1687年12月16日(64歳)に<sup>えんそ</sup>壊疽で亡くなり、クリスマス前夜に郷里のラムジー寺院 (Romsey Abbey) に埋葬された。

ペティは生前、親しく交わった友人や知人により敬愛され、卓抜な才能を持った科学者として称えられた。ところが、このような同時代人による讃辞とは裏腹に、後世の学者や文人による彼の人格や人柄についての評価は芳しくない。彼の人間性に疑いを抱かせるような逸話さえ伝えられている。C・ウェブスターによれば、ペティがハートリブ・サークルに加わったのは、高潔なボイルのようにハートリブの禁欲的博愛主義の運動に惹かれたからではなく、立身出世という世俗的願望を叶えたいという、ただそれだけの理由によってであった<sup>(33)</sup>。松川七郎によれば、ペティがオックスフォード大学教授に就任したにもかかわらず、アイルランド派遣軍の軍医監に任命されるや教授職を即座に退いたのは、実験・観察を重視するベーコン主義者として自身の学識を植民地で実践してみたかったからではなく、むしろ社会的名声と財産を手に入れたいという欲望に駆られたからであった<sup>(34)</sup>。名誉革命期の政治算術家チャールズ・ダヴナントによれば、ペティは『政治算術』で国王チャールズ二世に<sup>おもね</sup>阿るために、自国の国力の大きさを実際の数値よりも過大に算定した<sup>(35)</sup>。さらに、マルクスはペティを経済学の創始者として称えたけれども、毀誉相半ばしながら次のように指摘している。ペティは「まったく浮薄な外科医であって、クロムウェルの庇護のもとにアイルランドで略奪する一方で、またチャールズ二世に取り入って略奪に必要な従男爵の称号を勝ち得るのを憚らなかつたほどである」<sup>(36)</sup>、と。

後世の知識人によるこのような陳述を耳に挟むとき、ペティは秀麗な科学者とは異なる、もう一つ別の顔を内に隠し持っていたように思える。そのようなペティの汚れた世俗的な影像を、全面的に打ち消すことはできないかも知れない。けれども、このようなネガティブな陳述を額面通りに受け取って、彼が人間性に悖る低俗で無価値な人物であったと性急に判断してはならない。ましてや、これらの陳述にもとづいて、彼の学問的業績が低く評価されるということが、あってはならない。そればかりか、そもそもこれらの陳述がどれほど真実であるのかどうか、疑ってみる必要がある。これらの陳述には実際のところ、違和感を覚える点や、事実に反すると思える点が幾つも見出せるからである。確かにペティには、ウェブスターや松川が指摘するような、出世

欲が旺盛で節操のない、ご都合主義者の相貌が窺える。彼は宮廷に赴いて、統計局の新設を提案し、その局長には自身が相応しいことを主張した。また、貴族の爵位を得たいがために、一代貴族の制度を導入するように提案した。伝記的研究はこのような事柄をも伝えている<sup>(37)</sup>。しかしながら、彼のそのような性格を問題にする場合には、彼が最高位の科学者にまで上り詰めた、下層階級の出であったということを、考慮に入れるべきである。彼は教授職に就任して、安定した地位と収入を獲得するまでに、水夫・行商人・語学教師・水兵・織元など様々な職業に就いた。彼が様々な職業と転々としながら、上流の知識人階級に這い上がるまでの道程で、ご都合主義の無節操な態度を執らざるを得ないようなことが、幾度もあったであろうことは、想像に難くない。そうでなければ、貧しい織元の息子が、王立協会会員に選出されるのに相応しい地位にまで、上り詰めることはできなかったであろう。しかしながら、そのような彼の態度だけを採り上げて、ご都合主義者の烙印を押し、その人間性を蔑むことは、妥当とはいえないであろう。

ペティの人間性に関するネガティブな陳述に、議論の余地があることは、この限りではない。確かにペティは『政治算術』で、ダウナントによって指摘されたように、自国の国力の大きさを過大に算定しているかも知れない。しかし、そのことの決定的な理由は、統計的資料の不足や不備によるものであり、国王に諂うためであったからであるとは断定できない。そもそもこの書物の論調は、小国オランダに対する賞讃と大国フランスに対する批判であり、ルイ十四世に対して宥和政策を採っていたチャールズ二世にとって、心地良いものではない。またマルクスの陳述に対しても、反論の余地がある。確かにペティはクロムウェル政権のもとでH・クロムウェルの秘書という重職に就いていたにもかかわらず、共和政が崩壊して王政が復活するや即座に新政権に黙従した。しかもその後、王政復古の新政権のもとで、造幣局長官のような官職に就きたいという願望を抱いていたようである。このような態度は、無節操で「浮薄」であると思われても、仕方がないかも知れない。けれどもペティは、旧護国卿クロムウェルに背を向けて、新国王の陣営に寝返ったわけでは決してない。彼は国王に歩み寄ったけれども、その政権に対して、クロムウェル家の財産を没収しないように懇願した。また、政権の座から退いたヘンリーの家族とは、その後も親交を深めて「温かい関係を享受した」<sup>(38)</sup>。

- (1) Lord Edmond Fitzmaurice, *The Life of Sir William Petty 1623-1687*, London, 1895, rpt. London: Routledge / Thoemmes Press, 1997, p. 12.
- (2) Samuel Pepys, *The Diary of Samuel Pepys*, ed. by R. Latham and W. Matthews, Berkley and Los Angeles: Univ. of California Press, 1970-72, Vol. V, p. 27. 白田昭訳『サミュエル・ピープスの日記』国文社, 1987-2003年, 第5巻, 43頁。
- (3) John Evelyn, *Diary and Correspondence of John Evelyn, F. R. S.*, ed. by W. Bray, London: George Routledge & Sons, ?, p. 346.
- (4) John Aubrey, *Aubrey's Brief Lives*, ed. by O. L. Dick, London: Secker & Warburg, 1949, rpt. 1958, pp. 240-41. 邦訳『名士小伝』（後出）において、当該箇所は翻訳されていない。
- (5) Paul Hazard, *The European Mind 1680-1715*, [1935], trans. by Hollis & Carter, Harmondsworth,

Middlesex: Penguin Books, 1964, p.17. ポール・アザール（野沢協訳）『ヨーロッパ精神の危機 1660-1715』法政大学出版局, 1973年, 10頁。

- (6) *Ibid.*, p.19. 邦訳, 12頁。
- (7) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (8) *Ibid.*, pp.21-22. 邦訳, 14頁。
- (9) *Ibid.*, p.26. 邦訳, 19頁。
- (10) *Ibid.*, p.44. 邦訳, 32頁。
- (11) David Ogg, *England in the Reign of Charles II*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1934, Vol II, p.733.
- (12) 以下の伝記的記述は、主に次の文献に依拠している。Fitzmaurice, *op. cit.* ; Charles Henry Hull, "Petty's Life", in do. ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1899, rpt. London: Routledge / Toemmes Press, 1997, Vol. I ; E. Strauss, *Sir William Petty: Portrait of a Genius*, London: The Bodley Head, 1954; Leslie Stephen and Sidney Lee ed., *The Dictionary of National Biography*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1917, rpt., 1963-64, Vol. XV; P. G. Dale, *Sir William Petty of Romsey*, Romsey Hampshire: LTVAS Group, 1987; Thomas E. Jordan ed., *Sir William Petty, 1674: Letters to John Aubrey*, Lampeter, Ceredigion, Wales: The Edwin Mellen Press, 2010.
- (13) Aubrey, *op. cit.*, p.344. 生家は1826年に火災で焼失。
- (14) Jordan ed., *op. cit.*, p.13.
- (15) *Ibid.*, p.14.
- (16) *Ibid.*, p.22.
- (17) Strauss, *op. cit.*, p.28.
- (18) Aubrey, *op. cit.*, 241.
- (19) Jordan ed., *op. cit.*, p.22.
- (20) ペティは論説 *A Declaration concerning the newly invented Art of Doble Writing* (London, 1648) を刊行して、技法の発達と普及のために発明特許権が必要であることを力説した。
- (21) *Ibid.*, p.59.
- (22) *Ibid.*, pp.237-38; Cf. Fitzmaurice, *op. cit.*, p.20.
- (23) Jordan, *op. cit.*, p.30.
- (24) *Ibid.*, pp.31-32.
- (25) ペティは広く一般の人々に対して、自身の無実を弁明するために、次の2論説を刊行した。 *A Brief Proceedings between Sir Hierom Sankey and Dr. William Petty*, London, 1659; *Refrections upon Ireland*, London, 1660. 彼によれば、これらの論説を執筆するとき、「この顛末についての言い分を語るために、驚ペンが私の手に飛び込んでくるのを感じた」(Jordan, *op. cit.*, p.35)。
- (26) *Ibid.*, p.47.
- (27) *Ibid.*, p.36.
- (28) *Ibid.*, p.22. [ ]内は引用者による補足(以下、同様)。
- (29) これ以外に晩年には、政治算術を駆使して、経済学ではなく統計学と直接的に関係する、次のような論説を相次いで執筆した。 *Another Essay in Political Arithmetick concerning the Growth of the City of London, 1682*, London, 1683; *Observations upon the Dublin-Bills of Mortality, 1681*, London, 1683; *Further Observation upon the Dublin-Bills*, London, 1686; *Two Essays in Political Arithmetick*, London, 1697; *Five Essays in Political Arithmetick*, London, 1687.
- (30) アイルランド東部のミーズ、中東部のキングスカウンティー、南西部のケリーに、総計16万エーカー以上の土地を所有していた。
- (31) Jordan ed., *op. cit.*, p.25.
- (32) ペティは息子の教育に熱心だったようで、次のような(著者の)書物を、14歳から18歳までの間

に繙くように勧めた。『[エドワード]フックによる[トマス]リトルトン [の土地法論] への注釈』、法律用語集、『ユスティニアヌス綱要』、アリストテレス『弁論術』、ホブズ「論理学」 [= 『物体論』 第1部]、『市民論』、キケロ『義務論』、エラスムス『対話集』、カエサル、サルティウス、タキトゥス、フロールス（2世紀ローマの歴史家）、スエトニウス、ウェルギリウス『農耕歌』、[旧約]「創世記」、[新約]「ルカによる福音書」・「使徒行伝」・「ペテロ、ヤコブ、ヨハネ、ユダの手紙」、ヨセフス、モリエール、幾何学・算術、リチャード・ベーカー『イギリス国王列伝』、ルナールとイソップ、[ロンドン]官報、地図・地球儀、解剖学・小さな技術書・薬局方（Cf. Marquis of Lansdowne ed., *The Petty Papers*, 1927, rpt. London: Routledge / Thoemmes Press, 1997, Vol. II, No. 82, pp. 5-6）。なおペティには、1659年（36歳）に或る未亡人との間に生んだ私生児（Francesca Petty）がいた（Cf. Jordan ed., *op. cit.*, pp. 34-35）。

- (33) Cf. Charles Webster ed., *Samuel Hartlib and the Advancement of Learning*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1970, rpt., 2010, Introduction, p. 39.
- (34) 松川七郎『ウィリアム・ペティ — その政治算術=解剖の生成に関する一研究 —』（増補版）、岩波書店、1967年、第3章、参照。
- (35) Cf. Charles Davenant, *Discourses on the Publick Revenues, and the Trade on England*, London, 1698, Discourse, I, in Sir Charles Whitworth coll. and rev., *The Political and Commercial Works of that Celebrated Writer Charles D'Avenant*, Vol. I, London, 1771, rpt., Farnborough, Hants: Gregg Press, 1697.
- (36) Marx, *Kritik der Politischen Oekonomie*, a. a. O., S. 39. 邦訳、38頁。
- (37) Cf. Dale, *op. cit.*, p. 52.
- (38) Jordan ed., *op. cit.*, p. 35.

## 第2章 研究史 — 19世紀から21世紀へ —

ペティが学史のうえに重要な地位を占めていることを、最初に指摘したのはマルクスである。マルクスは『経済学批判』第1章の「商品の史的分析」の箇所で、「ペティは、労働の創造力が自然によって制約されているということについて、思い違いをすることなしに、使用価値を労働に分解している。……素材の富の源泉についてのこの見解は……彼を導いて、経済学が独立した科学として分離した最初の形態である政治算術（politischen Arithmetik）に到達させた<sup>(1)</sup>、と指摘している。すなわち、ペティはいち早く労働価値説を唱え、この命題に則して商品価値の分析をおこなったというのである。また、「政治算術」という分析方法を考案することを通じて、経済学という新しい学問分野を開拓したというのである。彼はこのような理由により、ペティを「経済学の父」と呼んでいる。マルクスによるこのような評価は、20世紀におけるペティ研究に大きな影響を与えた。草創期の研究は伝記的研究を別とすれば<sup>(2)</sup>、労働価値説の命題が提起された『租税貢納論』か、政治算術の方法が定式化された『政治算術』かのどちらか一方に、焦点を合わせておこなわれている。商品価値分析と政治算術的分析との双方に満遍なく関心を払いながら、幅広い角度から多面的に検討を加えた研究文献は、意外に少ない<sup>(3)</sup>。

20世紀に入って、ペティの労働価値説にいち早く関心を寄せた学史家はH・シューアルである。彼女はスミス以前の価値論の歴史を、古代ギリシアにまで溯って顧みている。そのような書

物において、ロック（John Locke, 1632-1704）やバーボン（Nicholas Barbon, c. 1640-98）の業績とともにペティのそれに注目しながら、次のように述べている。「経済科学のための前進は、17世紀の経験主義の著作家の仕事がなかったならば、不可能であったであろう」<sup>(4)</sup>、と。シュールは、ペティが「体系的な研究方法」（＝政治算術）を採用したことの意義を看過しているわけではない。ところが彼女が、もっと大きな関心を寄せているのは、労働が富を生み出す源泉であるという見解に対してである。ペティはこの見解を表明することを通じて、18世紀における「新しい経済学」<sup>(5)</sup>の形成に大いに貢献することになった、というのである。

またM・ベアは、ペティが古来の効用価値説に代わって、労働価値説という新しい学説を唱えたことに注目している。その詳細はこうである。アリストテレス以来、事物の価値は、人間の欲求を満足させる効用にあると考えられてきた。しかしながら、この古来の学説は、事物がどのような比率で交換される場合に公平であるのかという問いに、答えることができない。主観的な性質の効用は、どのような交換が自然的正義に適っていて公平であるのか、如何なる価格が公正であるのかということを判断する、客観的尺度にはなりえないからである。ペティはこの未解決の問題に取り組んで、「労働が農業・工業製品の価格の源泉であり尺度である」、「労働が富を創造する積極的原理である」<sup>(6)</sup>という答えを、導き出した。ベアはこのような功績を評価して、ペティを「イギリス古典派経済学の創始者」<sup>(7)</sup>と呼んでいる。

さらにR・ミークは、ペティの価値論をもっと仔細に検討して、それが古典派の商品価値分析の嚆矢となっていることを明らかにしている。その詳細はこうである。17世紀の経済学者は総じて、労働が富と価値との源泉であるという見解を抱いていた。ところが、彼らは富と価値とを区別していなかった。また、労働がどのようにして商品価値を生み出すのかということを理解していなかった。ペティはこれに対して、「社会的努力が価値の決定因であるという考え」にもとづいて、「商品の交換価値は、それを生産するのに要する労働量によって決まる」<sup>(8)</sup>という、古典派に接近した見解を表明した。しかも彼は、「労働は価値の源泉である」と述べるとき、人々が商品生産者として相互依存の関係にある、社会的分業が発達した社会を念頭に置いていた。こうしてミークによれば、ペティの価値論は未熟であるとしても、古典派の理解を先取りしており、「後に続くひじょうに重要な仕事の出発点をなしている」<sup>(9)</sup>。

わが国では、平瀬巳之吉と渡辺輝雄がペティの価値論を検討している。平瀬は、「古典」経済学を「価値＝価格一致の体系」として検討した書物において、次のように指摘している。「重商主義は17世紀中葉を転期として……価値論へと徐々に力点をうつしはじめる。……ペティはこのような価値論の特化と独立化とへの課題をになってあらわれた者である」<sup>(10)</sup>、と。すなわち、ペティが主に『租税貢納論』で展開した「労働理論」は、学史のうえで価値論の嚆矢となっているというのである。こうして平瀬は、『租税貢納論』で示された価値論に関する諸命題に着目し、それらを主にマルクスの理論的枠組みを駆使して、綿密に検討している。その検討は複雑多岐にわたっているけれども、その要旨は次のとおりである。

ペティの価値論に関して、まず焦点が当てられるべきは、「土地が富の母であるように、労働は富の父である」（第10章・10）という命題である。これはマルクスによっても注目された、著名な命題である。ところが、この命題で示されているのは、厳密には「労働理論」ではなく「土地＝労働理論」である。ここでは、「価値の原因および尺度として労働のほかに土地」が持ち込まれているからである。したがって、この命題は「使用価値視点からいって……まちがいではないが、価値視点からいえば明瞭にまちがいである」。ここには「使用価値視点と価値視点との混同」が見られる、といわねばならない<sup>(11)</sup>。いずれにせよ、ペティのこの命題は、価値論を表示した言説としては誤りを含んでいる。

さらに留意すべきは、次の三つの命題である。(i)「ある人が1ブッシェルの穀物を産出できるのと同じときに、ペルーの大地からロンドンへ1オンスの銀を運ぶことができると仮定する。その場合、一方は他方の自然価格（natural price）である」（第5章・10）。(ii)「一方の人の銀は、他方の人の穀物と等しい価値（equal value）を持つと見なされなければならない。銀はことによると20オンスであり、穀物は20ブッシェルである。このことから、穀物1ブッシェルの価格は銀1オンスであるということになる」（第4章・14）。(iii)「穀物[の生産]に100人の人々が10年間従事し、銀[の生産]に同数の人々が同じ期間従事すると仮定する。……銀の正味の成果（neat proceed）が、穀物の正味の成果全部の価格である。そして銀の同様の部分[＝正味の成果]は、穀物の同様の部分の価格である」（第4章・15）。『租税貢納論』に見られる、これらの「三命題はペティの労働価値説を示す各一節として有名」なものである。ペティはこれらの諸命題で、「交換価値を労働時間に還元している」。そのような還元を通じて、交換価値の分析をおこなっている。命題(ii)において、銀1オンスと穀物1ブッシェルとが等価値であることが示されている。この「等価値とは等交換価値のことである」。したがってここでは、銀1オンスと穀物1ブッシェルとの産出に費やされた労働時間が等しいから、「銀1オンスと穀物1ブッシェルとは交換価値がひとしい」ということが、示されている。「その真意は銀1オンスと穀物1ブッシェルとが等交換比率だというにある」。つまりここでは、「等交換比率を成立させる基礎が等労働時間」であるということ踏まえて、換言すれば「等労働時間を媒介にして、等交換比率＝等価値」という結論が、導き出されているのである<sup>(12)</sup>。

この限りにおいては、命題(ii)に誤りは見られない。ところが、この命題の後半においては、疑問を抱く点が見られる。そこでは、銀1オンスは穀物1ブッシェルの価格であることが示されている。また命題(iii)においても、穀物1ブッシェルと銀1オンスとに同量の労働が含まれていれば、後者は前者の価格となることが示されている。このような理解は混乱しているといわねばならない。価格は、価値とは範疇が異なる概念だからである。商品の価格の大きさは、その交換価値とは異なる原理によって決まるからである。したがって、ここでは「価値と価格とが用語概念のうで混同されている」といわねばならない。なお、命題(i)においては、銀1オンスは穀物1ブッシェルの「自然価格」であることが、示されている。すなわち、ここでは「銀1オ

ンスと穀物1ブッシェルとは交換価値がひとしい……ことから進んで、銀1オンスは穀物1ブッシェルの価格だとされ[るだけではなく]……自然価格だとされ」ている。自然価格は古典学派においては、特別の意味を持つ分かりにくい用語である。ところが、ここに示された「自然価格」という用語は、「古典学派の自然価格とは言葉が同じだけで内容はちがう」。ここでの「自然価格は『公平な価格』の意にほかならぬ」。すなわち、この「自然価格」の価格という用語それ自体に、特殊な意味はない。こうして、三つの命題において、「交換価値と価格と自然価格とは三者全く同義につかわれている」ことが明らかである。したがって、ペティの労働価値説には価値と価格との混同が見られる、といわねばならない<sup>(13)</sup>。

平瀬の検討によれば、ペティの価値論には結局、使用価値視点と価値視点との混同、および価値と価格との混同という、基本的に二つの誤りが見られることになる。けれども平瀬は、ペティの価値論が学史のうえに持つ意義を否定しているわけではない。彼は、「ペティでもってマルクス価値論にいたる『古典』的価値論のお膳立てがほとんどつくしている」<sup>(14)</sup>、と指摘している。すなわち、ペティの価値論は、マルクスの商品価値分析までに至る価値論の大きな流れの端緒になっている、というのである。「絶対価値を陰微な萌芽の形で想定」<sup>(15)</sup>しながら、その原因や尺度を探求している当の価値論は、誤謬や混乱を含んでいるとしても、その後の長期に及ぶ活発な議論の源泉をなしている、というのである。もっとも、平瀬によるその検討は決して論旨が明快ではない。文章表現は概して生硬で、分析は必ずしも万全ではない。しかしながらここでは、ペティの商品価値分析がマルクスの精緻な理論的枠組みに依拠して、極めて丁寧に考察されている。そのような綿密な考察を通じて、ペティの分析が含むポジティブな面とネガティブな面との双方が、鮮やかに浮き彫りにされている。今日に至るまで、ペティの価値論をこれほど念入りに検討した学史家は、まだ見られない。しかも、ペティの価値論に着目して、それを高く評価したマルクス自身は、この価値論についての体系的分析をおこなっていない。このことを勘案すれば、平瀬の考察が持つ意義はひじょうに大きいといえる。

さらにわが国では、渡辺がマルクスの理論的枠組みを積極的に採用しながら、ペティの商品価値分析を体系的かつ綿密に検討している。その結果、ペティを「経済学の創始者」と呼んで然るべきである、と指摘している。その理由はこうである。古典派の見解によれば、富は生産物一般であり、商品価値の大きさはその商品の生産に要する労働時間によって決まる。ところがペティはこの見解を、古典派に先立っていち早く表明したからである<sup>(16)</sup>。いずれにせよ、シューアル、ベア、ミーク、平瀬、渡辺は、労働価値論形成史におけるペティの先駆的な役割を高く評価しながら、彼をスミスないし古典派、ひいてはマルクスの先任者として位置づけているといえるのである。

ペティの政治算術はその労働価値説とは対照的に、後世の経済学に大きな影響を与えなかった。この算術的方法は、キング (Gregory King, 1648-1712)、ダヴナント (Charles Davenant, 1656-1714)、ハレー (Edmund Halley, 1656-1742)、ムロン (Jean François Melon, 1675-1738)、

ヤング（Arthur Young, 1741-1820）、チャーメーズ（George Chalmers, 1742-1825）らによって直接的ないし間接的に継承された。しかしこの分析方法は、スミスにより「私は政治算術をあまり信用していない」<sup>(17)</sup>という言葉を浴びせられて、その積極的な意義を否定された。このスミスのにべもない言葉が如実に示しているように、政治算術は労働価値説のように、『国富論』によっては受容されなかった。また、古典派以降の経済学に影響力を及ぼすこともなかった。つまり、この算術は18世紀末まで生命を保ったにすぎなかった。ところが留意すべきは、このようなことは、当の政治算術が積極的な学史的意義を持っていないということの意味していない。それどころか、この算術は実際のところ「近代社会科学の萌芽」<sup>(18)</sup>として、経済科学の形成に大いに貢献した。そのために、その意義や役割を積極的に高く評価した学史家は多い。また今日では、この算術は広く「近代統計学の源流」<sup>(19)</sup>と見なされて、比較的高く評価されている。

ドイツ歴史学派の創始者 W・G・F・ロッシャーは、ペティの政治算術を「比較統計の模範」として注目し、高く評価している。この算術は、国力の「筋肉と神経」を数字にもとづいて正確に把握しながら、「歴史の流れの横断面」を描写することを可能にする方法である、というのである<sup>(20)</sup>。ただし、ロッシャーは『経済学批判』の刊行に先立って、政治算術をこのように評価しているのであるから、その賞讃はマルクスの影響によるものではない。J・A・シュンペーターは、「数量的事実」に即して推理を働かせながら、一般的命題を導き出そうとする精巧な方法であると、当の算術をポジティブに評価している。彼によれば、この算術は統計的手法に「決定的な衝撃」を与えて、その発達を著しく促した。ペティはそのような政治算術を考案することを通じて、経済科学の形成に貢献することになったというのである<sup>(21)</sup>。W・レトウィンは、ペティがベーコン主義者として政治算術を考案したことに注目している。彼がこの「新しい科学」によって獲得した知識を、実践的な政治・経済的領域に適用したことを高く評価している。それだけではない。さらにレトウィンは、ペティが『国富論』第5編に大きな影響を与えた、包括的な財政論を展開したことに注目している。そのような理由によりレトウィンによれば、ペティは1750年以前における最も優れた経済学者であり、「近代的経済学の創始者の一人」と見なされて然るべき人物である<sup>(22)</sup>。

ペティの経済思想を労働価値説や政治算術というような個別の問題だけに関心を寄せるのではなく、多面的な角度から幅広く検討した本格的な研究は決して多くない。また、そのような体系的で包括的な研究を進めることは、むしろ容易ではない。そのような本格的な検討を通じて、彼の理論・思想の全体像を把握しようと試みる場合には、解決が容易でない面倒な問題が待ち受けているからである。彼は重商主義者か自由主義者か、ベーコン主義者かホブズ主義者かという問題である。当の問題をただ個別的に採り上げて少し触れただけの研究文献ならば、数多くある。けれども、このような彼の経済思想の根幹に触れる問題を入念に考察することを通じて、その全体像を描出しようとした書物は少ない。

E・ジョンソンは幅広い角度からアプローチして、ペティを「スミスの前任者」と位置付けて

いる。その「前任者」とは、スミスが宮廷を建設するために、廃墟から掘り出してきた良質の石のことである。すなわち、ペティの業績はそれ自体としてではなく、『国富論』という壮大な建造物の資材として用いられたことにより、学史的価値があるというのである。ジョンソンによれば、ペティはベーコンの帰納法によって、経済問題を最初に科学的に考察した「実験主義者」である。ペティの論説は統一性や包括性という点では、マンやマリーンズのそれに劣っている。けれども、それは実験的・経験的方法を踏まえているという点で、当時の他の著作家による諸論説よりも優れている。またジョンソンによれば、ペティの最も優れた論説は『政治算術』ではなく、ホッブズの主権理論を継受して課税原理を探究した『租税貢納論』である。この書物で余論として展開された「富の理論」は、そこで用いられた実験的方法とともに、彼のその後のすべての経済論説の基礎をなしている。なおジョンソンは、ペティのような初期の著作家を、重商主義者か否かという視点で解釈するのは、学史研究の「最悪の」方法であると指摘して、懸案の難題に挑むことを巧妙に避けている<sup>(23)</sup>。

A・ロンカリアは、ペティの経済科学を包括的な視点から理論的に検討している。この個別研究の書物では、ペティが学史に占める地位は高い。ここではまず、経済思想史家は斯学の生誕を尋ねるさいに、「経済科学の方法」<sup>(24)</sup>に留意すべきであることが強調されている。そのうえで、「イギリス経済学の父」<sup>(25)</sup>という称号はスミスではなく、「政治算術の創始者」<sup>(26)</sup>であるペティに与えられるべきであることが、力説されている。ペティはベーコンの帰納法を社会科学に適用して、当の「新しい科学的接近方法」<sup>(27)</sup>を考案することにより、同時代の他の著作家よりもいち早く重要な一歩を踏み出したというのである。

このロンカリアの書物では、ペティが政治算術を用いて、様々な経済問題にアプローチしたことが明らかにされている。それによれば、彼は貨幣・国際貿易・財政システムなど、その時代に一般的主題をなしていた事柄について幅広く分析した。経済的世界についての全般的知識を獲得するためよりも、むしろ政府が推進すべき経済政策の指針を提示するために、そのような事柄を分析した。彼が掲げた提案には、注目すべきものが幾つもある。彼は重商主義者のように、貴金属と富とを同一視しなかった。そのために、貴金属の流入がもたらす国際収支の黒字をさほど重視しなかった。それよりも、雇用と国内生産とを高水準に維持することの方が、国富の増大にとって重要であると考えた。貿易収支は国内生産が拡大すれば、自ずと改善されると考えた。彼はこのような考えにもとづき、政府が経済領域に介入して、公共事業を積極的に推進することを提案した。いずれにせよ、このように解釈するロンカリアによれば、ペティはスミスや古典派の先任者ではなく、保護主義者とケインズのそれであった。

T・ハチスは『租税貢納論』と『政治算術』とを、その後の理論史に大きな影響を与えた書物として、ポジティブに評価している。彼によれば、『政治算術』ではなく『租税貢納論』が「ペティの最も重要な著作で、経済思想史のうえでの大きな功績であり、ランドマーク的成果であると見なされるに値する」<sup>(28)</sup>。この書物には、価値・価格・貨幣など、経済理論における基本的な問

題についての挑戦的な見解が見られるからである。また、健全な政策決定を下すのに不可欠な、理論的で科学的な基盤を築こうとする、画期的な試みが見られるからである。ところがハチスンには、ペティが経済学の創設者であるというマルクスの評価には、疑問を呈する。その理由として、とりわけ『租税貢納論』が『国富論』と根本的に異なる点を強調している。ペティには、「土地が富の母であるように、労働は富の父でありその能動的要素である」という命題が見られる。これは、スミスの経済分析にとって重要な労働価値説の命題である、と解されてきた。しかし、ペティはこの命題を掲げて、労働価値説ではなく価値生産費説を唱えている。しかも、この命題はホッブズの言説に由来している。『租税貢納論』には、優れた基礎的な経済分析が随所で展開されている。地代を剰余として把握したことは開拓的である。価値は体現された労働であるという理解は、古典派を先取りしている。しかしながら、ペティの関心は常に理論的よりもむしろ実践的である。そのためにスミスにおけるような、「深遠で透徹した価値論」<sup>(29)</sup>を展開しようという意図は見られない。『租税貢納論』は復古王政の国家財政を改革するための原理を提示することを、主な課題にしている。その内容は『国富論』第5編の財政論と似ている。しかしながらペティには、自己調整機構という考えはなく、政策的立場はスミスとは異なる。ペティは非自発的失業を深刻な問題と捉えている。そのために、政府は貧民や失業者を保護し救済すべきであると主張している。公共事業を積極的に推進して、高水準の雇用量を維持すべきであると提案している。また輸入税に関しても、スミスとは対照的な重商主義的な提案をおこなっている。こうしてハチスンによれば、スミスが「古典派」自由主義者であるのに対して、ペティは「重商主義的」自由主義者である。

わが国では、松川七郎がペティの経済思想の全体像を描出しようと試みている。松川は基本的に伝記的研究のスタイルを採りながら、様々な角度からアプローチしてペティの学史的意義や位置を明らかにしようとしている。すなわち、ペティの生涯を振り返り、彼の時代の政治・経済・社会・文化的背景を考慮に入れながら、その経済思想を遠近法的に把握しようとしている。また、骨格が整った理論的枠組みを用いて、その思想を包括的・統一的に理解しようとしている。そのために、その記述は重層的で複雑多岐に及んでいるけれども、論旨は明快で、ペティの経済思想の全体像が鮮明に浮き彫りにされている。その詳細は次のようである。

ペティの功績は、幼年期資本主義社会の「政治算術＝解剖」である。この算術＝解剖は市民革命の所産として生成した。すなわち、イングランドが「資本主義の指導的国家となる基礎をきざいた市民革命をさしはさむ世界史的過渡期」<sup>(30)</sup>に生涯を送った、ペティの手によって創始された。またこの算術＝解剖は、ジョン・グラントの「商店算術」(Shop-Arithmetick)と不可分に結び付いて生成した。その生成にさいしては、その過程でペティが次のような経験をしたことが、原動力になった。(i) 世界で最初の市民革命を成し遂げて経済的に繁栄していた、オランダの進歩的な大学で学んだ。(ii) 市民革命の波浪が最も昂揚していたロンドンとオックスフォードで、ベーコンの影響を受けた人々と自然研究に没頭した。(iii) クロムウェルの派遣軍の軍医と

してアイルランドへ赴き、土地測量家として活動した。(iv) 新興科学の総合的研究機関である、王立協会の創設に携わった。ペティはこのような算術＝解剖により、「社会経済現象の数量的観察」<sup>(31)</sup>をおこなった。またその観察を踏まえて、「産業交易＝分業＝生産増進論」と「労働価値理論」を展開した。別言すれば、(i) 一国の社会的生産力に着眼し、(ii) その統一的視点に立って、社会経済現象を数量的に観察し、(iii) その「数量的諸関連を媒介とする推論」<sup>(32)</sup>を通じて、萌芽的な労働価値理論を生み出した<sup>(33)</sup>。これら三つの成果は包括的に統一されて、幼年期資本主義社会の「社会解剖学」<sup>(34)</sup>ともいうべきものが編み出されている。この算術＝解剖は、重商主義と軌を一にする政策的意図を持っている。しかしその究極の目的は、「人民・土地・資材・産業交易の真実の状態」を認識して、「人民を平和と豊富において保持する」ことである<sup>(35)</sup>。スミスが「政治算術を統計的推算に関する技術的方法としてしか評価していなかった」<sup>(36)</sup>ことは、確かである。ところが実際のところ、この算術＝解剖は「古典派経済学の萌芽」<sup>(37)</sup>をなしており、その成果はスミスにより継承されている。

松川の著書は、今日においても依然として、国内外におけるペティ研究の最も重厚な成果の一つである、といえる。とはいえ、ほぼ半世紀も前に上梓されたこの書物が、今日の研究水準から見て、不備や欠陥を含んでいないわけがない。ここでは、「政治算術」と「政治的解剖」が等号で結ばれて、双方は同じものと理解されている。政治算術が分析のための方法的手段ではなく、経済・社会現象を分析ないし認識する行為である、と理解されている。ペティの経済論説がすべて「政治算術＝解剖」によって包摂され、その内容や性質がすべて基本的に同質のものである、と理解されている。そのために、労働価値論が「算術＝解剖」によって包摂され、数量的推論にもとづいて展開された理論である、と理解されている。これらの理解は、今日では受け入れ難い。さらにこの書物では、ペティの論説の歴史的背景として、国内における初期資本主義期の経済・社会状態だけが、念頭に置かれている。対外的な国家間対立は、視野に収められていない。それと並行して、ペティの経済分析の対象として、国富だけではなく国力があったことが、看過されている。それだけではない。ここでは、少年時代→内乱時代→共和国時代という順序で、ペティの経済思想がその形成過程に沿って検討されている。しかしながら、その検討が及んでいる時代は、この限り（1660年まで）である。ペティが主著を執筆した王政復古の時代（1660年以降）は、この年代記には含まれていない。そのために、彼が内乱時代（1647年頃）に執筆した初期の著作については、綿密な検討が加えられている。けれども、王政復古期に書かれた『租税貢納論』や『政治算術』のような主著についての詳細な検討は見られない。したがって、松川の当の書物は未完であるといわねばならないであろう。

ペティ研究は21世紀の今日まで、緩慢ではあるが倦むことなく連綿と続けられている。様々な関心を抱く比較的多くの学史家により、様々な角度からそれぞれに異なる手法でおこなわれて、一定の成果が上げられている。しかしながら最近では、ペティの著作を幅広く綿密に検討して、その思想の全体像を把握しようと試みた研究は、以前にもまして少ない。確かに、L・マグヌソ

ンとR・バックハウスは、あまり偏りのない比較的バランスの取れたペティ像を描いている<sup>(38)</sup>。しかし双方とも、ほんの僅かの紙幅を割いて書かれた素描にすぎない。

A・フィンケルシュタインは「精密な知性的アプローチ」(detailed intellectual approach)<sup>(39)</sup>によって、ペティやマンやダヴナントなど、17世紀の著作家の経済思想を検討している。ここでは、従来の学史研究が広く用いてきた分析的枠組みや概念は、退けられている。従来の解釈によれば、当該期の著作家は鋭い洞察力を持っていたにもかかわらず、その頃急速に発達していた商業を分析するにさいして、論理的に混乱して袋小路に陥っている。ところが、このように指摘するフィンケルシュタインによれば、そのような従来の解釈は妥当ではない。それはこれまでの研究が、旧来の接近方法による検討を通じて下した結論にすぎない。17世紀の経済思想を、その著作家自身が用いた思索モデルに着目し、そのモデルを念頭に置いて検討する。そうすれば、従来の解釈が指摘している、当該期の経済思想が内包するパラドックスは解消される。彼女はこのように考えながら、ペティの経済思想を、「機械論的宇宙」(mechanical universe)<sup>(40)</sup>の知性的モデルを考慮に入れながら検討している。それによれば、ペティはチャイルドやロックとともに有機体論の社会モデルを、ホップズの機械論的・数学的世界観にもとづいて再構築した。また、ペティは医学の知識を政治体の分析に適用しながら、17世紀における最も独創的な経済理論を生み出した。彼はそのさい、議論の妥当性を判断するための適切な基準として、「数・重量・尺度」を選んだ。数字が真実性を映し出す鏡である、と考えたからである。彼はそのような特異な性質を備えた数字を重ねることを通じて、道徳的秩序のシステムを構築できると確信していたのであった。

フィンケルシュタインの知性史研究は、接近方法が斬新で目を奪われる。けれども、学史研究の立場から見れば、分析は極めて粗雑で厳密性を欠いている。そのために、その見解は漠然としていて、明瞭には理解し難い。とはいえ、ペティの言説を基本的に実践的な政策論として捉えてきた、旧来の解釈から離れて、その政策論の深層に「調和と均衡」のある「道徳的・本質的世界」<sup>(41)</sup>が潜んでいることを浮き彫りにしている点は、ユニークで興味深い。

A・マーフィーは、「マクロ経済学の起源」を尋ねたその書物において、ペティの政策思想に関心を寄せている。ここでは、ペティの経済思想はマクロ経済政策論の嚆矢として、その学史的意義が高く評価されている。その詳細はこうである。ペティは『租税貢納論』の「序」で、〈彼の欲するままに歩む〉(vadere sicut vult)という警句を記している<sup>(42)</sup>。このような言葉を掲げたことが象徴しているように、彼は経済事象に対する「自由放任主義的アプローチ」(laissez-faire approach)<sup>(43)</sup>を称揚している。ところが彼は「序」で、このような自由主義的政策的立場を表明したにもかかわらず、実際には政府が経済領域に幾分か干渉することを奨励している。ケインズ政策を彷彿とさせる、失業者の雇用を確保するための政策などを提案している。また、ペティは失業者の救済を目的とする公共事業計画を描いているが、そこにはケインズの乗数理論に類似した着想が見られる。このようにマーフィーは、ペティをマクロ的政策の先駆者と

して高く評価している。しかしながら、彼の書物は、ペティ研究それ自体にとってさほど積極的な意義はない。ここでは、問題関心が向けられているのは、直接的にはマクロ経済学の歴史であり、ペティの経済思想そのものではないからである。そのために、検討の対象は主に『租税貢納論』に限定され、ペティの理論・思想を幅広く検討して、その意義や意味を明らかにしようとする意図は、見られない。しかもここでは、検討の対象が『租税貢納論』に限定されてさえ、ペティは二つの対極的な経済思想の中間に置かれて、その政策的立場を巡る解釈は曖昧にされている。

最近の研究における解釈は、ペティが採った政策的立場だけではなく、分析方法を巡っても混迷している。T・アスプロモスは「古典派経済学の起源」を尋ねたその書物において、ペティの著作を比較的幅広く検討している。ここではペティがケインズ経済学ではなく、それとは政策的立場が対極的な古典派経済学の先駆者として、ポジティブに評価されている。またここでは、ペティの経済学がほぼ全面的にホッブズの影響を受けて形成された、と理解されている。ひいては、そのような目新しい解釈を踏まえて、ペティが採った方法論的立場についての新奇な解釈が示されている。その詳細はこうである。

ペティは「古典派経済学の形成の基礎を据えたこと」により、「知性史のうえに永久に重要な地位」<sup>(44)</sup>を占めている。その「ペティが知的気質を形成するにさいして、決定的に重要な役割を担ったのは、トマス・ホッブズ」<sup>(45)</sup>である。ペティの最も重要な著作は、理論的観点から見て『租税貢納論』である。彼がこの書物で掲げた課題は、「平和と豊富」の実現であるが、その政策目標はホッブズの国家論の目的を継承したものである。ペティが「経済問題に誘引されるにさいして、ホッブズから受けた影響」<sup>(46)</sup>は、これだけではない。「ペティの企画を方向づけた方法論的および政治論の見地は、主にホッブズに由来する」<sup>(47)</sup>。すなわち、彼は政治学だけではなく科学的方法においても、ホッブズから決定的に重要な影響を受けている。彼は『租税貢納論』において、政府の政策を客観的で確実な基礎のうえに据えるために、政治的・経済的諸現象を数量的尺度で測定しようと試みている。この政治的・経済的問題に関する「経験的数量化の企画」<sup>(48)</sup>は、彼がホッブズの幾何学的方法を継受して発案したものである。ペティは『租税貢納論』刊行後においても、この企画に取り組んでいる。政治算術は、その「思考の進展が生み出した、最も目覚ましい成果」<sup>(49)</sup>である。すなわち、『租税貢納論』は政治算術が創始されるに先立って、その「数量的・経験的分析」(quantitative empirical analysis)<sup>(50)</sup>方法を創生する要素を孕んでいたのである。ペティは他方で、「ベーコンの鼓吹する経験的自然哲学の帰依者」<sup>(51)</sup>でもあった。けれども、彼がベーコンから受けた影響は、ホッブズのそれに比べれば極めて少ない。「ペティが開拓した経済学に影響を与えている、基本的な方法論的および政治論の信念は、ホッブズに、そしてほんの僅かだけベーコンに、触れたことによるものである」<sup>(52)</sup>。そもそも、ペティの政治算術は広く誤って理解されているように、「帰納主義」(inductivism)を包含するものではない。つまり彼は「経験主義者(empiricist)であって、帰納主義者(inductivist)ではなかった」<sup>(53)</sup>のである。

要するにアsproモスは、ペティが『租税貢納論』およびその他の著作において、政治論においても方法論においてもホッブズから決定的な影響を受けている、というのである。この解釈は、斬新であるけれども、議論の余地がある。とりわけ方法論に関しては、その解釈は極めて疑わしい。「ホッブズは代数学よりも幾何学を、科学のモデルとして選考する。ペティは少なくとも彼自身の著作のためのモデルとして、代数学を好む」<sup>(54)</sup>。アsproモスはこのように指摘して、両者の方法論における違いは、幾何学か代数学かであるにすぎないと解している。しかしながら、いうまでもなく幾何学は数字ではなく言葉を用いて推理を展開する。ホッブズが『リヴァイアサン』で用いた幾何学的方法は、「数量的・経験的分析」とは異質のものである。

21世紀に入り、ペティの個別研究の書物が海外で4冊も刊行された。そのなかで、研究史に新たな地平を開くような注目すべき書物は、T・マコーミックのモノグラフィーである<sup>(55)</sup>。この書物には「政治算術の野望」というサブタイトルが付されている。ペティの政治算術は、イギリスの政治的・経済的・社会的転換を図るとする「野望」(ambition)を抱いて、考案されたという意味である。この書物でのメインテーマは、サブタイトルが示しているように政治算術である。ところが、本書は経済学史・経済思想史の分野ではなく、もっと幅広い知性史の分野に属する書物である。ここで、政治算術が知性史の観点から多角的に考察されたことには、然るべき理由がある。従来研究においては、「政治算術は、それが創造される時に何を意味していたのか、その算術はどのようにして誕生したのかということが、ほとんど知られていない」<sup>(56)</sup>からである。ペティの著作や知的営為についての検討はこれまで、経済学者・アイルランド史家・科学史家などにより、それぞれ経済学史・政治史・科学史などの研究分野に分散しておこなわれてきた。このような従来の研究スタイルによっては、政治算術の創造が内包する根本的な意味を把握することはできない。そこで旧来のスタイルに代えて、幾つかの研究分野に<sup>またが</sup>跨る学際の見地からの、新たなアプローチが採られねばならないというのである。こうして本書では、「政治算術の起源・方法・目的を、ペティが存した知的・政治的・社会的文脈という多様性のなかで、突き止めるとする試み」<sup>(57)</sup>がなされている。換言すれば、政治算術が創造された「ペティの知的背景に留意する」<sup>(58)</sup>という観点から、伝記的手法を駆使しながら、その算術の性質や内容が多面的に検討されている。その詳細は、次のようである。

ここでは、ペティの政治算術の新解釈が試みられている。また大きな紙幅を割いて、政治算術が創造された過程が編年体で記述されている。その記述は、ここでの解釈が妥当であることを論証するために示されたものである。その記述の大筋は、こうである。政治算術はベーコン主義の自然哲学に端を発し、ハートリブ・サークルや王立協会での実験・観察、アイルランドでの「ダウン・サーヴェイ」を踏まえ、さらにJ・ハリントン、J・グラントの学識から知的刺激を受けながら創造された。新解釈は、このような趣旨の記述を踏まえて示されている。その解釈は次の3点に要約される。すなわち、(i)「政治算術は経済を記述するものではなく、国家を援助することを意図していた。それは説明 (representation) よりも、むしろ干渉 (intervention) に関

わるものであった」<sup>(59)</sup>。(ii)「ペティが計画した干渉のメカニズムと、そのメカニズムに合理性・有用性を付与する枠組みは、自然哲学 (natural philosophy) から得られたものである」<sup>(60)</sup>。(iii) 当の算術は「土地と働き手との改良を目標とする自然政策の科学 (science of natural policy)」, すなわち「社会工学」(social engineering)<sup>(61)</sup>である。このような新解釈が意味するところは判然としないけれども、少なくとも次の点は明らかである。(i)' 政治算術は経済現象を分析把握する手段ではなく、国家の合理的・効率的統治を可能にすることを目指す手段である。(ii)' この算術は政治哲学ではなく、自然哲学の知的枠組みに依拠して創造された、この分野に属する科学である。(iii)' それは経済的・社会的現象を自然哲学の手法で改善することを意図する実践的な学問である。

マコーミックの本書は、従来の研究スタイルに挑戦し、それを打破して新しい解釈を提示しようと試みた意欲的な書物である。ここで提起された知性史的研究と、その実践によって示された斬新な解釈が、ペティ研究の新たな地平を開くものであることは、確かである。しかしながら他方で、そのような野心的な試みには、往々にして不備や欠陥が付き纏うものである。本書もその例外とはいえない。本書での解釈を要約すれば、ペティは政治算術を創造したベーコン主義者であり、彼の知的営為は全面的にその算術を創造するための作業であった、ということになる。ここでは、その新解釈を論証するために、伝記的記述が提示されている。したがって当の解釈は、この伝記的記述と辻褃が合っていないなければならない。また、その記述はむしろ、歴史的事実とも矛盾することなく、内容が符合していなければならない。そうでないとすれば、ここでの解釈はその記述を根拠にして下されているのであるから、真実性を失う。ところがこの点に関し、ここで提示された伝記的記述には、首肯し難い点が幾つか見られる。この伝記的記述では、青年ペティがオランダで医学を学んだことが、政治算術の誕生の淵源として重視されている。ライデン大学で、ベーコン主義者ハーヴェイの血液循環説を学んだことが、記述されている。ところが、パリでホッブズと出会ったことは軽視されている。また留学後、ベーコン主義者ハートリブの奨めで、『ハートリブへの助言』を執筆したことが重視されている。ところがその頃、ホッブズの演繹的・幾何学的方法を駆使して草稿「交易の解明」を執筆したことは、看過されている。さらに、『租税貢納論』は実験・観察に依拠する書物であると解され、そこで社会・統治を改革する提案が、「自然政策」の立場から掲げられていると記されている。ところが、この書物の課題が、ホッブズの国家論から継受した「平和と豊富」の実現であることは、看過されている。そればかりか、ハリントンの統治論から影響を受けたペティは、君主政を称揚するホッブズの国家論に批判的であったことが、記されている。

本書の解釈については結局、2点ほど大きな疑問が残る。まず、ここではペティがホッブズから影響を受けたことが、軽視ないし看過されている。そのようなホッブズからの影響を看過する伝記的記述は、本書での基本テーゼである、ペティはベーコン主義者として政治算術を創造したという解釈と符合する。しかしながら、そのような記述は歴史的事実とは符合しない。ここでは

恐らく、ペティは全面的にベーコン主義者で、その知的営為はもっぱら政治算術の創造に集約されるという解釈に執着するあまり、その解釈と符合しないような事柄は無意識のうちに看過されてしまったものと思える。またここでは、政治算術の創造の知的背景をなす事象が詳細に記述されているけれども、その割には当の算術それ自体の解釈はさほど明瞭ではない。この算術の真髓が、十分に把握されているとは思えない。ここでは、政治算術の「起源・方法・目的」を明確に把握するために、それを学際的立場から多面的にアプローチする方法が採られている。ところが、そのために分析視角があまりに大きく広がりすぎて、問題関心の焦点がぼやけてしまったのではないかと思える。

以上、ペティの研究史を19世紀から21世紀に至るまで鳥瞰した。ここで採り上げたのは、研究史に名を刻むような画期的な業績だけにすぎない。けれども、そのような秀抜な研究成果を顧みることを通じて、研究史の大きな流れを把握することはできたと思える。この研究史の流れの発端は、主にマルクスによるペティの評価にあるといえる。そのポジティブな評価に影響を受けながら、ペティの価値論が政治算術かのどちらか一方に注目する、二派の学史家によって、本格的な研究が開始された。その後、そのような草創期の研究に続いて、ペティの著作をもっと幅広く検討して、その思想・理論を包括的・体系的に把握しようとする意欲的な姿勢が見られるようになった。しかしながら、その努力はさほど大きな実を結ばなかった。ペティにおける政策的立場と方法論的立場との解釈を巡って、学史家の間で見解が鋭く対立した。そのために議論は沸騰して、様々な解釈が示された。けれどもその解釈を踏まえて、歪みや陰りのない思想の全体像が描出されるという気配は見られなかった。21世紀に入る頃から、斬新な研究方法を用いた新鮮な研究が見られるようになった。そこでは分析の焦点が様々な角度から、従来とは異なる側面に当てられた。そのために、多種多様な解釈が生まれた。しかしながら、解釈は著しく多様化して分裂し、混沌とした状態に陥ることとなった。こうしてペティ研究は、長い道程を歩んで今日にまで至っているけれども、まだ終着駅に辿り着くことなく、依然として道半ばにあるといえるであろう。いずれにせよ、19世紀から今日までの研究史を概観することを通じて、300年以上も前にペティが発して経済科学の夜明けを告げた光が、21世紀のわれわれの胸元にまで届いてほんのりと輝いていることを知らされるのである。

(1) Marx, *a. a. O.*, S.39. 邦訳, 38頁。

(2) 伝記的研究については、第1章・注(12)を顧みよ。

(3) 草創期の個別研究には、次の文献がある。Wilson L. Bevan, *Sir William Petty*, Danterburg: J. A. Jennings, 1893; Maurice Pasquier, *Sir William Petty: Ses Idées Economiques*, Paris: V. Giard & E. Brière, 1903.

(4) Hannah R. Sewall, *The Theory of Value before Adam Smith*, 1901, rpt., New York: Augustus M. Kelley, 1971, p. 69. シューアル (加藤一夫訳) 『価値論前史 — アダム・スミス以前 —』 未来社, 1972年, 90頁。

(5) *Ibid.*, p. 70. 邦訳, 91頁。

- (6) Max Beer, *Early British Economics from the XIIIth to the XVIIIth Century*, London: George Allen & Unwin, 1938, rpt. New York: Augustus M. Kelley, 1967, p. 168.
- (7) *Ibid.*
- (8) Ronald L. Meek, *Studies in the Labour Theory of Value*, London: Lawrence & Wishart, 1956, p. 35. ロナルド・L・ミーク (水田洋・宮本義男訳) 『労働価値論史研究』日本評論社, 1957年, 33頁。
- (9) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (10) 平瀬巳之吉『経済学の古典と近代』時潮社, 1954年, 98頁。
- (11) 同上, 参照。
- (12) 同上, 172-75頁, 参照。
- (13) 同上, 175頁, 参照。
- (14) 同上, 180頁。
- (15) 同上。
- (16) 渡辺輝雄『創設者の経済学』未來社, 1961年 (『渡辺輝雄経済学史著作集』第1巻, 日本経済評論社, 2000年, 所収), 第1章, 参照。
- (17) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nation*, London, 1776, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, ed., by R. H. Campbell and A. S. Skinner Oxford; Oxford Univ. Press, 1976, Vol. I, p. 534. アダム・スミス (水田洋監訳・杉山忠平訳) 『国富論』(3), 岩波書店, 2000年, 66頁。なお『国富論』に, ペティの名は記されていない。
- (18) 大阪市立大学経済研究所 (編) 『経済学辞典』(第3版), 岩波書店, 1996年, 951頁。
- (19) 同上, 1187頁。
- (20) Vgl. Wilhelm Roscher, *Zur Geschichte der englischen Volkswirtschaftslehre im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert*, Leipzig, 1851, SS. 71-72. ロッシャー (杉本栄一訳) 『英国経済学史——一六・一七世紀に於ける——』同文館, 1629年, 152-53頁, 参照。[筆者において, 原著は未見]
- (21) Cf. Joseph A. Schumpeter, *History of Economic Analysis*, New York: Oxford Univ. Press, 1954, rpt., 1976, pp. 210-11. シュンペーター (東畑精一・福岡正夫訳) 『経済分析の歴史』(上), 岩波書店, 2005年, 211-12頁, 参照。
- (22) Cf. Wilhelm Letwin, *The Origins of Scientific Economics: English Economic Thought 1660-1776*, London: Methuen, 1963, Part II, 5.
- (23) Cf. E. A. Johnson, *Predecessors of Adam Smith: The Growth of British Economic Thought*, 1937, rpt., New York: Augustus. M. Kelley, 1965, Ch. I, VI.
- (24) Alessandro Roncaglia, *Petty: The Origins of Political Economy*, [1977], trns. by I. Cherubini, New York: M. E. Sharpe, 1985, p. 19. ロンカリア (津波古充文訳) 『ウィリアム・ペティの経済理論』昭和堂, 1988年, 39頁。
- (25) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (26) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (27) *Ibid.*, p. 21. 邦訳, 41頁。
- (28) Terence Hutchison, *Before Adam Smith: The Emergence of Political Economy, 1662-1776*, Oxford: Basil Blackwell, 1988, p. 29.
- (29) *Ibid.*, p. 34.
- (30) 松川, 前掲書, 2頁。
- (31) 同上, 5頁。
- (32) 同上, 19頁。
- (33) 同上, 5頁, 参照。
- (34) 同上, 20頁。

- (35) 同上, 18, 20 頁, 参照。
- (36) 同上, 23 頁。
- (37) 同上, 20 頁。
- (38) Cf. Lars Magnusson, *Mercantilism: The Shaping of an Economic Language*, London and New York: Routledge, 1994, pp. 131–33 [ラース・マグヌソン (熊谷次郎・大倉正雄訳) 『重商主義——近世ヨーロッパと経済的言語の形成——』知泉書館, 2009 年, 190–93 頁]; Roger E. Backhouse, *The Penguin History of Economics*, London: Penguin Books, 2002, pp. 68–72.
- (39) Andrea Finkelstein, *Harmony and the Balance: An Intellectual History of Seventeenth-Century English Economic Thought*, Ann Arbor: Univ. of Michigan Press, 2000, p. 1.
- (40) *Ibid.*, p. 5.
- (41) *Ibid.*, p. 1.
- (42) マーフィーは、この警句を 'let things go as they will' と英訳しているが、直訳すれば 'to walk as he wants' である。
- (43) Antoin E. Murphy, *The Genesis of Macroeconomics: New Ideas from Sir William Petty to Henry Thornton*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2009, p. 29.
- (44) Tony Aspromourgos, *On the Origins of Classical Economics: Distributions and Value from William Petty to Adam Smith*, London: Routledge, 1996, p. 9. なお、アスプロモスの見解についてはさらに、cf. do., *Brief History of Economic Thought*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2017, Ch. 3.
- (45) Aspromourgos, *Origins*, op. cit., p. 7.
- (46) *Ibid.*,
- (47) *Ibid.*, p. 54.
- (48) *Ibid.*, p. 43.
- (49) *Ibid.*, p. 42.
- (50) *Ibid.*, p. 44.
- (51) *Ibid.*, p. 9.
- (52) *Ibid.*, p. 57.
- (53) *Ibid.*
- (54) *Ibid.*, p. 467.
- (55) 他の 3 冊は、(i) Sabine Reungoat, *William Petty: Observateur des Îles Britanniques*, Paris: Institut National D'études Démographiques, 2004; (ii) Thomas E. Jordan, *A Copper Farthing: Sir William Petty and his Times 1623–1678*, Sunderland: Univ. of Sunderland Press, 2007; (iii) Hugh Goodacre, *The Economic Thought of William Petty: Exploring the Colonialist Roots of Economics*, London and New York: Routledge, 2018. (i) は筆者においては未見, (ii) は伝記的研究, (iii) はペティを、「アイルランド国民の経済的・社会的・文化的伝統を抹殺しようとする企画」を提案した「植民地主義者」(colonialist) と解している (Cf. p. 34, 38)。
- (56) Ted McCormick, *William Petty: And the Ambitions of Political Arithmetic*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2009, p. 5.
- (57) *Ibid.*, p. viii.
- (58) *Ibid.*
- (59) *Ibid.*, pp. viii–ix.
- (60) *Ibid.*, p. ix.
- (61) *Ibid.*, p. 163.

### 第3章 ホップズとペティ — 君主政から民主政へ —

ペティは多作の作家であった。彼は解剖学者であったけれども、経済科学の創生に最大の精力を注いだ。そのために、自然哲学よりもむしろ政治哲学（社会科学）に属する論説を数多く書いた。数が多いだけではない。幅広い関心を抱きながら、種々様々な項目をテーマにする論説を精力的に書いた。ランズダウン侯が編集して1927年に刊行した、『ペティ未刊行論文集』（*The Petty Papers*）という書物がある。この書物に載録された論説は、書物の体裁を整えるには至らなかった、薄っぺらで断片的な草稿や覚え書きなどである。ところが、それらの諸論説は「統治」・「ロンドン」・「アイルランド」・「宗教」・「辞典」・「統計」・「交易」・「教育」・「哲学」・「人口増加」・「軍隊」・「植民地」・「医学」など、著しく多岐広範にわたる諸項目をテーマとするものである<sup>(1)</sup>。したがって、これらの諸論説を通じて、彼の学究的関心がいかに広大無辺であったかということ、即座にかつ端的に知ることができる。

しかしながら、ペティが格別の関心を寄せながら、最大のエネルギーを注ぎ込んだ分野は、経済学であった。彼が最も本腰を入れて執筆に取り組んだのは、経済論説であった。彼が学際的な関心を抱きながら、広範な分野に及ぶエスキスのような小論説を数多く書いたのも、経済科学の創造を主な目的にしてであった、と思える。実際のところ、その諸論説のテーマは多岐に及んでいるけれども、その大部分は政治哲学（≠自然哲学）の分野に属するものである。ペティは多才であるとともに、多作の作家であった。彼は経済学の分野だけに限っても、数多くの著作を書き残している<sup>(2)</sup>。そのなかで、とくに注目に値する優れた論説は、次の6点である。すなわち、草稿「交易とその拡大についての解明」、『租税貢納論』、『賢者には一言をもって足る』、『政治算術』、『アイルランドの政治的解剖』、『貨幣小論』である。さらに、これらの諸論説のなかで、経済科学の形成を促進し、それに寄与したとりわけ重要な文献は、『租税貢納論』と『政治算術』との二著である。『アイルランドの政治的解剖』はこれらの二著と同様に、それなりの秩序と形式を整えて書かれた重要な論説である。しかしながら、この著書はE・シュトラウスも指摘しているように、他の二著とは異なり、書物としての統一性は稀薄で、論述にさほど深みがない<sup>(3)</sup>。

『租税貢納論』はペティによって書かれた、最初の経済学上の著書である<sup>(4)</sup>。この書物は経済学の黎明期を彩る優れた書物として、これまで比較的多くの学史家により注目されてきた。それは主に次のような理由により、比較的高く評価されてきた。すなわち、この書物においては、スミスの『国富論』に先立って、学史のうえでいち早く労働価値説が表明され、この命題にもとづいて素朴ながらも商品価値分析が展開されている。また、経費論と収入論とからなる包括的な国家財政論が、この書物で初めて展開されている。しかも、その財政論は学史の嚆矢となるばかりか、『国富論』第5編（財政編）の理論構成に少なからぬ影響を与えている。こうして、『租税貢納論』は要するに、『国富論』の理論体系の形成に少なからぬ貢献をしたというのである<sup>(5)</sup>。

このような解釈それ自体には、異論がない。ところがこの場合に留意すべきは、ここでは『租税貢納論』があくまでも『国富論』の理論体系を分析的枠組みにして検討され、その理論体系を分析的基準にして評価されている、という点である。そうであるとすれば、いうまでもなく『国富論』によって継受されなかった、『租税貢納論』独自の理論と思想は看過されることになる<sup>(6)</sup>。ここでは結局、『国富論』という大海に注ぎ込む、前古典派の学史の流れを担った役割が評価されているにすぎないのである。

『租税貢納論』は、王政復古期の1662年に刊行された。この年には王立協会が創設され、ペティはそのメンバーに選出された。この協会は周知のように、ベーコンの実験哲学の興隆を目的にして設立された、科学愛好家のサークルであった。ペティは終生、ベーコン主義者としてこのサークルに軸足を置き、そのメンバーと知的交流を重ねながら研究活動をおこなった。したがって、彼の論説を検討するにさいしては、彼が王立協会のベーコン主義者であったということを、考慮に入れなければならないであろう。換言すれば、彼の論説を当時の思想史的背景に照らし、それとの緊密な関係に注視しながら、検討しなければならないであろう。そのような検討を踏まえることなく、彼の言説の学史的位<sup>ち</sup>置や意義を的確に把握することはできない、と思えるからである。実際のところ、彼の幾つかの主要な論説は、ベーコンの帰納法哲学から強い影響を受けて書かれている。ところが、この問題は『租税貢納論』に関しては、もっと複雑である。この書物は王立協会が創設された年に刊行されたにもかかわらず、意外にもベーコン哲学ではなく、ホッブズの政治理論から直接的な影響を受けて書かれているからである。確かに、『租税貢納論』にはホッブズとその著書の名は見られない。けれども、この書物がホッブズの国家論を念頭に置いて書かれていることは、確かである。ホッブズの『リヴァイアサン』を念頭に置いて、この書物を丹念に繙くならば、そのことが分かる。ところが、そのホッブズはその頃、王立協会の主軸を担っていた幾人かのメンバーから、さまざまな理由によってひどく嫌われていた。ロバート・ボイルは、世界で唯一<sup>ただ</sup>一人だけ反感を覚える人間がいるが、それはホッブズであると吐露したことが、伝えられている<sup>(7)</sup>。そのためにホッブズは、早くからこの協会への入会を希望していたが、ボイル、J・ウォリス、P・ニールのような有力なメンバーの強い反対によってそれを拒まれた<sup>(8)</sup>。ペティが、自身の著書にホッブズの名を記さなかったのは、恐らくは、このような周囲の鬱々とした複雑な事情を勘案してであったと思える。実際のところQ・スキナーが指摘しているように、「『リヴァイアサン』は直ちに悪い評判になったので、この書物を公然と賞讃することは難しくなった」<sup>(9)</sup>のであった。このような事情はともかくとして、『租税貢納論』がホッブズの書物から影響を受けているとすれば、その政治理論を念頭に置いて、それとの継受の関係に留意しながら検討が進められるべきであろう。

ともあれ、ペティはこうして、ベーコン哲学とは異質のホッブズの政治哲学に、強い関心を抱いていた。彼がホッブズの政治理論に関心を寄せていたことは、『租税貢納論』において見られるだけではない。ランズダウンが編集した『未刊行論文集』（前掲）に、「ホッブズの君主政論」

（“On Hobbes’ Theory of Monarchy”）という論説が載録されている<sup>(10)</sup>。ペティはここでは、臆することなくホッブズの名をタイトルに冠して、その国家論を検討している。この論説はほんの僅かな頁数を含むだけの草稿にすぎない。しかも、ラテン語で書かれていることもあり、これまでほとんど読まれたことはないようである。けれども、ホッブズの国家論を正面から批判的に検討したこの論説は、ペティの政治思想を知るうえにおいて看過できない。そればかりか、ホッブズの政治理論と『租税貢納論』の言説との関連を理解するうえにおいても、重要な論説である。そこで、このペティの小論の見解について、少しばかり見ておきたい。

ペティの論説「ホッブズの君主政論」は、民主政よりも君主政の方が望ましいという、ホッブズの見解を批判したものである。ここで議論の直接の対象となっているのは、ランズダウンも指摘しているように、ホッブズの『市民論』(*De Cive*, 1642/1650)と『リヴァイアサン』(*Leviathan*, 1651)の第19章「設立による国家社会の幾つかの種類について……」である<sup>(11)</sup>。したがって、当の論説が書かれた時期は明らかではないけれども、ホッブズの主著（英語版）の刊行よりも後であることは、確かである。ラテン語で綴られたこの論説の叙述は、かなり難解である<sup>(12)</sup>。けれども、その見解の趣旨は明快である。ホッブズの見解とはまったく逆に、国家社会は君主政ではなく民主政にもとづいて形成されるべきである、というものである。その詳細は、次のとおりである。

「最も傑出したホッブズ」(clarissimus Hobbius)は、「考察するすべての事柄の性質を、いつも深く吟味する」<sup>(13)</sup>。彼は、君主政(Monarchia)と民主政(Democratia)とにおける利点と欠点に留意しながら、双方の統治制度を比較検討している。しかしながら彼は、この検討にさいしては、いつものように首尾良く事を運んでいるとは思えない。その理由は、明瞭である。彼がこの検討にさいして発した質問に、問題があるからである。その質問とは次のようなものである。「君主(Monarcha)は国家(Respublica)によって、彼自身の血縁の子供たちを……豊かにすることが、民主政の代弁者よりももっと可能であるか」<sup>(14)</sup>。「罪のない人間が、統治している民衆[→民主政]によってよりも、統治している君主[→君主政]によって、より厳しく頻繁に……処罰されているか」。「市民(cives)は、この状態[=君主政]かあの状態[=民主政]か[のどちら]において、より多くの自由を……持っているか」。人々は「少数者の集会所[→君主政]においてよりも、大きな集会[→民主政]において論じるときの方が、より多くのことを論じるであろうか」<sup>(15)</sup>。「国家(civitas)の困難な事柄は、少数者によってよりも多数者によっての方が、より安全に、より適切に、より迅速に、より正確に解決されるであろうか」。ホッブズはこのような質問を発し、「彼自身の卓越した知力」を働かせながら、双方の統治システムを比較検討した後に、結局「民主政よりも君主政の方を選んでいる」<sup>(16)</sup>。

ところが、ホッブズはこのような統治システムの考察にさいして、いつものように事柄を深く吟味しているとは思えない。このような比較検討により、根本的な問題が解決されているとは思えない。彼とは異なる質問を発して、当の事柄を再検討するならば、彼の結論は覆されるかも知

れないからである。いずれにせよ新たな質問を發して検討を重ね、「根本的な問題が解決されねばならない」<sup>(17)</sup>。そうすることにより、妥当な「結論を下すことが、私にできるかも知れない」<sup>(18)</sup>。その新たな質問とは、次のようなものである。「過去の経験から、民主政は君主政よりも長く続いたということが、明らかではないだろうか」<sup>(19)</sup>。「[民主政のもとで市民が]国内の[交易の]不活発や外国からの攻撃によって、衰弱したり無気力になったりしなかったということが、明らかではないだろうか」<sup>(20)</sup>。「市民は[どちらのシステムのもとで]飢餓と貧窮によって、比較的稀にしか死なないか、どうか」。「機械を作る技法は、ここかあそこかのどちらで[→君主政か民主政かのどちらで]よりいっそう栄えるであろうか」。「有用な発明は、ここかあそこかのどちらで、より頻繁に[見られる]であろうか」。「同数の市民は、君主政における攻撃的および防衛的軍隊か、民主政におけるそのような軍隊かのどちらにおいて、よりいっそう鍛えられ防備されているであろうか」。「同数の両親は、[君主政か民主政かの]どちらか一方において、より多くの子供を産むであろうか」。「[人はどちらにおいて]国家から立ち去るよりも、より多くがそれに加わるのか」<sup>(21)</sup>。

ランズダウンは、「ペティはこの論説において民主政（Democracy）を弁護しながら、彼のかつての師と敢然と戦っている」<sup>(22)</sup>、と指摘している。確かにペティはここで、ホッブズの政治理論を正面から積極的に批判している。ホッブズが發した質問を幾つか列挙し、その質問を糸口にして、彼の議論を批判的に検討している。ただし、その質問はホッブズ自身によってなされたものではない。ホッブズの議論の要点を明確にするために、実際にはペティによって發せられたものである。ここでのテーマを直接に扱った『リヴァイヤサン』第19章において、そのような質問そのものが窺えるわけではない。それはともかく、ペティはこのような質問を列挙しながら、ホッブズの立論に難点があることを明らかにしようとしている。ホッブズは、民主政よりも君主政の方が優れているという結論を導き出すことを予め前提にして、議論を進めているのである。したがって新たな質問を發して、ホッブズとは異なる角度から立論を進めるならば、彼とは逆の結論が導かれるであろう、というのである。このようにペティは思考を巡らしながら、さらに幾つかの質問を重ねた後に、民主政の方が優れているという結論を導き出している。その詳細は、次のとおりである。「自分自身の権力（potestas）を、誰か或る1人の人に永久に移譲することは……人間の本性にとって心地良いか、どうか」<sup>(23)</sup>。君主政においては、その権力が「統治の手腕において最も傑出した人」ではなく、「出生において最も傑出した人」に譲渡される可能性が高い。しかも、その権力を移譲される人が、「愚かで、狂暴で、放埒で、発狂した少年」である場合もありうる。「そのようであるから、民主政を追い払ういかなる必要性も、決してないのではないか」<sup>(24)</sup>。

『リヴァイヤサン』は1651年に刊行された当初から、痛烈な批判を浴びせられた。その頃、ホッブズはパリに滞在していたが、この書物が神の靈的な本質を否定する内容の書物であると非難されて、イギリス皇太子（後のチャールズ二世）の亡命宮廷への出入りを禁じられた<sup>(25)</sup>。また、

王立協会の「キリスト教徒の科学愛好家」(Christian virtuoso)からは、それが物質の運動を「霊的な力」(spiritual force)のコントロールから解放しようと目論む、唯物論の書物であると恐れられた<sup>(26)</sup>。この書物はそれ以外にも、様々な方面から批判された。けれども、その批判の矢はほとんどが、この書物の中核をなす政治理論ではなく、その根底に横たわっている無神論的傾向に向けられたものであった。ペティの「ホッブズの君主政論」は、覚書程度の草稿にすぎない。綿密な分析をおこなった優れた論説では、決してない。しかしながら、それはホッブズの政治理論を正面から批判的に検討しようと試みた、当時としては稀有な論説であったといえる。それだけではない。この論説は、それ以外の点でも注目に値する。それはここでは、ホッブズの国家論が狭義の政治的領域を越えた、幅広い角度から検討されているという点である。すなわち、君主政か民主政かという当面の問題が、国力・経済力と直接的・間接的に関係する、様々な事柄を通じて検討されているという点である。その詳細は、こうである。ここでは、次のような質問が発せられている。交易が「不活発」なときに、人々が「衰弱」して「無気力」になるのは、君主政と民主政とのどちらにおいてであるか。「飢餓と貧窮」によって、より多くの人々が死亡するのは、どちらか。「機械を作る技法」が発達したり、「有用な発明」が頻繁におこなわれるのは、どちらか。「攻撃のおよび防衛の軍隊」が拡充するのは、どちらか。「出産」や外国人の流入によって人口が増加するのは、どちらか。これらの質問は一見したところ、幅広く多岐に及んでいるように思える。ところが、これらの質問は煎じ詰めればすべてが同じことを、すなわち、国力・経済力の強化にとって、君主政と民主政とのどちらが望ましいか、ということを問うものである、と理解できる。要するにここでは、ホッブズの国家論が国力・経済力の強化という観点から再検討されている、と理解できるのである。そうであるとすれば、このペティの論説は経済思想史のうえにおいて、統治システムを「富と力」(wealth and power)の観点から検討したものとしてみても興味深い。

(1) Cf. Lansdowne, ed., *op. cit.*, Vol. I, II.

(2) Cf. Hull ed., *op. cit.*, two volumes.

(3) Cf. Strauss, *op. cit.*, p. 177.

(4) ペティの最初の著書は『ハートリブへの助言』(1674年)で、最初の経済学上の論説は「交易の解明」(1647年)を含む3編の草稿である。

(5) Cf. Letwin, *op. cit.*, p. 142. なお、大淵利男『イギリス財政思想史研究序説——イギリス重商主義財政経済論の解明——』(評論社, 1974年)におけるペティの財政論(第4章)は、このような学史的解釈にもとづいて生み出された成果である。大淵は、次のように指摘している。「ペティの財政論は……後世の財政学、とくにアダム・スミスについて、きわめて示唆に富んだ理論を表明している」。「ペティの『租税および貢納論』……は、アダム・スミスの財政論に摂取され、イギリス財政思想の伝統を形成していく」(3頁)。

(6) 池田浩太郎・大川政三『近世財政思想の生成——重商主義と官房学——』(千倉書房, 1982年)第1章は、ペティの財政論にケインズの視点が見られることを指摘している。

(7) Cf. Gooch, *op. cit.*, p. 47. 邦訳, 31頁。

- (8) Cf. John Aubrey, *Aubrey's Brief Lives*, ed. by O. L. Dick, London: Secker and Warburg, 1958, p. 158 [オーブリー（樋口稔・小池銈訳）『名士小伝』富山房, 1979年, 130頁]; Noel Malcolm, *Aspects of Hobbes*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2002, Ch. 10.
- (9) Quentin Skinner, *Visions of Politics*, Vol. III (Hobbes and Civil Science), Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2002, p. 316.
- (10) Cf. William Petty, "On Hobbes' Theory of Monarchy", in Lansdowne, *op. cit.*, Vol. II, No. 88, p. 20. この論説には、次の英訳がある。Frank Amati & Tony Aspromourgos, "Petty *contra* Hobbes: A Previously Untranslated Manuscript", in *Journal of the History of Ideas*, Vol. XLVI, Num. 1, Jan.-March, 1985, pp. 127-32.
- (11) Cf. Lansdowne, *op. cit.*, Vol. II, p. 20
- (12) ランズダウン編『未刊行論文集』に収録された当の論説は、テキスト・クリティークを加えられていない。ランズダウンはその解題で、「他の人は私よりも巧く、ペティのラテン語を解釈するかも知れないことを期待して、元のままの状態で資料を書き写した」(*Ibid.*, Vol. II, p. 20), と記している。そのために当の論説は、文法的に理解が困難な叙述や綴りが誤っている語句を、幾つも含んでいる。また、上記のアマティ＝アスプロモスの英語版には、訳業に苦勞した跡が各所に窺える。「この文は修復しがたい」と注記して、ラテン語の原文をそのまま記載した箇所さえもある。
- (13) Petty, "Hobbes' Theory", *op. cit.*, p. 35. Q・スキナーはこの叙述を引用して、「ホッブズ自身の弟子であったウィリアム・ペティは、彼の主権理論を賞讃した」(Skinner, *op. cit.*, Vol. III, p. 318)と指摘している。しかしながら、ペティは実際のところ当の論説において、ホッブズの国家論を賞讃ではなく批判している。
- (14) Petty, "Hobbes' Theory", *op. cit.*, p. 35.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*, pp. 35-36.
- (21) *Ibid.*, p. 36.
- (22) Lansdowne ed., *op. cit.*, Vol. II, p. 20.
- (23) Petty, "Hobbes' Theory", *op. cit.*, p. 36.
- (24) *Ibid.*
- (25) Cf. Johann P. Sommerville, *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context*, London: Macmillan Press, 1992, pp. 24-25.
- (26) Cf. Margaret C. Jacob, *The Newtonians and the English Revolution 1689-1720*, Ithaca, New York: Cornell Univ. Press, 1976, Ch. I. ジェイコブ（中島秀人訳）『ニュートン主義とイギリス革命』学術書房, 1991年, 第1章。

#### 第4章 『リヴァイアサン』と『租税貢納論』— 政治・権力から経済・財政へ —

『租税貢納論』に戻ろう。この書物はペティの主著として、学史家の間で総じて異論なく高く評価されてきた。ところが、この書物の性質——体系的か断片的か——を巡っては、解釈が分かれている。W・レトウィンは、『租税貢納論』が優れている点は、少数の主要なテーゼによっ

で据えられた、その内的統一性によるものである」<sup>(1)</sup>、と指摘している。すなわち、この書物では、主に「経済的に有効な租税政策」<sup>(2)</sup>に関するテーゼを中心に据えて、統一性や一貫性のある議論が展開されているというのである。ところがE・ジョンソンは、これとは対照的な解釈を下している。彼によれば、『租税貢納論』を含むペティのすべての論説は、「体系的探究を意図していない」<sup>(3)</sup>。そのために、それらの論説は「ヘールズ、マリーンズ、ミッセルデン、マンによる初期の経済的著書と対比してさえ、統一性と包括性を欠如している」<sup>(4)</sup>。それだけではない。彼によれば、『租税貢納論』は課税原理について考察した本論の他に、個別的な経済的諸問題を論じた数多くの余論を含んでいる。そのために、この著書においては、なおいっそう統一性や一貫性が損なわれている。確かにジョンソンが指摘するように、『租税貢納論』にはひじょうに多くの余論が含まれている。この著書には、「王領地・査定税・関税・人頭税……の性質と大きさについて明らかにする。それに戦争、教会、大学、賃貸料・購買年数、利子・為替、銀行・金貸し……についての幾つかの散在する議論と余論を加える」という、長い副題が付されている。このサブ・タイトルが明示しているように、この著書には数多くの余論がある。そのために、この書物をただ漫然と繙いただけならば、それは統一性や整合性を欠如した断片的な性質の論説であるかのような印象を受ける。しかしながら、『租税貢納論』をそのような無秩序な体系の書物であると解するのは、妥当ではない。余論に眼を奪われなくて、本論に眼差しを集中してこの書物を繙くならば、それがそれなりに体系的に編まれていることが分かる。その本論では、効率的で公正な租税制度とは何かという問題を中心的なテーマに据えて、経費論と収入論とから成る、包括的で統一的な国家財政論が展開されているからである。こうしてペティはいち早く、このような包括的・組織的な財政論を最初に展開したことから、財政学者の間では「近代財政学の父」とか「近世財政学の創設者」と呼ばれている<sup>(5)</sup>。

『租税貢納論』は論説「ホッブズの君主政論」と同様に、ホッブズの政治理論を念頭に置いて書かれている。しかしながら、この著書におけるペティのこの先学に対する姿勢は、その小論における場合とは異なる。ここではホッブズの国家論を正面から批判するのではなく、それを新たな観点から積極的に継受しようとしているからである。すなわち、先学の国家論を財政論の観点から仔細に検討して、そこにおける不足したり欠如している部分や要素を補充しながら、国家財政のシステムを理論的に構築しようとしているからである。Q・スキナーが指摘しているように、ペティはここで「ホッブズの政治システムを、より批判的で創造的でさえある方法で研究」<sup>(6)</sup>して、新たな地平を切り開こうとしているのである。

ペティは『租税貢納論』でホッブズの名を記していない。けれども、彼がホッブズの学説を直接に継承していることが明らか<sup>あかし</sup>な証が、この書物にはある。その第15章の冒頭で、彼は次のように述べている。「人々は、彼らが公共の平和(Publick Peace)に浴している分け前と利益に応じたのみ、すなわち彼らの財産や富に応じて、公共的経費(Publick Charge)に貢献すべきであるということは、すべての人々に広く認められている」<sup>(7)</sup>、と。これは課税の根拠を、国民

が政府から享受する利益に対する対価であるという点に見出す、「租税利益説」（benefit theory of taxation）である。この学説は、ペティがホッブズから直接に継承したものである<sup>(8)</sup>。ホッブズは『法の原理』（*The Elements of Law*, 1650）で、「主権により人々の財産に対してなされる徴税（Levies）は、主権者が人々のために維持する平和と防衛の代価にほかならない」<sup>(9)</sup>、と述べている。また『市民論』では、「臣民によって公共の用途のために納められるものは、獲得される彼らの平和の代価に他ならない」<sup>(10)</sup>、と述べている。ペティは『租税貢納論』で、このホッブズの見解を直接に継受しながら、租税とは臣民が主権者（政府）から受ける利益に対する対価として支払うものである、と主張しているのである。ちなみに、ホッブズが最初に表明したこの利益説は、課税の根拠を納税者の支払い能力に見出す「能力説」に代わる新しい見解として、その後の学史と政策史とに大きな影響を与えることになった。

ところが、ペティは『租税貢納論』において、ホッブズの言説の一部だけを部分的に継受しているのではない。彼はこの著書において、ホッブズが国家論を展開するにさいして抱いていた問題関心と、その国家論の理論的骨格とを受け継いでいる。彼自身の言葉で表現すれば、「ホッブズ氏の心を自分の心」<sup>(11)</sup>にして思考を巡らしている。したがって、この著書の内容を十分に理解するには、国家論におけるホッブズ→ペティという継承関係を考慮に入れておくことが、妥当である。そこでまず、ホッブズに国家論の展開を促した問題意識や動機と、その国家論のおおよその骨組みを把握しておきたい。

ホッブズは内乱（Civil War, 1642-49）の時代に、この出来事を観察しながら、これと深く関係する政治理論の書物を3冊書いた。彼の周囲にいた人々は皆、チャールズ一世を支持する国王派であった。ホッブズは彼自身の信念により、チャールズ国王に対して忠誠心を抱いていた。しかしながら、彼は国王派の立場から、君主政や絶対主義を理論的に擁護する目的で、書物を書いたのではなかった。人々の生命と財産の安全を保証するような統治システムを構築することを目指して、これらの書物で国家論を展開したのであった<sup>(12)</sup>。

彼は1640年に最初の著書『法の原理』を執筆した。それが刊行されたのは1650年に至ってであったが、その草稿が回覧されて幾人かの人々によって読まれた。この年には、革命の幕開きともいべき長期議会が招集された。この議会で国王は、その統治が不法であると激しく糾弾された。ジョン・ピム（John Pym, 1583・4-1643）は激烈な演説をおこなった。その演説により、国王の助言者であったストラフォード（Thomas Wentworth, 1st Earl of Strafford, 1593-1641）は、反逆罪の廉で処刑されることになった。またこの議会では、統治の抜本的改革を要求する大諫議書（Grand Remonstrance）が議決された。ところがこの議決を巡って、国王と議会とは真っ向から対立し、1642年に武力闘争に突入することになった。

ホッブズは長期議会の開催後まもなく、パリに亡命した。彼は国王派と見なされていたから、身の危険を感じたのであった。彼はその頃、議会での混乱を見て悲嘆にくれていた。統率力を喪失したチャールズはもはやこの国の真正の統治者ではなく、この国の統治は崩壊の瀬戸際に立っ

ている。そのような感懐を抱いていた<sup>(13)</sup>。彼によれば、無政府状態とは「継続的な恐怖と暴力による死の危険がある」、「各人の各人に対する戦争」<sup>(14)</sup>（＝万人の万人に対する闘争）の状態である。ところがこの国は今や、「人類に降りかかる最悪の災難」<sup>(15)</sup>というべき、その状態に陥ろうとしている。恐怖心の強かった彼は、このように眼前の事態を懸念しながらも母国に留まることなく、そこを離れたのであった。こうして彼はフランスに居を移したが、その亡命先でも執筆を続けて、1642年にパリで『市民論』（ラテン語版）を刊行した<sup>(16)</sup>。

その後、母国での内乱は激しさを増していった。戦闘は当初には王党派が優勢であった。ところが、クロムウェルが率いる鉄騎隊や新型軍の活躍により、やがて形勢は逆転した。王党派の軍隊は1644年のマーストン・ムーア（Marston Moor）の戦いで敗れ、翌年のネースビー（Naseby）の戦いで決定的な敗北を喫した。ホップズはパリで著作活動を続けながら、学僧メルセンヌの主宰するサークルに参加していた。母国での異変の成り行きを耳にしながらも、しばらくはこの出来事と直接に関係を持つことはなかった。ところが、彼の身边にも変化が訪れる。王党派軍がマーストン・ムーアの戦いで敗れてから、国王派の重要な人物がパリに亡命してきたからである。1645年に宮廷の重鎮であったニューカースル侯爵（Marquis of Newcastle）が、その翌年にはチャールズ皇太子（後のチャールズ二世）が、パリへやって来た。それだけではない。ホップズはニューカースルにより、光学についての著書を執筆するように懇願された。そればかりか、恐らくは王党派の中心人物ヘンリー・ジャーミン（Henry Jermyn, Earl of St. Albans）の尽力により、皇太子の数学教師を務めることになった。このようにして、ホップズは比較的長期間パリに滞在して、国王派の人々とも交流を深めた。けれども、彼がその間に最大の精力を注いだのは、著作活動であった。その甲斐あって、彼は1651年にロンドンで主著『リヴァイアサン』を出版することができた。ところが、この書物は出版されるやいなや、とりわけ新旧キリスト教会から激しい非難を浴びせられた。また皇太子の逆鱗に触れて、ホップズは亡命宮廷から追放された。そのために彼は、やむなくクロムウェルの共和政が支配するイギリスに帰国することになった<sup>(17)</sup>。

ホップズは三つの書物で国家論を展開している。それは壮大で重厚で複雑な内容の理論体系である。その詳細な内容を、ほんの僅かの紙幅で説明することはできない。ここではホップズ→ペティという継受の線に着目しながら、それに関係がある限りにおいて、当の国家論の骨組みを把握しておきたい。

ホップズは内乱を念頭に置き、主にこれと関わりを持った同時代人に向けて、次のようなメッセージを発しながら議論を始めている。自然状態とは、主権者による統治が欠如している状態である。そのような無政府の状態は、死の危険が付きまとう悲惨な状態である。そこでは人々が、それぞれの意志を発動させ、それぞれの利害を巡って互いに争うからである。このような混沌とした無秩序な状態においては、社会の繁栄も人々の福祉も訪れない。ところがこの国は、国王と議会が対立して政治が混乱し、統治が揺らいだことにより、このような悲惨な状態に陥ろうとし

ている。

ホッブズによれば、平和な状態は、統治の安定した国家（国家社会）<sup>コモンウェルス</sup>においてのみ、確保される。したがって、人々が秩序と調和を獲得するためには、自然状態を離脱しなければならない。生命と財産の安全が保証される、安定した国家を形成しなければならない。すべての人々の合意によって、そのような国家を構築しなければならない。人々の平和を実現する、そのような安定した国家とは、絶対的な最高権力を掌握する主権者（sovereign：統治者）によって統治される、国家である。要するに、この国は、そのような安定した国家に再構築されない限り、争いの絶えない悲惨な状態から逃れることはできない、と彼は主張するのである。

ホッブズによれば、このような統治の安定した国家（ただし「設立による国家」）<sup>(18)</sup>は、次のような手順を踏まえて構築される。（i）人々は始原集会において、主権者（統治者）を任命する。その主権者は1人の個人であるか、複数の人々から成る合議体であるかのどちらかである。前者の場合には君主政、後者の場合には民主政にもとづいて、統治がおこなわれることになる。（ii）人々は契約によって、自分が持っている生来の権利（自然権）を自発的に放棄し、それを主権者に譲渡する。こうして主権者（統治者）の手中に、最高権力が集中的に収められる。（iii）最高権力を与えられた主権者の意志は、すべての人々の意志が結合された一つのそれと見なされる。したがって人々は、主権者（＝政府）の意志に絶対的に服従しなければならない。ともあれ、このようなプロセスを経ることを通じて、最高権力を掌握する政府によって統治される、強固で安定した国家が誕生するのである。

ペティは1645年11月に、パリに亡命していたホッブズを尋ねた。この出会いは、ペティだけではなくホッブズにとっても得難いものであった。ペティは、ホッブズが晩年まで知的交流を重ねることになる、<sup>ただ</sup>唯一人のイギリス人となったからである<sup>(19)</sup>。双方はパリで、解剖学・光学・幾何学に関する問題を巡って言葉を交わした。ペティはこのとき、ホッブズの政治理論に触れる絶好の機会を得た。ホッブズは2年前に『市民論』を刊行して、すでにその壮大な国家論体系の理論的基礎を固めていた。ペティは『租税貢納論』において、その理論的枠組みを継受し、それを踏まえて新たな視角から考察を深めながら、新たな学問領域を開拓することとなった。したがって、『租税貢納論』を十分に理解するには、国家論におけるホッブズ→ペティという継承関係を考慮に入れておく必要がある。ところが、そのような国家論における双方の継承関係を把握するには、ホッブズの議論をもう少し跡付けておかねばならない。

ホッブズによれば、彼の構想する国家は人々の合意により、契約を結ぶことによって形成される。人々が相互に契約を結んで、それぞれ自分の権利（＝自然権）を、主権者の手に譲渡することによって形成される。その国家では、主権者（＝政府）は最高権力を与えられ、すべての人々の意志を具現する、一つの人格となる。人々は、主権者が行使する権力に服従する義務を負う臣民（subject）となる。このような人々の合意による最高権力の確立と、その権力への服従という行為とを通じて形成される国家においてのみ、平和な状態は確保される<sup>(20)</sup>。

このホッブズの人為的国家において、臣民は主権者に服従する義務を負う。ところが、主権者は自身の行為について、臣民に対していかなる責任も負わない。主権者は臣民と、どのような契約をも結んでいないからである。したがって、主権者は法に反する行為をなしたとしても、処罰されない。ところが、主権者は市民法には服さないとしても、自然法に背くことはできない。彼（ら）は自然法に則し、最高権力を与えられた主権者として、その義務を果たさねばならない<sup>(21)</sup>。社会の平和を維持し、人々の生命と財産の安全を保証するという義務を遂行しなければならない。この国家は、主権者による臣民の保護と後者の前者への服従という、双方の間での共通理念にもとづいて存立しているからである。「服従の目的は、保護である」<sup>(22)</sup>。臣民は、主権者が彼らの生命と財産を保護している限りにおいて、その権力に服従する。したがって、主権者が臣民を保護するという、その任務を遂行しないならば、臣民は主権者の権力に服従する義務を解かれる。「臣民の主権者に対する義務は、主権者が臣民を保護することができる限りにおいて存続するのであり、それより長くは存続しない」<sup>(23)</sup>。こうして、主権者が臣民を保護する任務を果たさなくなれば、臣民は契約によって課せられた、服従の義務を終える。すなわち、この人為的国家はその存立基盤をなす、主権者と臣民との間で形成された、保護と服従という共通理念を喪失する。要するに、この国家は存立基盤を失って消滅する<sup>(24)</sup>。

ホッブズの家論への論及は、この限りで事足りる。家論におけるホッブズ→ペティという継受の線は、主権者の任務に纏わる問題<sup>まっ</sup>を巡って、密接に結ばれている。ホッブズによれば、国家は主権者がその任務を果たせなくなれば、消滅する。そうであるとすれば、国家が成立するための不可欠の条件は、主権者がその任務を遂行できるか否かにある、といえる。ところが、ホッブズの構想において、主権者がその任務を遂行するための条件が、十分に備わっているとは思えない。彼（ら）が絶大な政治的権力を与えられるとしても、その任務を確実に果たすことができるかどうかは疑わしい。彼（ら）がその任務を果たすには、政治的・権力的基盤だけでなく、さらに経済的・財政的基盤が与えられていなければならないからである。ペティはホッブズの家論の理論的枠組みを継受しながらも、それを犀利な眼で冷静に見据えながら、このような疑問を抱いたのではないかと思える。このような批判的な態度をも保持しながら、先学の家論を実践的見地から継承し、『租税貢納論』で租税論を展開したと思えるのである。

実際のところ、租税問題は国王と議会との間に亀裂を走らせる、深刻な原因となっていた。チャールズ一世が無議会時代の1634年に、海軍増強を目的に船舶税（Ship Money）を賦課した。ところが租税は原則として、議会の合意がなければ取り立てられなかった。そこでチャールズは、船舶税を租税としてではなく、船舶徴用という奉仕の形態で徴収した。そのために1640年に短期議会が開催されたとき、この租税は違法であり、「権利の請願」（Petition of Right）に反するものであり、国民の自由を侵害するものであるという批判があがった。こうして船舶税は1641年に、長期議会において廃止された。それだけではない。この租税を巡る国王と議会との対立は激化し、その翌年に突入した内乱の引き金になった<sup>(25)</sup>。『租税貢納論』には、次のような

叙述が見られる。「課税権 [の根拠] が不明瞭で疑わしいことは、国民が [課税に] ひどく反抗し、君主が心ならずも苛烈になる原因であった。その顕著な例が船舶税で、この王国全土を 20 年に及ぶ出来事に巻き込む大きな原因になった」<sup>(26)</sup>、と。

ペティはホッブズから租税利益説を継承した。彼は『租税貢納論』において、この学説を支柱にして租税論を展開している。租税利益説は租税能力説とともに、租税の本質や根拠という問題に関する学説である。ところが利益説は、主権者と臣民との間における、保護と服従の関係を軸にして打ち立てられており、その点において、伝統的見解であった能力説とは性質が異なる。能力説においては、主権者と臣民の間における力関係は、一方的であるといえる。担税力のある臣民は、ただそれだけの理由により、租税を負担する義務を負う。その場合臣民は、主権者の徴税に対して服従するほかはない。ところが利益説においては、事情が異なる。ここでは双方の間での力関係は、双方向的であるといえる。主権者は臣民に対し、一方的に税を課することはできない。臣民は主権者の要求に絶対的に服従する義務はない。この学説によれば、主権者は——一部特定の臣民ではなく——臣民全般の双肩に対して課税することができる。しかしそれが可能であるのは、主権者が臣民の生命と財産を保護し、その安全を保証している限りにおいてである。彼（ら）が臣民の平和と安全を確保し保証することができないとすれば、臣民は税負担の義務を負わない。租税は、臣民が主権者から享受する利益に対する代価として、支払われるにすぎないものだからである<sup>(27)</sup>。

租税利益説を学史のうえで最初に表明したのは、ホッブズである。したがって彼は、主権者がその任務を遂行するには財政的基盤が必要であることを、確かに眼中に置いていた。ところが彼は、財政や租税の問題には、格別の関心を示していない。利益説を表明したけれども、この学説に従って租税問題を仔細に検討しているわけではない。それどころか主著では、この学説を表明することすらしていない。ペティはホッブズの国家論のこのような点に眼を注いで、それを理論体系上の不備と解したと思える。彼は利益説を継承して、ただ表明しただけではない。この学説を踏まえて、国家財政の問題を正面から精力的に考察している。主権者がその任務を遂行するのに必要な財政的基盤を、どのようにして確保すべきであるか、という問題と取り組んでいる。どのような種類の租税を、どのような方法で調達すべきか、という問題を検討している。このようにして、ペティがホッブズの国家論を財政の見地から継承して、議論を深めたことの意義は大きい。というのも、ホッブズの構想する国家において、利益説に則して財政的基盤を固めることは、さほど容易ではないからである。その詳細はこうである。この国家において、主権者は何よりも、臣民に公共用役<sup>サービス</sup>を十分に提供しなければならない。そうでなければ、臣民は彼（ら）の権力に服従する義務を負わないからである。ところが、主権者が臣民に公共用役を提供するには、財政的基盤を固めておくことが不可避である。その用役を提供するには、公共的経費がかかるからである。その経費は、主に税収入で賄われねばならない。ところが利益説に従って、主権者が臣民全般から租税を調達することは、さほど容易ではない。租税は、公共用役にたいする代価であるか

ら、税負担を償うに足りるだけの、十分な用役が臣民に提供されない限り、租税は原則として支払われないからである。それだけではない。租税の調達に臣民によって承認されるような、適切な方法でおこなわれない限り、それは容易には支払われないであろう。それが公平・公正な方法によって、合理的・効率的に調達されないとすれば、多くの臣民はその支払いを躊躇したり拒否したりするであろう。ペティが租税論を展開した背景には、このような克服すべき困難な問題が横たわっていたのである。

- (1) Letwin, *op. cit.*, p.143.
- (2) *Ibid.*
- (3) Johnson, *op. cit.*, p. 97.
- (4) *Ibid.*
- (5) 武田隆夫・遠藤湘吉・大内力『近代財政の理論』（再訂）時潮社、1979年、50頁；大淵、前掲書、3-4頁、参照。
- (6) Skinner, *op. cit.*, Vol. III, p. 318.
- (7) William Petty, *A Tretise of Taxes & Contributions*, London, 1662, in Hull ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 91. ペティ（大内兵衛・松川七郎訳）『租税貢納論』岩波書店、1952年、157頁。
- (8) 島恭彦『近代租税思想史』有斐閣、1938年、再販、1948年、第2編・第2章、参照。
- (9) Thomas Hobbes, *De Corpore Politico: or the Elements of Law*, London, 1650, in Sir William Molesworth ed., *The English Works of Thomas Hobbes of Malbesbury*, London: John Bohn, 1839, rpt. London: Routledge / Thoemmes Press, 1992, Vol. IV, p. 164. ホッブズ（田中浩・重森臣広・新井明訳）『法の原理』岩波書店、2016年、266頁；同（高野清弘訳）『法の原理』筑摩書房、2019年、280頁。
- (10) Do., *Philosophical Rudiments concerning Government and Society*, [De Cive, 1642], London, 1651, in *Works*, *op. cit.*, Vol. II, p. 157. ホッブズ（本田裕志訳）『市民論』京都大学学術出版会、2008年、258頁。
- (11) 第1章・注(18)を顧みよ。松川七郎は、当の国家論における継承関係を強調しながら、次のように指摘している。「かれ [=ペティ] の国家観はホッブズのつよい影響をうけており、強大な権力をもつ主権者によって統治されるイングランド王国の富強の実現こそ、王政復古後におけるかれの……窮極の目的であった」（松川、前掲書、374頁）、と。しかしながらペティは、ホッブズによる「強大な権力をもつ主権者」という見解を直接的に継受したわけではない。彼はホッブズの統治形態に関する見解に異を唱えながら、君主政に代えて民主政を選択したからである。
- (12) Cf. Sommerville, *op. cit.*, p. 1. Vgl. Peter Cornelius Mayer = Tasch, *Thomas Hobbes und das Widerstandsrecht*, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1965. マイヤー = タッシュ（三吉敏博・初宿正典訳）『ホッブズと抵抗権』木鐸社、1976年、155頁。[筆者において、原著は未見]
- (13) Cf. Arnord A. Rogow, *Thomas Hobbes: Radical in the Service & Reaction*, New York & London: W. W. Norton & Company, 1986, p. 123.
- (14) Thomas Hobbes, *Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill*, London, 1651, rpt. by Richadd Tuck, Cambrdge: Cambridge Univ. Press, 1991, p. 88. ホッブズ（水田洋訳）『リヴァイアサン』（1）、岩波書店、1954年 / 1992年（改訳）、210頁。
- (15) Rogow, *op. cit.*, p. 123.
- (16) Cf. Sommerville, *op. cit.*, pp. 17-18.
- (17) Cf. *Ibid.*, pp. 20-21.
- (18) ホッブズによれば、「設立による国家」（Common-wealth by Instituion）とは、人々が主権者の

権威を合意によって確立することを通じて、形成される国家である。Cf. Hobbes, *Leviathan*, *op. cit.*, p. 121. 邦訳(2), 34 頁。

(19) Cf. Skinner, *op. cit.*, III, Ch. 11.

(20) Vgl. Mayer = Tasch, *a. a. O.* 邦訳, 第 1 部・第 2 章, 参照。

(21) H・ウォリンダーによれば, ホッブズによる主権者の政治的義務についての説明は, 法律的主義と道徳的主義との二元論である。Cf. Howard Warrender, *The Political Philosophy of Hobbes: His Theory of Obligation*, 1957, rpt., Oxford: Oxford Univ. Press, 1961, p. 114.

(22) Hobbes, *Leviathan*, *op. cit.*, p. 151. 邦訳(2), 101 頁。

(23) *Ibid.*, p. 153. 邦訳(2), 100 頁。

(24) Vgl. Mayer = Tasch, *a. a. O.* 邦訳, 第 2 部・第 3 章, 参照。

(25) Cf. Sommerville, *op. cit.*, p. 17. 酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』ミネルヴァ書房, 2005 年, まえがき, 参照。

(26) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, *op. cit.*, p. 34. 邦訳, 62-63 頁。

(27) H・ウォリンダーが指摘しているように, ホッブズの国家論において「臣民は主権者が保護する力を失った場合には, 市民法に従う義務を免れる」(Warrender, *op. cit.*, p. 117)。

## 第 5 章 『租税貢納論』の租税国家論

『租税貢納論』はそのタイトルが表示しているように, 租税をメイン・テーマとする書物である。しかしながら, この書物は租税だけを対象にし, その問題だけを論究しているわけではない。ここでは, 主権者(政府)が公共用役を提供するのに必要な経費と, その経費を賄うのに必要な収入とが体系的に検討されている。租税はそのような収入を確保するための一手段にすぎない。けれども, それは基本的にすべての臣民(国民)によって支えられる最も重要な経費調達手段である。そのために租税は, ここでメイン・テーマとして重点的に検討されているのである。いずれにせよ, 『租税貢納論』は財政問題を系統的に検討した, 経費論と収入論とから成る包括的な国家財政論の書物である。ところが, 『租税貢納論』は国家財政の理論体系を構築することを意図して編まれた書物ではない。この書物の直接の目的は, T・ハチスンが指摘しているように, 「近頃復活された王政のために, 国家財政の原理を定めること」<sup>(1)</sup>にある。すなわち, この書物はホッブズの国家論を継受しているけれども, 『リヴァイアサン』のような理論体系ではなく, 実践的な色彩を帯びた財政政策論である。しかも, この書物は『リヴァイアサン』の理論的枠組みを踏まえて書かれているけれども, その論述の形式や仕方は後者とは異なる。ここでは幾何学的方法に依拠して書かれた『リヴァイアサン』におけるように, 言葉の定義を厳密に積み重ねることを通じて, 論述が理路整然と構成されているわけではない。

『租税貢納論』は数多くの余論を含んでいる。そのために, その論述はあらかし体系性や整合性を欠如していて, 論旨は必ずしも明快ではない。しかしながら, この書物は決して非体系的・非系統的に編まれた断片的な性質の論説ではない。論述は随所で脇道に逸れて錯綜しながらも, 租税・財政というメイン・テーマを軸に据えて, それなりに整合性や一貫性を保ちながら展開さ

れている。この書物は全部で15の諸章から成っている。各章のタイトルは様々で、メイン・テーマとはあまり関係がないように思えるものもある。とはいえ、この書物の論理構成はそれなりに整合的である。すなわち、第1～第3章が、国家社会を維持するために必要な諸経費について論じた経費論、第4～第15章が、その経費を調達するための手段（主に租税）について論じた収入論である。このようにこの書物では、全体が前編と後編との二つの部分から構成されている。そこで以下において、前編→後編という順序で双方の内容について検討したい。

**前編（経費論）** ペティは、政府が平和と安全の確保という、基本的任務を遂行するのに要する公共的経費（Publick Charges）を、6部門に分類している。すなわち、(i) 軍事費、(ii) 統治者（国王、行政・司法の担当者）を扶養する経費、(iii) 聖職者を扶養する経費、(iv) 高等教育のための学校（法律家・医者を養成する法学院および大学）を維持する経費、(v) 孤児・虚弱者・失業者を扶養する経費、(vi) 公道、航行可能な川、水道、橋、港を建設する経費が、それである。彼はここで、政府がその基本的任務を遂行するために、実際におこなうべき活動を6種類に区分けしている、といえる。すなわち、(i) 防衛、(ii) 司法・行政、(iii) 宗教活動、(iv) 教育、(v) 福祉・厚生、(vi) 公共事業が、それである。ここで掲げられた6部門の公共的経費は、その6種類の活動を推進するのに必要な諸経費にほかならないからである。ともあれ、6部門に分類された公共的経費は、おおよそあらゆる政府がその任務を遂行するのに要する、基本的な諸経費である。したがって、その公共的経費は、王政復古期の政府が実際に要していた諸経費を、直接的に分類したものではない。ペティはここで市民法、神の法、自然法に則し、現実主義・実利主義・合理主義・人道主義の立場に立って考究しながら、一般的に国家社会を維持するには、当の6部門の諸経費が必要であることを明らかにしているのである。

次にペティは、公共的経費の現状分析をおこなっている。すなわち、現行の政府が実際に要していた諸経費の状態を、6部門についてそれぞれ調査している<sup>(2)</sup>。その結果、(i) の経費は不必要に膨張する恐れがあり、(ii)～(iv) の諸経費は必要以上に多く、(v) (vi) の諸経費は少なすぎる、という結論を導き出している。この結論はそれ自体が、(ii)～(iv) の諸経費の削減、(v) (vi) のその増額を要請した提案であるといえる。その結論（提案）の詳細は、次のとおりである。

(i) 軍事費は、この国が「防衛戦争」(Defensive Wars) だけに関与している限り、さほど増大することはない。しかしながら、「攻撃的対外戦争」(offensive Foreign War) に手を染めるならば、それは著しく膨張する。攻撃的戦争は公共的経費を著しく増大させる、極めて不都合な原因となるからである。したがって、そのような戦争に突き進んではならない。ところが、隣国に攻撃的戦争を仕掛けるべきであると、煽動している人々がいる。攻撃的戦争は、多くの領土を少ない経費で獲得できるから得策であると、彼らは主張している。しかしながら、彼らはその場合、「君主の偉大さと名誉は、十分に統治された国民の数・技芸・勤勉においてよりも、むしろ領土の大きさに存する」<sup>(3)</sup> という、誤った見解に捕らわれているにすぎないのである。いず

れにせよ、この国の軍事費は、このような人々の煽動が原因で、必要以上に増大する恐れがある。(ii) 統治者を扶養する経費は、官職の数が多すぎることが原因で、(iii) 聖職者を扶養する経費は、教会区の数が多すぎることが原因で、(iv) 法学院・大学を維持する経費は、法律家・医者の数が住民数に比して多すぎることが原因で、それぞれ必要以上に増大している。(v) 孤児・虚弱者・失業者を扶養する経費は、増額の対象として検討されるべきである。これは「すべての無力で虚弱な人々」<sup>(4)</sup>を扶養する経費であり、そのような人々を救済するために孤児院・介護施設・病院などの公共施設を設立することは、「自然の法」に則して妥当だからである。(vi) 公道(High-ways)などを建設する経費は、増額されるべきである。公道のような産業基盤を形成する基礎的施設は、旅行や運送の費用を縮小し、その時間を短縮するからである。ひいてはそのことを通じて、人々の経済活動を援助し促進するからである。それだけではない。公道のような大規模な公共施設の建設は、もっと重要で有益な効果をもたらす。すなわち、建設される施設ではなく、建設する作業が、余分な働き手を吸収する新たな雇用を創出し、その結果、この大幅な雇用の拡大がなかったならば、乞食をして餓死するか、盗みをして絞首刑になるほかはなかったであろう多くの貧民を、救済することになるからである。

公共的経費に関する以上のような所説について、幾つかコメントを加えておきたい。

**第1** ペティは政府の果たすべき役割として、具体的に6種類の活動を挙げている。これに対し、スミスが『国富論』第5編・第1章(経費論)で挙げているのは、国防、司法、公共事業の3種類である。ところがスミスは、主権者(政府)がその義務を果たすのに要する諸経費として、防衛費・司法費・公共事業費のほかに、教育・宗教上の公共施設を維持する経費、および「主権者の威厳」を維持する経費を挙げている。そのために、ペティは挙げているけれども、スミスは掲げていない政府の役割は、福祉・厚生だけである。ところが政府の役割は実際のところ、それに福祉・厚生政策が含まれるか否かによって、性質や意義がかなり異なる。福祉・厚生政策は、国民の生活様式に直接的に大きな影響を与えるものだからである。スミスはできる限りの経費の縮減と、人々の自律的行動への不干渉とが望ましいというリベラルな考えにもとづいて、政府が積極的に多くの役割を果たすことに異を唱えたのである。こうして、政府の任務とその遂行に要する経費を巡る議論において、双方の間での政策的立場の相違が明瞭に示されているといえる。

**第2** ペティは人道主義の立場から、弱者を扶養するために福祉・厚生向上が図られるべきである、と提案している。ところが、彼は失業者については、単に人道主義の立場からのみ、その扶養を要請しているのではない。彼は「低賃金の経済」(economy of low wages)論を足元に据えて、さらに実利主義の立場から、彼らを救済することが望ましいと主張している<sup>(5)</sup>。その詳細は、こうである。彼によれば、労働者は元来怠惰であるから、その勤労意欲を刺激するために、労働賃金は、生活に必要な最低限の水準にまで引き下げられて然るべきである。ところが、賃金が最低限にまで引き下げられるならば、労働者は病で倒れたり失業したりしたときには、餓死するほかはない。彼らは低賃金でぎりぎりの生活を送っているので、「虚弱になったり、職を

失ったときに備えて、何も蓄えておくことができない」<sup>(6)</sup> という状態に置かれているからである。ところがペティによれば、そのような労働者が困窮を極めるという事態は、国家社会にとって損失である。彼らが困窮に陥って餓死することは、国家社会の働き手がそれだけ失われることであり、ひいてはその経済力が低下して、社会的富裕が全般的に減少することになるからである。E・ヘクシャーによれば、重商主義者においては、国民の福祉・厚生の上と国力・経済力の強化とは二律背反の関係にあるから、前者は後者の犠牲にされねばならない、と考えられた<sup>(7)</sup>。ところが、ペティは重商主義期の作家であつたけれども、これとは対蹠的な見解を抱いていたといえる。弱者のための福祉・厚生政策が、労働力の確保にとって必要であると考えていたからである。失業者の救済は、実利主義の立場から、国力・経済力の強化にとってむしろ不可欠な条件であると考えていたからである。

**第3** ペティは公共事業の推進を、雇用拡大政策として重視し、その必要性を力説している。その詳細はこうである。公共事業は労働者に雇用の機会を与えるものであるならば、どのような種類のものでも構わない。たとえ、それが社会的に有益な財を生み出さない事業であっても、積極的に推進されて然るべきである。例えば、無用のピラミッドをソールズベリー平野に建設したり、ストーンヘンジの石をタワーヒルに運ぶような、無価値で無意味に見えるような事業であっても構わない。たとえ馬鹿らしく見えても、労働貧民に雇用を与える事業であるならば、実際には有用である。その理由はこうである。そのような事業は、労働貧民を作業に従事させるから——それがどのような作業であろうとも——そのことを通じて、彼らを規律に従う従順な精神と、苦痛に耐えることができる強靱な肉体とを備えた、有用な働き手に鍛え上げることができるからである。ペティはここでこのように主張しながら、貧民救済という人道主義の立場からではなく、むしろ経済力の強化を目指す実利主義の立場から、公共事業の推進による雇用の拡大を提案している、といえる。

前編について、もう少し検討を加えておきたい。周知のように、スミスは『国富論』第5編・第2章（収入論）で、政府の唯一の収入源としての租税を検討するにさいして、租税一般の4原則（four maxims）を掲げている。すなわち、政府が租税を調達するさいに遵守すべき、公平、确实、便宜、最小徴税費という諸原則である。彼はこのような4原則を掲げ、それを評価基準として適用しながら、様々な租税を詳細に検討している。さらにそのような検討を通じて、いかなる租税が現行政府の収入源として適切であるか、ということを明らかにしている。ところが、このような周到な手順を踏みながら租税を丹念に検討したのは、スミスが最初ではない。ペティの『租税貢納論』に——素朴ではあるが——その先例を見出すことができるからである。彼はその第4章以降で、公収入の主要な源泉として租税を詳細に検討している。さらにその検討を通じて、現行の租税制度の抜本的な改革を提案している。ところが彼は、そのような第4章以降（収入論）においてではなく、それに先立つ第2章において、徴税方法に関する諸原則を掲げている。そして第4章以降で、この諸原則を判断基準にして租税を綿密に検討している。このようなペティの

論述の構成は拙劣で、議論の道筋は明快とはいえない。とはいえ、ペティが収入論に先立つ第2章において、スミスの4原則を彷彿とさせる課税原則を記していることは、確かである。そこで、その詳細について少し検討を加えておきたい。

ペティは第2章で、政府が国民から公共的経費を徴収するにさいして、不必要な負担をかけることになる不都合な原因として、幾つかの事柄を挙げている。その諸原因のうち、ここで留意に値するものは次の3点である。すなわち、(i)「課せられているもの[=租税]が過大ではないか、徴収されるもの[=租税]が横領されたり悪用されたりしていないか、徴収されるものが不公平に賦課され評価されていないか、という疑念」<sup>(8)</sup>を納税者に抱かせること。(ii)「租税を定められた期日に貨幣で支払うように、そして[納税者の]最も都合が良い時機に商品で支払わないように強制すること」<sup>(9)</sup>。(iii)「課税権(right of imposing)に関して不明瞭と疑いがあること」<sup>(10)</sup>。このような徴税にさいしての不都合を記した、三つの叙述は、次のようにもっと分かり易く書き改められるであろう。すなわち、(i)' 租税の徴収は、徴収額、税収入の使途・運用目的、税額の査定、税負担の配分などに関し、納税者が疑念を抱くことがないように、公平かつ公明におこなわれねばならない。(ii)' 徴税は、納税者の都合が良いときに、都合が良い方法でおこなわれるべきである。(iii)' 徴税にさいしては、課税権の根拠が明確でなければならない。これらの叙述はこのように書き換えられるならば、回りくどい言い回しではあるが、課税原則を記したものであることが明らかであろう。ペティは、これらの叙述が含意する原則に従って、徴税がおこなわれるならば、租税は国民に不必要な物理的・精神的負担をかけることなく円滑に調達される、と述べているのである。ここで留意すべきは、このようにして示されたペティの課税原則は、スミスの4原則と内容が幾分か類似しているという点である。その理由はこうである。ペティの原則(i)は、スミスの第2原則、すなわち「それぞれ個人が支払わなければならない税は確定的でなければならず、恣意的であってはならない。支払時期、支払方法、支払額は、すべて納税者にも他の誰にも、はっきりして分かり易くなければならない」<sup>(11)</sup>という确实の原則と、趣旨がほぼ同じである。またペティの原則(ii)は、スミスの第3原則、すなわち「すべての税は、納税者がそれを支払うのに最も都合の良さそうな時期と方法で徴収されねばならない」<sup>(12)</sup>という便宜の原則と、まったく趣旨が同じである。

スミスの4原則のなかでは、「すべての国の臣民は、できるだけ各人の能力に比例して、すなわち、各人がそれぞれその国家の保護のもとで享受する収入に比例して、政府を支えるために拠出すべきである」<sup>(13)</sup>という、第1原則が最も重要である。この公平の原則はそれ自体が、能力説と利益説とを折衷した内容の租税根拠論である。ペティが第2章で示した課税の諸原則のなかに、スミスの第1原則に相当するものは見られない。ところが、ペティは第2章ではなく、第15章の冒頭において租税根拠論を表明している。その内容は、スミスの根拠論(能力説+利益説)の一半をなす租税利益説である。しかもペティは、この根拠論(利益説)を課税原則として適用しながら、それを究極的な判断基準にして諸税を検討している。ひいてはそのような検討を踏まえ

て、税制改革案を提示している。

後編（収入論）『租税貢納論』の第4章以降は収入論である。ペティはここで、「国民が自分たちの統治と保護のために……必要な」<sup>(14)</sup> 公共的経費を調達する手段として適切なものは何か、ということについて検討している。つまり、現行政府の財政的基盤を固める収入源として何が適切であるのか、ということについて検討している。そのために彼は、土地税（地租）、関税、人頭税、十分の一税、炉税、<sup>エフ</sup><sup>ク</sup><sup>サ</sup><sup>イ</sup><sup>ズ</sup>内国消費税など、当時実際に採用されていた租税を検討している。ところが、検討されているのは租税だけではない。租税の範疇には属さないけれども、当時公収入の源泉として用いられていた様々なものが、検討の対象に含まれている。王領地、富籤、徳税、独占、官職、<sup>へんぞう</sup>鑄貨の変造（貶造）などが、それである。王政復古を迎えたこの頃、この国はすでに租税を主要な財政的基盤とする「租税国家」（Steuerstaat）に成長していた。それにもかかわらず、租税以外の収入源が検討の対象に含まれたのは、旧来の「家産国家」（Patrimonialstaat）の残滓がまだ完全には払拭されていなかったからである、と思える。いずれにせよペティは、この国が租税国家として十分に成長するために、抜本的な税制改革が必要であると考えたのである<sup>(15)</sup>。

ペティは、この国（イングランド、ウェールズ）が必要とする年間の公共的経費を、200万ポンドと推計する。彼によれば、200万ポンドは、国民の年間の収入（所得）の25分の1（4%＝公共的経費÷総収入）に相当する金額であるが、その4%という割合は、妥当な数値である。そこで当面の課題は、この200万ポンドの経費をどのような方法で調達すべきであるか、ということである。彼は、その調達手段として主に四つの具体的な方法を掲げている。そしてそれらを順次に検討して、どれが最も適切であるのか、という結論を導き出している。その四つの方法のうち、第1の方法以外は、すべて徴税方法（ways of Levying）すなわち租税による調達方法である。

第1の方法は、公共的経費を王領地（Crown Lands）の管理・運営により調達するというもの。すなわち、国王の直轄地400万エーカーから徴収されることが見積られる、全額地代（Rack-rent）の収入を、当の経費の支払いに充てるという方法である。この方法は、現状にそぐわないという理由により、退けられる。チューダー絶対王政期には、国家財政は主に王領地からの収入によって支えられていた。ところがエリザベス治世には、王領地に代わって租税が財政の柱となり、チャールズ一世の治世には、税収入が収入総額に占める割合は80%にも達していた。この傾向は、王政復古期に入っても持続していた。つまり、主権者の世襲財産を主要な財政的基盤とする「家産国家」はその頃には、すでに過去のものとなっていたのである<sup>(16)</sup>。ペティが王領地を退けた理由は、それだけではない。彼はホブズの国家論を継受し、その理論的枠組みを踏まえて、王政復古期の新政府が「公共的平和と豊富」を実現する統治をおこなうべきである、と考えた。その場合、政府は公共の利益——すなわち、人々の生命・財産の安全とその富裕——を実現する目的で活動する。したがって、その活動に要する経費はいうまでもなく、人々

の全般的利益を実現するための公共的経費である。そうであるとすれば、その経費は国王ではなく国民の財産により、その財産に広く課せられる租税によって調達されて然るべきである。彼はこのように思考を巡らせながら、第1の方法を退けたのである。

第2の方法は、一般に土地税と呼ばれていた月割査定税（Monthly Assessment）である。これは地代収入に課せられて、税負担が地主と借地農との双肩にかかっていた租税である。ペティはこの査定税に関しては、その負担が終局的にどの階級に転嫁されるのかという点に関心を寄せて、綿密に分析している。その結果、それは一部の地主の双肩に対してのみ負担が帰着する不公平な租税である、という結論を導き出している。そのような理由により、第2の方法を退けている。

ところで土地税には当時、月割査定税とは課税方法が異なるチューダー補助税（Tudor Subsidy）という租税もあった。ここでペティが査定税の方だけを採り上げているのは、恐らく双方とも基本的に性質が同じ土地税であると理解したからである。査定税は補助税とともに、王政復古期における租税制度の主軸をなす重要な租税であった。ところが実際のところ、双方は大きな欠陥を持っていた。そもそも、これら双方の租税は元来、土地収入である地代だけを課税対象とする土地税ではなかった。それらは当初は、すべての形態の富（動産と不動産）から生じる収入に課せられることを意図する、総合的収益税であった。しかるに、動産収入が課税の網を巧みに潜り抜けたことから、実際には地代収入にのみ課せられる土地税と化していたのである。つまり、査定税は補助税とともに、もとより地主と借地農の利益に反する、著しく公平性を欠如した租税であったのである。

それだけではない。ペティが採り上げた査定税は、さらに別の問題を孕んでいた。その詳細はこうである。この租税においては、導入にさいして課税率（地代収入1ポンド当たり××シリング）ではなく、総上がり高（徴収額）が定められる。さらに、その見積もられた徴収総額が、諸州の間において、それぞれの州の富（経済力＝担税力）の大きさに応じて配分される。そのために各州は、その徴収総額のうち、自らに配分された部分を負担する。したがって、各州がそれぞれ支払う納税額は互いに異なる。この場合、課税率は諸州の間で異なるけれども、税負担率は基本的に均等である。したがってこの限りにおいて、この租税は諸州の間において公平性が保たれるといえる。ところが実際には、その税負担の大きさは、諸州の間において均等でも公平でもなかった。なぜなら、税負担の各州の間での配賦率が、各州の経済力・担税力の大きさに見合っていないからである。具体的には、北・西部諸州にはその経済力の割には負担が軽く、ロンドン周辺諸州には重く配分されていたからである。こうしてペティは言及していないけれども、月割査定税は階級的にだけでなく地域的にも公平性を欠如した租税だったのである<sup>(17)</sup>。

第3の方法は関税である<sup>(18)</sup>。関税は土地税と並んで、税制のもう一つの柱をなしていた重要な租税である。ところが、この租税は収入をもたらす財政関税だけではなく、貿易統制の手段として機能する保護関税の役割をも担っていた。また、この租税は海外貿易の拡大を抑制する要因

を孕んでいた。ペティはこのような複雑な事情を考慮しながら、この租税を輸出関税と輸入関税とに区分けして、当の調達方法を綿密に検討している。

まず輸出関税 (Customs outwards) は、輸出貿易商人に課せられる租税である。むろん、その税率は高い方が、政府に多額の税収入をもたらす傾向がある。しかし、それが高すぎることは妥当ではない。その場合には、課税された輸出商品の価格が著しく引き上げられて、その商品の海外市場での競争力が弱められるからである。ひいては、その商品の輸出が抑制されて、貿易商人の利益が侵害されるからである。したがって、その税率の基準は、「輸出貿易商人 (Exporter) に妥当な利潤を与えた後に、外国人にとって必要なわが国自身の商品が……どこか他の場所で得られるよりも幾分か安価になるような状態にしておく程度」<sup>(19)</sup> が適切である。こうして結局、輸出関税は低すぎることも、高すぎることもない、その平均値が妥当であるということになる。すなわち、一方で、政府が税収入を確保するためにさほど低くはなく、他方で、輸出商品の競争力を弱めることがなく、貿易商人にそこそこの利潤を与えるほどに、さほど高くはない税率が、適切であるということになる。

次に輸入関税 (Customs upon imported Commodities) は、輸入商品の品目が何であるか——最終消費財か奢侈品か原料・半製品・道具か——によって、税率の妥当な基準が著しく異なる。この関税については、政府の税収入以外の事柄が、輸出関税における場合よりもっと幅広く考慮されねばならないからである。

(i) 最終消費財 (農産物・製造品) の税率は、課税された輸入品の価格を、使用価値が同じ種類の国産品の価格よりも、幾分か高い水準にまで引き上げる程の大きさが、適切である。「消費のための準備がすっかり整ったすべての[輸入される]物は、国内で育ったか、作られるかした同じ物よりも、幾分か高価になるようにされて然るべきである」<sup>(20)</sup>。というのは、最終消費財の輸入は、それと同種の国産品から国内市場を奪う可能性があるからである。したがって、その輸入税は国内生産者 (農業者・製造業者) の利益を守る保護関税として、税率が高い方が妥当であるといえる。とはいえ、それが高すぎることは適切ではない。その場合には、輸入貿易商人の利益が侵害され、輸入貿易が停止してしまうかも知れないからである。したがってその税率は、輸入品の価格を国産品のそれよりも少しだけ高く引き上げる程度の大きさが適切である、ということになる。(ii) 奢侈品の税率は、高く引き上げられて然るべきである。その高い税率は奢侈禁止法 (sumptuary Law) に代わって、この法律と同じ効力を発するからである。(iii) 工業原料・半製品・道具のような国内産業の発達に資する品目の税率は、引き下げられて然るべきである。

このようにペティは、関税に対しては、それが海外貿易に及ぼす影響力と、それが発揮する非財政的効果とに留意しながら、綿密に検討している。その結果、関税を経費調達手段として採用した場合には、「他の徴税方法 (way of Leavy) が関税と並んで実施されねばならない」<sup>(21)</sup>、という結論を得る。すなわち、関税は高い税率での採用が不可能であり、多額の税収入をもたらす

可能性が少ないから、この租税を調達手段として積極的に利用することはできない、というのである。こうして彼は、「関税がそれ以外の方法を必要とするということは、関税による方法に見られる不都合である」<sup>(22)</sup>と述べて、第3の方法を退ける。

第4の方法は人頭税（Poll-money）である。この租税は1641年に初めて採用され、王政復古期には土地税（月割査定税・チューダー補助税）・関税とともに徴税機構の軸をなしていた。ペティが分析対象にして直接に検討しているのは、新政府が1660年に採用した人頭税である。これは伝統的型式を受け継いだ等級別人頭税である。この人頭税では、ほとんどすべての国民が、第1～第8群からなる税負担の配当表に従って、それぞれに異なる税額を納入するように要求されていた。ペティはこの1660年の人頭税を分析して、その課税方法は「混乱、恣意性、不規則、[様々な]諸条件のごちゃ混ぜ」<sup>(23)</sup>という状態にあること、その税収額の大きさは不明確という状態にあることを明らかにしている。したがって、その人頭税は負担の公平性、課税の収益性という点で欠陥がある、という結論を導き出している。

ところが彼は、このような分析結果にもかかわらず、経費調達手段としての人頭税それ自体の意義を、否定しない。そのために彼は、従来の人頭税を抜本的に改革して、新たな人頭税を新政府の財政的基盤として採用することを提案している。その改革案には2種類がある。その一つは、すべての国民（労働が可能な16歳以上の男女）に対して、基本的に同じ大きさの負担を課するという、単純な型式の人頭税である。これは各人の担税能力（貧富）の差異には関係なく、同じ負担が一律に課せられるから「ひじょうに不公平である」<sup>(24)</sup>。もう一つは、この単純な人頭税の欠点を改めた、もう少し複雑な型式の等級別人頭税である。これら二つの種類のうちでは、ペティは意外にも、単純な型式の方が望ましいと考える。なぜならその人頭税は、その欠点を補って余りあるほどの利点を含んでいるからである。すなわち、子供を持つ親に対し、自分の子供が16歳（当の人頭税がかけられる年齢）に成長したら、直ちに仕事に就くように促すという利点である。彼はここで、この人頭税が持つ課税の非財政的效果という利点に着目している、といえる。

いずれにせよペティは、単純な人頭税であれ、もう少し複雑な人頭税であれ、新政府がこの租税を改善して採用することを提案する。この租税は、広範な諸階級の双肩に幅広く課せられる大衆課税である。そのために、各人に対して比較的軽い負担がかけられる割には、多額の税収入が国庫にもたらされる。またこの租税は、政府の活動から利益を享受している、すべての国民の双肩に限らず課せられるから、租税利益説に照らして公平かつ公正であるといえる。ペティはこのような理由によって、新政府が人頭税を採用すべきであると主張するのである。

第5の方法は内国消費税（Excize / excise）である。ペティはこの租税を検討した第15章の冒頭で租税利益説を掲げて、暗に租税能力説を退けている。このようにして彼は最初から、内国消費税の採用に賛成であることを表明している。というのも利益説に従えば、すべての人々の双肩に幅広く負担がかかる内国消費税が、公平で公正な租税であると解されるからである。ところが、課税の妥当性の根拠を、国民が政府活動から享受する利益ではなく、その担税能力に見出す

能力説に従えば、この消費税は公平性を欠いた悪税である、と解されからである。ペティは、土地税を主要な柱とする現行の租税制度を、抜本的に改変すべきであると考えていた。そのために彼は、担税能力が十分にある富裕な地主に課せられる土地税が、最も適切であるという解釈と呼応する能力説を、退けたのである。

ところが、この租税根拠論を巡る議論は、さほど単純ではない。課税の根拠を、国民が享受する利益に見出す利益説に従っても、土地税が公平性を欠く不適切な租税であると解されるとは限らないからである。すなわち、大きな資産を所有する富裕な地主の方が、他の比較的貧しい人々よりも、公共的平和の恩恵により多く浴していると考えることが可能だからである。その場合には利益説に従っても、消費税よりもむしろ——地主の双肩にかかかろ——土地税の方が適切な租税であるということになるからである。ペティはこのように思考を巡らしながら予防線を張るために、さらに議論を進めている。その詳細はこうである。彼は「富」(Riches)の概念を定義して、「現実的な富」と「潜在的な富」との2種類に分類しながら、次のように述べている。「或る人は食べたり、飲んだり、着たりするもの、あるいはそれ以外の方法で本当に実際に享受するものに依りて、実際に本当に富んでいる。[ところが]過度の力を持っているけれども、それをほとんど使わないような他の人々は、ただ潜在的に、ないし想像のうえにおいてのみ富んでいるにすぎない」<sup>(25)</sup>、と。すなわち、莫大な財産を所有していても、質素な暮らしをしている人は、潜在的に富裕であるにすぎず、様々な財貨を存分に消費している人が、実際のところ本当に富裕であるというのである。つまり、財産の所有ではなく財貨の消費が、より適格な富裕の指標であるというのである。そうであるとすれば、より多くの財貨を消費して、「現実的な富」を抱いている人が、真の富者として、公共的平和という政府活動からの恩恵により多く浴していることになる。したがって、そのようなより多く消費している人に、より大きな負担がかかる消費税が、公平で公正な租税であるということになる。また、大きな資産を所有していても、あまり財貨を消費しない、「潜在的な富」を抱いているにすぎない人に、課せられる租税は不適切であるということになる。つまり、質素な暮らしをしている地主の双肩に対しても、集中的に負担がかかる土地税は、悪税であるということになる。

こうしてペティは『租税貢納論』の最終章において、租税利益説にもとづく内国消費税の讚美という結論に達している。すなわち、ホッブズの国家論を継受しながら、国家が積極的な役割を果たすことを前提にして編み出された租税根拠論である、利益説を表明している。また、各人の負担が軽い割には、多額の安定した税収入が見込まれる大衆課税である、内国消費税を讚美している。つまり、ペティは政府が人頭税にもまして、内国消費税を採用することに積極的な姿勢を示しているのである。しかも、彼は双方の租税によって支えられる複税制ではなく、むしろ内国消費税だけを柱にする単税制が望ましいと考えていた。彼の推計によれば、この国の公共的経費は消費税だけの採用によって十分に調達できるからである。その詳細はこうである。この国が必要とする公共的経費は、年間 200 万ポンド<sup>(26)</sup>。国民による国産商品の消費総額は、少なくとも

年間 5,000 万ポンド。したがって、政府は国内消費に（消費税率 4%の）税を課せば、十分に必要経費を獲得できるというのである。

ところが、ペティは現行の内国消費税そのものを、新政府が積極的に採用すべきであると主張しているのではない。そもそもこの国には、すべての人々に幅広く課せられる大衆課税としての消費税は、まだ採用されたことがなかった。この国で最初に内国消費税が導入されたのは、内乱期の 1643 年においてであった。長期議会の指導者ジョン・ピムが導入した消費税である。その後、空位期にも同様の消費税が採用されたが、この馴染みのない租税は、王政復古にさいして廃止されるはずであった。ところが 1660 年の暫定議会において、宮廷の圧力により消費税原案が成立した。しかしながら 1661 年の騎士議会においても、消費税に反対する意見は依然として多く、宮廷が提案した増税案は不成立となった<sup>(27)</sup>。

ペティはその翌年に『租税貢納論』を刊行して、内国消費税を讃美したわけである。彼が提案したのは、「累積的内国消費税」(Accumulative Excize) と呼ばれる消費税である。これはこの国ですでに採用されていた内国消費税とは、性質がまったく異なる。まず、既存の消費税は、アルコール飲料を課税対象とする奢侈品税であった。それは、すべての国民が税負担に参加することを促す大衆課税ではなかった。これに対し、彼が提案した消費税は生活必需品税である。また、この累積的内国消費税は特異な性質を持っている。すなわち、それは最終消費財だけを直接の課税対象とする租税である。例えば、穀物（小麦）のような中間財ではなく、穀物が最終的に消費される状態に加工・製造されたパンに対して、課せられる。それだけではない。この消費税は累積的である。その意味はこうである。この消費税は最終消費財に対してのみ課せられ、中間財に対しては直接的には課せられない。とはいえ、中間財に対して、それが賦課されないというわけではない。実質的には羊毛・毛糸・布のような中間財に対しても賦課される。ただしその賦課は、その中間財を用いて製造された最終生産物（衣服）に対する賦課に包含され、その最終生産物＝消費財に対する賦課と一括しておこなわれる。したがってこの消費税においては、衣服（最終消費財）に対する課税とは別個に、羊毛・毛糸・布などの中間財に対する課税がそれぞれ個別におこなわれるということはない。そのような煩雑で手間がかかる課税はすべて省略され、数多くの中間財に対する課税は、一つの最終財に対する課税に累積して包括的におこなわれるのである。こうして、「われわれはこの累積的内国消費税により、多くの物に対し、それらを一つの物として引っくるめて課税することを意味する」<sup>(28)</sup>。

ペティはこのような累積的内国消費税を、新政府が採用すべきであると提案したのである。彼によれば、この消費税は理論的にも実践的にも、きわめて適切な租税であった。この租税は何よりもまず、「あらゆる人は自分が享受するものに応じて支払うべきであるという自然的正義 (Natural Justice)」<sup>(29)</sup> に適っている。換言すれば、この租税は、公共的平和に浴しているすべての人々に課せられるから、適切である。つまり租税利益説の立場から見て、公平で公正である。また、この消費税は、課税方法が効率的で合理的である。すなわち、課税対象が比較的少数の品

目に絞られるから、徴税の労力や経費は大幅に削減される。ペティはこの累積的内国消費税を柱とする単税制に、現行の複税制を改変すべきであるという、抜本的な税制改革を提案したのであった。

王政復古期における調達方法は、ペティが検討したものがすべてではない。それ以外にも看過できないものとして、政府借入れという方法があった。とくに重要なのは、チャールズ一世の時代より頻繁におこなわれていた、金匠銀行家からの借入れであった。これは将来の税収入を担保にしておこなわれ、収入が確保されるのに応じて漸次に償還されるという、「公債の前期の一形態」<sup>(30)</sup>であった。しかしながら、この借入れは実際のところ金匠銀行家からの高利貸付で、国王にとっては不都合な調達方法であった。そこでチャールズ二世は1665年に、ダウニング（Sir George Downing, 1st Baronet, 1623-84）の発案により、支払指図証（repayment order）という調達方法を導入することにした。これは一般投資家からの低利子での借入れを主眼とし、担保に入れられた租税の徴収に応じて、証書に記された番号順に6%の利付きで元金が償還されるという、新型の公債であった。この公債の償還を保証する担保としては、1665年に第二次英蘭戦争における戦費調達手段として導入された追加的補助金（Additional Aid）（=24ヶ月月割査定税からもたらされる税収125万ポンド）が充てられた。これは金匠銀行家に依存することも、議会の承認を得ることもなく資金を調達できる、国王にとっては好都合な方法であった。ともあれ、チャールズは対オランダ戦争が終結した1667年に、この支払指図証を発行した。しかしながら、その頃政府は多額の戦費負担による負債を抱え、税収入は大幅に減少していた。そのために、元金の返済は、当初の約束に従って確実に実行されるということではなかった。それどころか、財政的窮迫はその後いっそう深刻化して、1672年には「国庫支払停止」（Stop of Exchequer）が宣告された。周知のように、この国における公債政策は名誉革命（1688年）後に本格的に推進された。チャールズ二世の支払指図証は、革命政府が導入した短期国債の萌芽の形態をなすものであった。けれども、それは実際には、国王が私的信用にもとづいて資金を調達する、「国王私債」というべきものにすぎなかった<sup>(31)</sup>。『租税貢納論』が執筆されたのは、支払指図証の導入に先立つ時期であったから、むろんそこに当の萌芽の公債への言及はない。また『賢者には一言をもって足る』が執筆されたのは、対オランダ戦争の最中の1665年であったけれども、借入れへの言及はここでも見られない。この論説では、戦費が借入れではなく、大衆課税（内国消費税・人頭税）によって調達されるべきであることが提案されている。『政治算術』が執筆されていたときには、「国庫支払停止」が宣告された。けれども、この国王による宣言や借入れによる調達方法についての言及は、ここでも見られない。この書物では『租税貢納論』におけるのと同様に均衡財政の立場から、大衆課税の導入を眼目とする税制改革が提案されている。要するにペティには、公債のような借入れによって、公共的経費を調達するという構想はなかったのである。

『租税貢納論』は実践的な性質の国家財政論の書物である。その財政論の究極の目標は、この国が租税を財政的基盤とする「租税国家」として成長することにある。すなわち、公共的経費が

国民の租税によって賄われる、近代的な国家である。この書物では、そのような「国家」においてのみ、政府は公共的平和の維持という任務を十分に遂行できると考えられたのである。ここでは、その究極の目標を実現するために、税制改革案が掲げられた。現行の経費調達方法を、累積的内国消費税を柱とする徴税方法に改変すべきであるという提案が示された。この提案が実行されれば、必要経費を効率的に賄うことができる公平で公正な租税を財政的基盤とする、強力で安定した「租税国家」が形成されると考えられたのである。

- (1) Hutchison, *op. cit.*, p. 30.
- (2) 6部門に分類されない経費は、不必要なものと思われている、と解釈できる。
- (3) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, *op. cit.*, p. 22. 邦訳, 42頁。ペティは『政治算術』で、政治算術にもとづいて、国威や国力が領土の大きさに依存するという見解が誤りであることを、証明している。
- (4) *Ibid.*, p. 20. 邦訳, 40頁。
- (5) 「低賃金の経済」論については、cf. Edgar S. Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism: A Study in the Labor Theories of Later English Mercantilists*, 1920, rpt., New York: Augustus M. Kelley, 1965, Ch. VI.
- (6) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, *op. cit.*, p. 20. 邦訳, 40頁。
- (7) Vgl. Eli F. Heckscher, *Der Merkantilismus* [1931], übersetzung von Gerhard Mackenroth, Jena: Verlag von Gustav Fischer, 1932, Zwitter Teil, Erstes Kapitel; Vol. II, Part II-I; *Mercantilism*, trans. by Mendel Shapiro, 1935, rpt. London: George Allen & Unwin, 1962, Vol. II, Part II-II.
- (8) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, *op. cit.*, p. 21. 邦訳, 41頁。
- (9) *Ibid.*. 邦訳, 同上。
- (10) *Ibid.*. 邦訳, 同上。これは、直接的に船舶税を批判した見解である。
- (11) Smith, *op. cit.*, Vol. II, p. 825. 邦訳(4), 133-34頁。
- (12) *Ibid.*, II, p. 826. 邦訳(4), 134頁。
- (13) *Ibid.* 邦訳(4), 133頁。
- (14) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, *op. cit.*, p. 38. 邦訳, 68頁。
- (15) Cf. Joseph A. Schumpeter, “Die Krise des Steuerstaates”, in *Aufsätze zur Soziologie*, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1953; “The Crisis of the Tax State”, in *The Economics and Sciologie of Capitalism*, ed. by R. Swedberg, Princeton: Princeton Univ. Press, 1991 [シュムペーター (木村元一・小谷義次訳) 『租税国家の危機』岩波書店, 1983年]; Michael J. Braddick, *The Nerves of State: Taxation and the Financing of the English State, 1558-1714*, Manchester: Manchester Univ. Press, 1996, Ch. I [ブラディック (酒井重喜訳) 『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房, 2000年, 第1章].
- (16) Cf. *ibid.* 邦訳, 同上。
- (17) Cf. C. D. Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1975, Ch.V; W. R. Ward, *The English Land Tax in the Eighteenth Century*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1953, pp. 7f., 22.
- (18) 実際には、第3の方法として家賃税が検討されている。しかしながら、この家屋を課税対象とする租税は、土地税よりもっと不適切であるとして即座に退けられている。
- (19) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, *op. cit.*, p. 55. 邦訳, 96頁。
- (20) *Ibid.*, pp. 55-56. 邦訳, 98頁。
- (21) *Ibid.*, pp. 56. 邦訳, 100頁。

- (22) *Ibid.* 邦訳, 同上。
- (23) *Ibid.*, p. 62. 邦訳, 109 頁。
- (24) *Ibid.* 邦訳, 110 頁。
- (25) *Ibid.*, p. 91. 邦訳, 157 頁。
- (26) ちなみに, 統計数値が明らかな 1688~91 年における 1 年当たり平均の国家経費 (expenditure) は, 約 288 万 5,000 ポンドである。Cf. B. R. Mitchell & Phyllis Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1962, p. 389; B. R. Mitchell, *British Historical Statistics*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1988, p. 578.
- (27) Cf. Chandaman, *op. cit.*, Ch. I. 酒井, 前掲書, 第 2 章, 参照。なお名誉革命期 (1688~91 年) においてさえ, 内国消費税収入 (345 万ポンド) が税収入総額 (861 万 3,000) ポンドに占める割合 (28%) は少ない。Cf. Mitchell & Deane, *op. cit.*, p. 386.
- (28) Petty, *Treatise of Taxes & Contributions*, *op. cit.*, p. 93. 邦訳, 160 頁。
- (29) *Ibid.*, p. 94. 邦訳, 163 頁。
- (30) 仙田左千夫『イギリス公債制度発達史』法律文化社, 1976 年, 104 頁。
- (31) 同上, 第 4 章; 酒井重喜「チャールズ二世の『国庫支払停止』と『銀行家債務』」(『熊本学園大学・経済論集』第 24 巻, 第 1-4 合併号, 2018 年, 掲載), 参照。

(未完)

#### 後記

本稿は未完である。続編は, (i) ペティにおける政治算術の形成過程, (ii) 『政治算術』の政策論とその史的背景, (iii) 重商主義期の経済論説の学史的意義, を予定している。

(原稿受付 2020 年 10 月 27 日)

# Facial Expressions in Election Campaign Posters: the Effect of Smiling on Winning Political Seats During the 2017 Japanese Lower House Election

浅野正彦

本稿の目的は 2017 年 10 月 22 日に実施された第 48 回衆議院議員総選挙の『選挙公報』に掲載された候補者の顔写真を用い、候補者の顔写真の「笑顔度」と得票率の関係を検証することである。

候補者の「みかけ」が選挙結果に与える影響に関しては、社会心理学の観点から多くの研究成果の蓄積がある (e.g., Berggren and Poutvaara, 2010; King and Leigh, 2009; Mehu et al., 2007; Stockemer and Praino, 2017; Todorov et al., 2005)。例えば、フィンランド (Berggren and Poutvaara, 2010) やオーストラリア (King and Leigh, 2009) における国政選挙の候補者の写真を使った分析では、「美しい」顔の候補者はより多くの票を集めるという分析結果が得られている。

この論文ではオムロンが開発した自動顔認証システム (Okao Vision) を用いて、2017 年総選挙に立候補した 936 名の候補者の顔写真の「笑顔度」を測定し、得票率を応答変数として重回帰分析を使って分析した。得られた知見は次の 6 点である。第一に、候補者の笑顔度の分布が二極化していることである。図 1 に示されているように、笑顔度が計測できた 879 人中、284 人 (32%) の笑顔度が 0、146 人 (17%) の笑顔度が 1 であることがわかった。

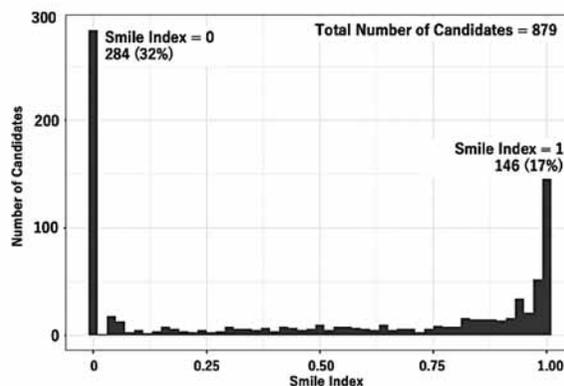


図 1 候補者の「笑顔度」の分布

第二に、男性候補者と比較すると、女性候補者の笑顔度が高いことである。図2を見ると、男性候補者の笑顔度の中央値は0.5に満たないが、女性候補者のほとんど全員の笑顔度が満点(1.0)に近いことがわかる。また、当選確率に関しては男性候補者の約半分弱(47%)が当選しているのに対して、女性の当選確率が男性の約半分(24%)である。

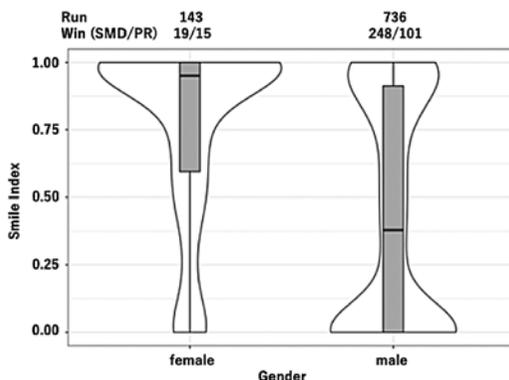


図2 候補者の「笑顔度」の分布(男女別)

第三に、年齢が増えるにつれて候補者の笑顔度が低くなっていることである。図3を見ると、20代の候補者の笑顔度が最も高く(中央値が約0.8)、年代が上がるにつれて(50代だけが若干高いものの)ほぼ漸進的に笑顔度が低下し、70歳代の候補者に至っては極めて笑顔度が低いことがわかる。

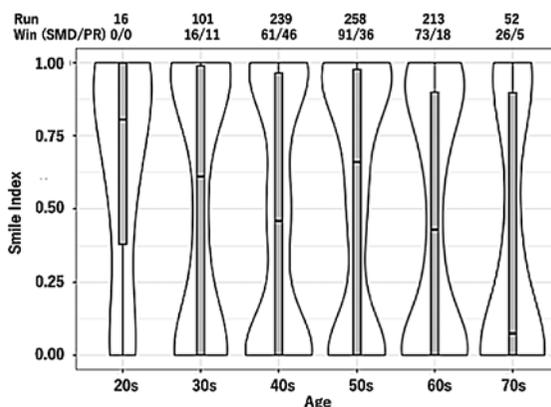


図3 候補者の「笑顔度」の分布(年代別)

第四に、候補者の笑顔度を政党別に比較すると、顕著な差が見られることである。図4を見ると、笑顔度が最も高い順に、立憲民主党、幸福実現党、日本共産党、無所属、希望の党、自民党、公明党と続いていることがわかる。

第五に、図5に示されているように、候補者個人と小選挙区に関連する様々な変数をコントロールすると、候補者(現職候補者と非現職候補者の両方)の笑顔度と得票率との関連は認められな

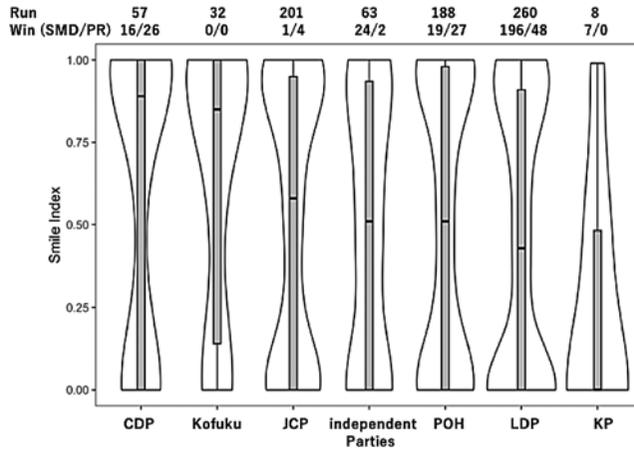


図4 候補者の「笑顔度」の分布（政党別）

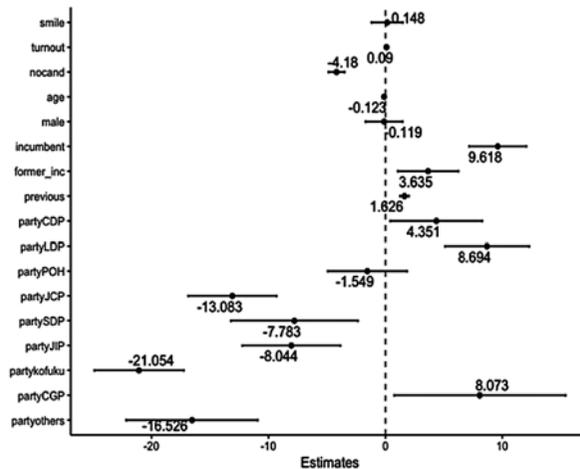


図5 得票率と「笑顔度」の重回帰分析

いことがわかった。

しかし第六に、図6に示されているように、立候補者を非現職候補者に限定し、小選挙区ごとの「立候補者数」と候補者の「笑顔度」の交差項を含んだモデルを使って推定したところ、立候補者数が4人以上の小選挙区においては「笑顔度」と「得票率」との間に正の関係が認められた。

小選挙区内から2名あるいは3名立候補している選挙区では、非現職候補者の「笑顔度」と得票率の関係は認められないが、立候補者数が4名、5名、6名と増えるにつれて、小選挙区では非現職候補者の「笑顔度」が「得票率」に与える影響が大きくなることが認められた。

付記1

本抄録は、Edward Elgar Publishing から2020年4月1日に出版された The Rhetoric of Political

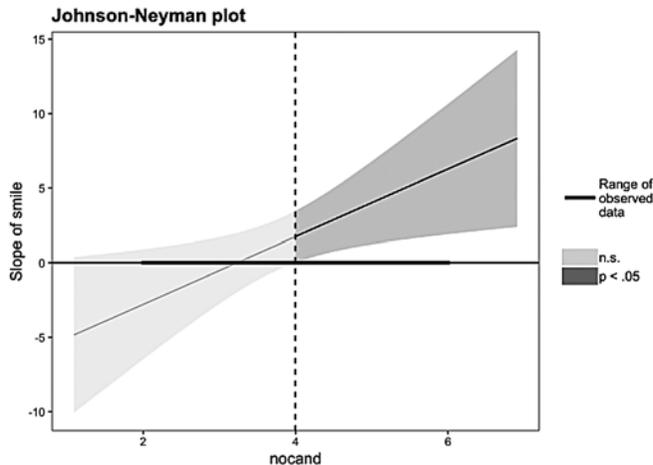


図6 「笑顔度」と「得票率」の関係（立候補者数ごと）

注：図6の横軸（nocand）は「小選挙区における立候補者数」を示し、縦軸は「笑顔度が得票率に与える影響（=限界効果：Slope of smile）」を示している。立候補者数の最小値は2、最大値は6である。例えば、立候補者数が5人の時、候補者の笑顔度が1ポイント増えると候補者の得票率は約4パーセントポイント増え、立候補者数が6人の時、候補者の笑顔度が1ポイント増えると候補者の得票率は約5パーセントポイント増えることが示されている。濃い影の部分は有意水準5%で統計的に有意であり、薄い影の部分は統計的に有意でないことを示している。

Leadership: Logic and Emotion in Public Discourse の第10章を和訳・編集し、本誌に「抄訳」として投稿するものである。

## 付記2

本論文は、2017年度拓殖大学政治経済研究所から研究援助を得て執筆されたものである。ここに感謝の意を表するものである。

## 参考文献

- Berggren, H. J., & Poutvaara, P. (2010). The looks of a winner: Beauty and electoral success. *Journal of Public Economics*, 94, 8–15. doi: 10.1111/j.1540-5907.2011.00511.x.
- King, A., & Leigh, A. (2009). Beautiful politicians, *Kyklos*, 62, 579–593. doi: 10.1111/j.1467-6435.2009.00452.x.
- Mehu, M., Grammer, K., & Dunbar, R. (2007). Smiles when Sharing, *Evolution and Human Behavior*, 28, 415–22. doi: 10.1016/j.evolhumbehav.2007.05.010.
- Stockemer, D., & Praino, R. (2017). Physical attractiveness, voter heuristics and electoral systems: The role of candidate attractiveness under different institutional designs. *British Journal of Politics and International Relations*, 19, 336–352. doi: 10.1177/1369148116687533.
- Todorov, A., Mandisodza, A. N., & Hall, C. C. (2005). Inferences of competence from faces predict election outcomes. *Science*, 308, 1623–1626. doi: 10.1093/scan/nsn033.

（原稿受付 2020年10月28日）



## 次の一步へ

椎 名 規 子

本学には2009年に奉職し、講義は主に民法（家族法）と国際私法を担当いたしました。

研究としましては、養子制度、離婚後の親子関係、婚外子制度など家族法の問題について、イタリア法と日本法の比較研究を中心に行ってきました。

イタリアはローマ法王庁のカトリックの影響もあり、個人主義の強い北欧などに比べると、日本に近い面が多くあります。しかしそのイタリアでも、家族法の改革が多く行われています。離婚後の共同親権制度の実現、婚外子法制の改革、同性カップルの法的保護などの多くの新しい改革が行われています。これに対して、日本は戦後70年以上を経過し、社会は大きく変化しているにもかかわらず、家族法の大きな改正は行われていません。日本の家族法は世界の流れから大きく遅れをとっています。そのため、私はイタリア法の研究が日本の家族法を改革する上で参考になるのではないかという観点から、研究を進めてきました。大学は退職とはなりますが、イタリア法研究は今後も続けるつもりです。

なおイタリア法研究を継続する実際的な理由としましては、グローバリゼーションにより国際結婚・離婚が増加しており、イタリア家族法の実務的知識や情報は非常に重要なものとなっていることです。しかしイタリア家族法の研究者は、国内にほとんどいない状況にあります。このことも退職後もイタリア家族法の研究を継続する理由です。

ところで、今後の本学の教育についてお願いがあります。それは、本学の女子学生が社会で能力を開花できるような教育をさらに進めていただきたいということです。

私の3・4年ゼミナールのゼミ長はほとんど女子学生でした。女子学生のゼミ長は、責任感を持ってゼミをリードしてまとめてくれました。

現在、世界はコロナ禍という大変困難な状況を迎えています。この状況でリーダーシップを發揮したのは、ドイツのメルケル首相やニュージーランドのアーダーン首相などの女性のリーダーでした。またアメリカでもカマラ・ハリス氏が副大統領に就任しています。日本は残念ながら女性が国のリーダーとなる状況には至っていませんが、今後は日本も女性がリーダーシップをとる時代へ歩みを進めると思います。その新しい時代に本学で学んだ女子学生に活躍してもらいたいと思います。どうぞ本学がそのような女子学生を育成する教育をより進めることを願います。

最後に、教員・職員の皆様には、様々に支えてくださったことに、心から感謝を申し上げます。おかげさまで、とても楽しく研究・教育に取り組むことができました。

## 《略歴と業績》

### 〔生 年〕

1953（昭和28）年2月，茨城県生まれ

### 〔学 歴〕

1971年3月 茨城県立土浦第一高校卒業

1975年3月 明治大学法学部法律学科卒業

1983年3月 専修大学大学院法学研究科（私法学専攻民法専修）修士課程修了

1989年3月 専修大学大学院法学研究科（民事法学民法専修）博士課程単位修得退学

### 〔職 歴〕

1989年4月 茨城女子短期大学保育科専任講師

2009年4月 拓殖大学政経学部准教授

2011年4月 同大学同学部教授

### 〔著作一覧〕

#### （著 書）

共著『離婚・再婚と子ども』大月書店 1989年

単著『現代の家族法』家庭科教育者連盟 1994年

共著『講説 民法（親族法・相続法）』不磨書房 1999年

共著『ファミリー・バイオレンス』尚学社 2008年

「イタリア — 2001年『家族関係における暴力防止措置法』」

共著『イタリア国民国家の形成』日本経済評論社 2010年

「見捨てられた子どもたち — 国民国家形成を支えた『家族』の陰に —」（第7章）

共著『性犯罪・被害 — 性犯罪規定の見直しに向けて』尚学社 2014年

「イタリアの性犯罪対策」

共著『親権法の比較研究』日本評論社 2014年

共著『Studi in Onore de Giuseppe de Vergottini』「The Principle of Equality in Constitutional Law and the Evolution of Family Law in Japan」CEDAM 2015

共著『養子制度の国際比較』明石書店 2020年

「イタリアにおける養子制度」（第8章）

(論文) (すべて単著)

- 「性的自由と性暴力 — 1996年イタリア刑法典強姦罪規定の改正をとおして —」 専修総合科学研究第6号 (2000年)
- 「イタリアにおけるドメスティック・バイオレンスの現状と法的課題 — 女性への暴力防止組織とその法的対応をとおして」 国士館大学比較法制研究第23号 (2000年)
- 「イタリアにおけるドメスティック・バイオレンスに対する新法について — 2001年「家族関係における暴力防止措置法」の意義」 専修大学法学研究所紀要27 (2002年)
- 「イタリアにおける女性への暴力に対する法規制 — その歴史の変遷と現状について —」 国士館大学比較法制研究第26号 (2003年)
- 「ドメスティック・バイオレンス防止法改正に関する一考察 — イタリア法と日本法との比較において」 専修総合科学研究第11号 (2003年)
- 「離婚後の子の監護 — 共同監護実現に向けたイタリア民法典改正とともに —」 国士館大学比較法制研究第27号 (2004年)
- 「イタリア憲法の家族条項および国家と家族の関係についての家族法的考察 — ファシズム下における国家による家族への介入の歴史とともに — (1) (2) (3・完)」 専修法学論集第95・96・98号 (2005年・2006年)
- イタリアにおける『家庭への子の権利』 — 国や自治体の実親援助義務と未成年養子制度の関係」 民事研修 (2009年5月号)
- 「親権制限と未成年養子制度における『子の福祉』 — イタリアにおける『家族への子の権利』」 専修大学法学研究所紀要35『民事法の諸問題Ⅻ』 (2010年)
- 「離婚後の共同親権 — イタリアにおける共同分担監護の原則から」 法と民主主義 (2010年)
- 「イタリアにおける子に対する共同親権の新制度 — 「両親とともに成長する権利 (Il diritto alla bigenitorialità)」の意義 — (1) (2)」 専修法学論集第113号, 第116号 (2011年, 2012年)
- 「イタリアの親権法」 戸籍時報第700号 (2013年)
- 「離婚後の共同親権 — イタリアと日本の法制度の比較において」 戸籍時報第702号 (2013年)
- 「The Joint Custody of Children after Divorce: A Comparison of Japanese law and Italian law」 拓殖大学論集第16巻1号 (2013年)
- 「イタリア親子法における子の法的地位の平等と『親責任』の実現 — 2012年と2013年の新親子法について —」 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究第19巻第1号 (2016年)
- 「イタリア憲法裁判所の『家族観』の変遷 — 1960年代の『家族』に関する憲法裁判所判決を通して —」 日伊文化研究56号 (2018年)
- 「ローマ法における婚姻制度と子の法的地位の関係」 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究20巻第2号 (2018年)

### (判例研究)

- 「不倫な関係にある女性に対する包括遺贈と公序良俗」専修法研論集第4号（1989年）
- 「家事裁判例紹介，親権者変更の申立てにつき監護者変更のみを認めた事例」民商法雑誌第142巻6号（2010年）
- 「家事裁判例紹介：DNA上血縁関係のない法律上の父と子の面会交流の許否」民商法雑誌第153巻1号（2017年）
- 「家事裁判例紹介：別居前の主たる監護者を監護者に指定しない事情の存否」民商法雑誌第154巻第5号（2018年）
- 「家事裁判例紹介：虚偽説明で子の引渡しを受けた父の監護者指定の取消」民商法雑誌第156巻3号（2020年）

### 〔辞典〕

- 『伊和中辞典第2版』小学館（1999年）
- 『生命倫理事典』太陽出版（2002年）
- 『情報教育事典』丸善（2007年）
- 『和伊中辞典第2版』小学館（2008年）

### (その他)

- 「医療過誤における医師の注意義務」専修大学大学院紀要「経済と法」第19号（1984年）
- 「中高年の離婚を成功させるには」婦人公論（1989年）
- 「男女平等——夫婦別姓をめぐる」婦人通信第374号（1990年）
- 「離婚後の親のあり方を問う」福祉のひろば第41号（1990年）
- 「婚約破棄の責任はどちらに」月刊家庭科研究5月号（1993年）
- 「事実婚と現代」月刊家庭科研究6月号（1993年）
- 「夫婦別姓への新たな動き」月刊家庭科研究7月号（1993年）
- 「夫の給料は夫だけのもの？」月刊家庭科研究8月号（1993年）
- 「離婚後の生活費の支払いは？」月刊家庭科研究9月号（1993年）
- 「自分で結婚を壊しても離婚の請求は認められる？」月刊家庭科研究10月号（1993年）
- 「財産分与 夫婦の平等の実現を」月刊家庭科研究12月号（1993年）
- 「離婚後の子の可能性が閉ざされないように」月刊家庭科研究1月号（1994年）
- 「離婚後も親子の交流を」月刊家庭科研究2月号（1994年）
- 「自分の老親よりも妻子を優先して養う子どもは親不孝か？」月刊家庭科研究3月号（1994年）
- 「夫の財産を妻が相続する意味」月刊家庭科研究4月号（1994年）
- 「家族法改正と男女平等」家庭科（1995年12月号）
- 「現代の家族を考える——婚外子差別最高裁違憲判決を契機に——」（2008年）

「日本でも同性婚は可能か — 同性婚を容認したアメリカ連邦最高裁判決を契機に —」NPO 現代の理論・社会フォーラム（2013年）

「父子関係とDNA鑑定 — 平成26年7月17日最高裁判決を考える —」NPO 現代の理論・社会フォーラム（2014年）

「わが国の家族法の未来を考える — 平等を実現するEUの挑戦を見て —」ローエイシア・ニューズレター No. 31（2014年）

「資料 イタリアの新親子法 — 2012年・2013年の民法典改正」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究第18巻第2号（2016年）

「人は施設の中では生きられない — すべての人が社会の中で共に生きるイタリアの法制度の挑戦」ふぁみりお第75号（2018年）

「氏名の権利」戸籍969号（2019年）





## 退職を迎えて

守 山 正

本学に勤務してから35年、大学を去る日を迎えた。この35年をじっくり思い返す機会はなかったが、いま思えば、さすがに種々の記憶がよみがえってきた。

そもそも35年前、私が本学に呼ばれたのは法学部を新設するという触れ込みであり、記憶によれば、当時、すでに憲法、行政法、民事訴訟法、労働法、商法2名（商学部）の専任教員が在籍しており、刑法担当の私が入る前年には、民法1名、国際法1名が採用され、私を含めて10名の陣容を揃えることになった。しかしながら、周知のとおり、法学部構想は頓挫し、代わって、その後工学部、国際開発学部が設置され、いわば法学専任教員は居場所を失っているような状態であった。少なくとも、2003年に政治学科が法律政治学科に改称されるまでは。

1985年前後の時期、多くの教員を新規採用したために、研究室が不足し、私は旧S館（現在のC館）の2人部屋に、さらに1名押し込められた状態で、3人部屋の研究室はまともな仕事ができる環境になかった（その後、改造前のD館で個室をもらったが、二部屋をくり抜いたレイアウトで扉が二つあった）。これらを思うと現在のB館の研究室は天と地ほどの違いがある。

前述のとおり、私の担当は刑法であったが、当時、総論と各論には分かれておらず、それを通年で教える形態で、およそ他大学の法学部授業体系には達しておらず、専門性に欠けていたと言わざるを得なかった。しかし、その後、履修科目として刑法は総論と各論に分化され、刑事訴訟法も加わり、さらには、刑事政策、被害者学、少年法、環境犯罪学などが加わるなどして、本学に全国的にも珍しい刑事法体系が整備されるようになった（少年法、環境犯罪学を設置したのは本邦初ではないか）。

研究面では大学院時代、1970年に京都開催の国連犯罪防止会議で扱われた公衆参加、とくに権力活動を監視する機能の問題に関心をもち、理論化の作業を進めていたが、その関係でイギリスの刑務所民営化が目にとまり、「刑罰執行を私人に任せてよいのか」という論争に興味を持つようになった。

その頃（1980年代末）、ブリティッシュ・カウンシルがイギリスへの派遣研究員を募集していることを知り、応募した結果、採用されてケンブリッジ大学法学部附属の犯罪学研究所への留学の機会を得た。当時は留学を1年延長することが可能であったので、計2年間、同研究所に所属できた（研究室の個室をもらったのは大変ラッキーで、国際電話が自由に使える秘書もしてもら

えた。現在、ケンブリッジ大学の客員研究員の扱いは推奨できるレベルにない)。紙幅の関係で詳しく触れることはできないが、今にして思えば、当時の所長アントニー・ボトムズ卿との出会いがその後の研究に決定的であったように思う。なぜなら、それ以来私の研究の中心となった環境犯罪学の重要性を私に開眼させたからである。その後も絶えず助言してくれたボトムズ教授とは、こんにちでも家族ぐるみの付き合いが続いている。

他方、留学中にローマに所在した国連研究機関にも計1年間ほど在籍させてもらい、イギリスとイタリアをたびたび往復した。さらには、ヨーロッパ諸国で開催された各種学会、研究会に参加し、旧東欧も含め、かなり多くの国を訪問し、それに伴い、イギリス人とどまらず、多くの研究者の知己を得て、いまでも存命の方々とは交流が続いている。

いずれにしても、35年間の記憶を呼び起こすには時間が足りないが、一つ言えることは、OBが数百名に達するゼミは毎年楽しい時間であった。私の信条は、常に学生諸君に「拓大に入って良かった」と感じてもらえることであった。それを果たせたか否かは定かではないが、優秀で善良な学生に恵まれたことは間違いなく、彼らに感謝したい。

また、着任当時、全学部(商、政経、外国語)の教授会を一堂に会して行うなどの小規模大学の特性として、教員と職員の距離も小さく、とくに学務課(ないし学務課出身)の職員の方々とも親しく交流させてもらい、定期的な飲み会なども行って情報交換に努めていた。本稿を書き進めるうちに、次々と過去の扉が開き始めたようで、着任初期に八王子校舎で学生とともに校庭を整備する野良仕事をやったり(れっきとしたカリキュラムであった。その際、予めハブの血清注射を打ったことが忘れられない)、厳冬期に北短の編入試験を実施するために北海道・深川まではるばる出かけ、入試委員メンバー一同で夜な夜な会食したこと、着任早々のゼミ募集に70名近い学生が押し寄せてきたことなど(驚くべきことに、当時履修者200名のゼミが存在した)、回想は尽きない。

いずれも懐かしい思い出であり、身体にしみ込んだ記憶である。拓殖大学の一員であったことを誇りに思いたい。

## 《略歴と業績》

### 〔生年・出身〕

1950年11月 福岡県生まれ

### 〔学 歴〕

1974年 早稲田大学第一法学部卒業

1977年 早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了

1983年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

### 〔職 歴〕

1983年 国土館大学法学部非常勤講師

1986年 拓殖大学政経学部専任講師

1988年 拓殖大学政経学部助教授

1988年 早稲田大学法学部非常勤講師

1989年 東洋大学法学部非常勤講師

1991年 プリティッシュ・カウンシル派遣研究員

1991年 ケンブリッジ大学犯罪学研究所客員研究員

1992年 国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI, ローマ）客員教授

1994年 Theoretical Criminology 誌国際編集委員

1995年 早稲田大学社会学部非常勤講師

1996年 拓殖大学政経学部教授

1998年 慶応義塾大学法学部非常勤講師

1999年 Howard Journal 誌国際編集委員

2001年 白百合女子大学共通科目非常勤講師

2004年 慶応義塾大学大学院法学研究科非常勤講師

2004年 早稲田大学大学院法学研究科非常勤講師

2004年 早稲田大学法務研究科（ロースクール）非常勤講師

2016年 東京大学工学部非常勤講師

### 〔学外委員歴〕

1989年 警察庁「緊急通報サービス業調査委員会」委員長

1996年 日本犯罪社会学会理事

- 1999年 警察庁「機械警備業マルチメディア化調査委員会」委員長  
2001年 法務省保護局「少年処遇に関する有識者会議」委員  
2001年 警察庁「障害者に係る警備業・銃刀所持調査委員会」委員長  
2002年 文部科学省「大学評価・学位授与機構」評価専門委員  
2005年 横浜市「安全安心プラン策定委員会」座長  
2010年 東京都「子どもを万引きさせない協議会」会長  
2011年 神奈川県「安全安心まちづくり検討委員会」座長  
2012年 小田原市「防犯施策検討委員会」委員長  
2012年 日本更生保護学会理事  
2013年 静岡県「防犯まちづくり有識者会議」委員  
2014年 東京都「安全安心に関する有識者懇談会」委員  
2015年 東京都「東京の治安に関する調査委員会」委員長  
2015年 神奈川県警「危険察知エンジン調達委員会」委員長  
2016年 内閣府「安全安心まちづくり功労者総理大臣表彰」審査委員  
2017年 警視庁「犯罪の予測における ICT 活用有識者会議」座長  
2018年 神奈川県警「産官学連携による人工知能活用の犯罪予測技法に関わる調査委員会」委員長

## 〔主要著作一覧〕

### （著 書）

- 共著『刑事政策』（蒼林社，1982年）  
共著『刑法演習Ⅰ・Ⅱ』（成文堂，1987年）  
共著『少年司法と国際準則』（三省堂，1991年）  
共著『新刑事政策』（日本評論社，1993年）  
共著『犯罪・非行事典』（大成出版，1995年）  
共著『少年司法と適正手続』（成文堂，1998年）  
共著『犯罪学への招待』（日本評論社，1999年）  
共著『非行少年と法』（成文堂，2001年）  
編著『ビギナーズ少年法』（成文堂，2005年）  
編著『ビギナーズ刑事政策』（成文堂，2008年）  
単著『イギリス犯罪学研究Ⅰ』（成文堂，2011年）  
編著『ビギナーズ犯罪学』（成文堂，2016年）  
単著『イギリス犯罪学研究Ⅱ』（成文堂，2017年）  
編著『ストーキングの現状と対策』（成文堂，2019年）

編著『ビギナーズ犯罪法』（成文堂，2020年）

（訳書）

- 共訳（G. ステファニ他）『フランス刑事法（刑法総論）』（成文堂，1985年）  
共訳（G. ステファニ他）『フランス刑事法（刑事訴訟法）』（成文堂，1986年）  
共訳（G. ステファニ他）『フランス刑事法（犯罪学・行刑学）』（成文堂，1988年）  
監訳（M. フェルソン）『日常生活の犯罪学』（日本評論社，2005年）  
監訳（R. クラーク他）『犯罪分析ステップ60』（成文堂，2015年）

（論文）

- 「刑事政策における公衆参加の現代的意義」更生保護と犯罪予防（54）1979年  
「わが国における更生保護事業の歴史的展開過程」早稲田大学大学院・法研論集（22）1980年  
「私的犯罪統制の機能と構造——公衆による犯罪防止・犯罪処理についての予備的考察」更生保護と犯罪予防（68）1983年  
「インフォーマル・クライム・コントロールの諸断面——社会の人々が果たす犯罪抑止的機能の若干の考察」犯罪社会学研究（8）1983年  
「家族の犯罪・非行とその法的対応～刑事法的観点を中心とした試論」犯罪社会学研究（12）1985年  
「更生保護会の模索」犯罪と非行（43）1987年  
「1998年～1990年学界回顧（刑事政策）」法律時報（60-13, 14, 15）1988年～1990年  
「刑務所社会化と人権保障の視角」『死刑の現在』所収，日本評論社，1988年  
「行刑における弁護士の関与と機能」自由と正義（41-9）1990年  
「非行少年に対する社会施設と市民参加～身柄付き補導委託の回顧と展望」拓殖大学論集（190）1991年  
「イギリスにおける刑事司法ボランティアと被害者救済（VSS）運動」犯罪と非行（89）1991年  
「更生保護会に期待される機能」罪と罰（28-3）1991年  
「犯罪予防をめぐる状況モデルと社会モデル」犯罪社会学研究（18）1993年  
「第11回国際犯罪学会の概要と犯罪学の潮流」ジュリスト（1035）1993年  
「犯罪者更生施設の行方～欧米の犯罪状況から学ぶ」更生保護（44）1993年  
「イギリス初の民営刑事施設を訪ねて」罪と罰（31-1）1993年  
「環境犯罪学とは何か～犯罪発生環境を考える」社会安全（19）1995年  
「非行少年処遇に対するコミュニティ・サービスの意義」犯罪と非行（103）1995年  
「イギリスにおけるマネー・ロンダリング対策の現状」刑法雑誌（34-2）1995年  
「イギリスにおける施設内自死の状況」刑政（107）1996年

- 「連載・犯罪学への招待」法学セミナー（508-525）1997年～1998年
- 「犯罪者処遇と社会奉仕制度」罪と罰（34-2）1997年
- 「イギリス少年司法の行方～厳罰政策は続くか」社会安全（25）1997年
- 「更生保護の存在意義～社会的犯罪予防の応用」更生保護と犯罪予防（130）1998年
- 「ケンブリッジ大学犯罪学研究所」犯罪と非行（118）1998年
- 「刑事政策における市民の役割」罪と罰（35-3）1998年
- 「刑事司法の私事化現象～イギリス施設民営化を素材に」『西原春夫古希記念論文集』所収，成文堂，1998年
- 「環境犯罪学入門（上）理論編・（下）実践編」刑政（110-5，6）1999年
- 「犯罪予防論の検討～環境犯罪学とコミュニティ・ポリシングの接点」警察学論集（52-10）1999年
- 「犯罪および犯罪学の現在」法学セミナー（539）1999年
- 「現代犯罪の分析」法学セミナー（539）1999年
- 「イギリス社会内処遇の状況」罪と罰（36-3）1999年
- 「刑事司法の比較文化的理解——更生保護における人間関係を求めて」『更生保護制度施行50周年記念論文集』所収，1999年
- 「刑事政策における私事化の意義」犯罪と非行（123）2000年
- 「イギリスのリストラティブ・ジャスティスの問題点～1998年犯罪・秩序違反法をめぐる論争」捜査研究（587）2000年
- 「イギリス労働党の少年司法政策～1998年犯罪・秩序違反法を中心に」『宮沢古希記念論文集』所収，成文堂，2000年
- 「新世紀における犯罪者処遇：矯正保護審議会『提言』に触れて」犯罪と非行（129）2001年
- 「少年非行の原因と予防～社会統制のあり方をめぐって」『少年非行と法』所収，成文堂，2001年
- 「犯罪学者ラジノビッツの軌跡～ケンブリッジ大学犯罪学研究所の展開」法律時報（73-10）2001年
- 「環境犯罪学とは何か」プシコ（3-3）2002年
- 「更生保護の沿革・現状及び課題」法律のひろば（55-5）2002年
- 「リストラティブ・ジャスティスとコミュニティ・ポリシング」現代刑事法（4-8）2002年
- 「刑事政策の国際性について～犯罪の普遍性と犯罪者処遇の文化的規定性」早稲田法学（78-3）2003年
- 「少年事件被害者への配慮」現代刑事法（5-8）2003年
- 「少年非行に対する二つの予防」警察政策（6）2004年
- 「イギリスの終身刑」犯罪と非行（140）2004年

- 「安全まちづくりのヒント」青少年問題（51）2004年
- 「都市と犯罪予防～環境犯罪学に学ぶ」日本不動産学会誌（19-2）2005年
- 「イギリスの性犯罪対策」犯罪と非行（149）2006年
- 「イギリス保護観察の変節」更生保護と犯罪予防（147）2006年
- 「欧米における『デシスタンス（desistance）』研究の状況～犯罪常習者が犯罪を止めるとき」犯罪と非行（150）2006年
- 「平成18年犯罪白書を読んで」法律のひろば（60-1）2007年
- 「性犯罪者のリスクの評価と管理に関する一考察——その行動および認知に関する犯罪心理学的アプローチ」白百合女子大学研究紀要（43）2007年
- 「イギリス犯罪学の成立と展開～3人の大陸系巨匠の貢献」慶應義塾大学・法学研究（80）2007年
- 「悪質運転者の犯罪経歴～イギリスの内務省研究調査から」（『交通刑事法の現代的課題』所収），成文堂，2007年
- 「安全・安心まちづくりのもう一つの論点」改革者2007年11月
- 「児童期における非行のリスク・ファクターとその予防——家庭に対する早期介入の必要性」白百合女子大学研究紀要（44）2008年
- 「イギリス保護観察100年～回顧と展望」犯罪と非行（156）2008年
- 「これからの犯罪者処遇～性犯罪対策」ジュリスト（1361）2008年
- 「地域力と犯罪予防」青少年問題（56）2009年
- 「説話法による犯罪レジスタンスの分析——常習犯罪者が犯罪を止める理由・背景」白百合女子大学研究紀要（45）2009年
- 「イギリスにおける犯罪予防戦略と地域社会の関与」警察政策（11-1）2009年
- 「現代における『子どもの安全』総合的検討」犯罪と非行（162）2009年
- 「イギリス新政権の刑罰政策」犯罪と非行（169）2011年
- 「地域に根ざした刑事政策～community justiceの時代」犯罪と非行（171）2012年
- 「日本の低犯罪率要因の分析」青少年問題（646）2012年
- 「イギリスにおける警察コミッショナーの導入～警察の民主性と政治性」犯罪と非行（174）2012年
- 「近年の犯罪傾向と体感治安の乖離～なぜ不安はなくなるのか」改革者（52）2013年
- 「イギリスにおける問題解決型裁判所の展開～2つの地域司法センターの評価をめぐって」拓殖大学論集（16-2）2014年
- 「犯罪不安感に関する一考察～『シグナル犯罪』論を手がかりに」拓殖大学論集（17-1）2014年
- 「諸外国のストーキング実態とその対策：イギリスの状況を中心に」犯罪と非行（178）2014年
- 「公的犯罪統計と体感治安の乖離に関する日英比較研究」社会安全研究財団最終報告書 2014年

- 「イギリスにおける矯正と保護の連携」罪と罰 (52-3) 2015 年
- 「犯罪予防論の現代的意義」刑法雑誌 (54-3) 2015 年
- 「ストックホルム犯罪学賞と環境犯罪学」犯罪と非行 (180) 2015 年
- 『社会空間犯罪学』と環境犯罪学～ボトムズ論文を契機として」拓殖大学論集 (18-1) 2015 年
- 「イギリスにおける犯罪学・刑事司法教育と法曹養成」犯罪学雑誌 (81-6) 2015 年
- 「コミュニティ再生と犯罪統制～集合的効力 (collective efficacy) をめぐって」白百合女子大学研究紀要 (51) 2015 年
- 「犯罪学から見たネット社会」犯罪と非行 (181) 2016 年
- 「女性, 子どもの安全」(『現代危機管理論』所収), 立花書房, 2017 年
- 「刑務所出所者の社会復帰支援～暴力団離脱者支援の可能性」警察学論集 (70-2) 2017 年
- 「犯罪予防」罪と罰 (54) 2017 年
- 「犯罪予測技法の展開～近接反復被害分析を中心として」拓殖大学論集 (20-1) 2017 年
- 「親子間の葛藤～親殺し・子殺し」日立財団「みらい」(2) 2018 年
- 「在日外国人の社会的不適応」日立財団「みらい」(3) 2019 年

#### (英字論文)

- “Citizen Associations and the Volunteer Probation Officers”, UNICRI, 1988.
- “The Response to Delinquency by Formal Agencies”, Onati International Institute for Sociology of Law, 1989.
- “Changing Social Control of Juvenile Delinquency in Japan,” Takushoku University Journal, vol. 198, 1992.
- “The Structure of Social Control in Japan; why we enjoy a low crime rate?” Raimund Jacob et al (eds.), Psyche, Recht und Gesellschaft, 1995.
- “Japan; Iron Fist in a Velvet Penal Glove in Penal Systems; A Comparative Approach”, James Dignan et al (eds.), The Penal Systems, 2006.
- “The Co-operation between Correction and Probation in Japan”, UNAFEI, 2016.

#### (学会・研究発表)

- 「成人犯罪者の社会内処遇」日本犯罪社会学会, 1983 年
- “Community-based Treatment of Criminals in Japan,” the Symposium on Comparative Criminal Justice Systems in Japan and Canada, Vancouver, Canada, 1988.
- “Why Do We Enjoy a Low Crime Rate in Japan?” British Society of Criminology, Cardiff, UK, 1993.
- 「イギリスにおけるマナー・ロンダリングの現状と対策」日本刑法学会, 1993 年

- 「刑事施設の民営化」日本犯罪社会学会，1994年
- “The Possibilities of Situational Crime Prevention in Japan,” ECCA, Newark, USA, 1995.
- “The Cultural Basis of Crime Prevention: The West versus Japan”, American Society of Criminology, Chicago, USA, 1996.
- “CCTV in Japan; From the Viewpoint of the Country with Strong Social Control”, The Symposium of CCTV and Social Control, Sheffield, UK, 2004.
- 「我が国の社会内処遇を巡る緊急の諸課題と今後の在り方」日本犯罪社会学会，2006年
- “Culture and Crime in Japan; Social Context of “It’s Me Fraud”,” Environmental Criminology and Crime Analysis (ECCA), Barcelona, Spain, 2008.
- “Understanding a Low Crime Rate in Japan,” 国際犯罪学会第16回世界大会（神戸），2011.
- 「環境犯罪学の展開と適用可能性」日本犯罪学会 2011年
- 「環境犯罪学の論理とわが国における適用例」警察政策フォーラム，2012年
- 「保護司の基盤」日本更生保護学会，2012年
- 「犯罪予防論の現代的意義」日本刑法学会，2014年
- 「非行と貧困～格差社会における社会的排除」日立財団シンポジウム，2015年
- 「暴力団刑務所出所者の社会復帰」警察政策フォーラム，2016年
- “The Co-operation between Correction and Probation in Japan and England,” 国連国際高官セミナー（UNAFEI），2016年
- “Crime Prediction Using AI in Japan,” オランダ大使館経済フォーラム，2019年
- 「特殊詐欺の構造と対策」警察フォーラム，2019年



## 拓殖大学研究所紀要投稿規則

### (目的)

第1条 拓殖大学(以下、「本学」という。)に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所および地方政治行政研究所(以下、「研究所」という。)が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

### (紀要他)

第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
- (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
- (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿(以下、「投稿原稿」という。)及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

### (投稿資格)

第3条 紀要の投稿者(共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名)は、原則として研究所の専任教員、兼任研究員および兼任研究員(以下「研究所員」という。)とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師(非常勤)の投稿について、年度1回を限度に認めることができる。

### (著作権)

第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

### (執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

#### （原稿区分他）

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

**表1 投稿原稿区分：第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所**

(1)論文	研究の課題、方法、結果、含意（考察）、技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	本条第5項に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

**表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所**

(1)論文、(2)研究速報、(3)展望・解説、(4)設計・製図、(5)抄録（発表作品の概要を含む）、(6)その他（公開講座記録等）
---

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

#### （投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

#### （リポジトリへの公開の停止及び削除）

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

#### （その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

#### （改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

#### 附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

# 拓殖大学政治経済研究所紀要

## 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

### 1. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1)	原稿は、 6月末日締切 - 10月発行
(2)	原稿は、 10月末日締切 - 3月発行

### 2. 使用言語

言語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

### 3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。  
なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

①	論文	40,000字（1行43字×34行で27頁）以内	} A4縦版・横書
②	上記以外のもの	20,000字（1行43字×34行で14頁）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

### 4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

### 5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

## 6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし、脚注が相応しいと判断する場合、それも可とする。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

## 7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

## 8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

## 9. 原稿の審査・変更・再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

(2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

(4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通知する。

## 10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

## 11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

## 12. 改廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、所長が決定する。

### 附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	判例研究：	裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
②	解説論文：	他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
③	講演：	研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
④	シンポジウム：	研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。
⑤	書評：	専門領域の学術図書についての書評。
⑥	随想：	自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
⑦	通信：	個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。
⑧	報告：	学界展望など。研究所からの通知を含む。
⑨	資料：	上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

以上

## 執筆者紹介（目次掲載順）

長	友昭（ちょう・ともあき）	政経学部教授	民法，中国法
宮下	量久（みやした・ともひさ）	政経学部准教授	地方財政，公共選択
大倉	正雄（おおくら・まさお）	政経学部名誉教授	経済学，経済思想史
浅野	正彦（あさの・まさひこ）	政経学部教授	比較政治学，政治学方法論

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和30年（1955年）の第9号を「創立55周年記念」とするに際して，本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

**拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第23巻第2号** ISSN 1344-6630

（拓殖大学論集 321）ISSN 0288-6650

2021年（令和3年）3月19日 印刷

2021年（令和3年）3月25日 発行

---

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

編集委員 白石浩介 小竹聡 杉浦立明 丹野忠晋 近藤和貴

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 白石 浩介

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 ㈱外為印刷

---

# THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

---

Vol. 23 No. 2

March 2021

---

## Articles

- Tomoaki CHO                      A Comparative Legal Analysis of Name Rights and  
Parental Naming Rights in Japan and China                      ( 1 )
- Tomohisa MIYASHITA              Empirical Analysis of Collaboration Between  
Municipalities and Spillover                      ( 23 )
- Masao OKURA                      William Petty and the Dawn of Economic Science ( i )                      ( 41 )

## Abstract

- Masahiko ASANO                      Facial Expressions in Election Campaign Posters:  
the Effect of Smiling on Winning Political Seats  
During the 2017 Japanese Lower House Election                      ( 97 )

## Profiles and Works of Retired Professors

- Noriko SHIINA .....(101)
- Tadashi MORIYAMA .....(107)

**Submission of Manuscript** .....(117)

**Instructions for Contributors** .....(119)

---

Edited and Published by  
**INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS**  
**TAKUSHOKU UNIVERSITY**  
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN